成年後見制度関係資料集（Ver.6）

成年後見制度関係資料集

（ver.6）

令和４年９月１日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 室

成年後見制度関係資料集(ver.6) 目次

【法・基本計画】

① 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

② 成年後見制度の利用の促進に関する法律のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

③ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【利用促進に係る通知・主な事務連絡】

④ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（社援成 0325 第 2 号・障障発 0325 第 1 号・老高発 0325 第 3 号・老認発 0325 第 1 号/令和 4 年 3 月 25 日）抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

⑤ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知 子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号/平成 29 年 12 月 12 日）抜粋・・・・・・ 45

⑥ 成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について（情報提供）（成年後見制度利用促進室事務連絡/平成 30 年 7 月 24 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

⑦ 成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び中核機関整備の推進について（情報提供）（成年後見制度利用促進室事務連絡/平成 30 年 8 月 23 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

参考：地方交付税制度の概要

⑧ 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）（成年後見制度利用促進室等事務連絡/平成 31 日 3 月 18 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

⑨ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長など通知　社援地発 0603 第 1 号・社援保発 0603 第 2 号・障障発 0603 第 1 号・老振発 0603 第 1 号/令和元年 6 月 3 日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

参考：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインへの発出について（通知）（厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発 0603 第 1 号/令和元年 6 月 3 日）

参考：身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて（厚生労働省医政局医事課長通知 医政医発 0427 第 2 号/平成 30 年 4 月 27 日）

⑩ 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立について（内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知 府成見第 1 号/令和元年 6 月 24 日）・・・・・・・・・・・ 69

【成年後見制度に係る通知等】

⑪ 市町村長申立、成年後見制度利用支援事業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び

精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長など通知　障障発第 0729001 号・障精発第 0729001 号・老計発第 0729001 号/平成 17 年 7 月 29 日）
「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について」の一部改正について（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成 17 年 7 月 29 日）
「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について」（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成 12 年 7 月 3 日）
「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡/平成 20 年 3 月 28 日）
「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成 20 年 10 月 24 日）
「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長など通知　障障発 1126 第 1 号・障精発 1126 第 1 号・老認発 1126 第 2 号/令和 3 年 11 月 26 日）

⑫ 市民後見人の育成及び活用に向けた取組について（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡/平成 24 年 3 月 27 日）、成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡/平成 28 年 4 月 26 日）・・・・・・・・・・・ 90

⑬ 成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての留意事項について（厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡/令和 3 年 3 月 24 日）・・・・・・・・・・・

【参考】

⑲［三士会］成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について（要請）（平成 29 年 6 月 9 日）・・・

○ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて（厚生労働省医政局総務課長通知 医政総発 0603 第 1 号/令和元年 6 月 3 日）
https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf

○ 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知　老高発 0830 第 1 号・老振発 0830 第 2 号/平成 30 年 8 月 30 日）
https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0831091312359/ksvol676.pdf

○ 成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引（最高裁判所）
http://www.courts.go.jp/vcms_lf/201904tebiki.pdf

○ 平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（公益社団法人　あい権利擁護支援ネット/平成 27 年 3 月）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf

○ 平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」（公益社団法人　日本社会福祉士会/平成 31 年 3 月）
https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2018/seinenkoken_hokoku.pdf

○　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本方針（第十一条）
第三章　成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
第四章　成年後見制度利用促進会議（第十三条）
第五章　地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　成年後見人及び成年後見監督人
二　保佐人及び保佐監督人
三　補助人及び補助監督人
四　任意後見人及び任意後見監督人

２　この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　成年被後見人
二　被保佐人
三　被補助人
四　任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

３　この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

４　この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条　成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

２　成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

３　成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条　成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条　国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

２　地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条　政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条　政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章　基本方針

第十一条　成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二　成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三　成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四　成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六　成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七　成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八　地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九　前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十　成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一　家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章　成年後見制度利用促進基本計画

第十二条　政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

２　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　成年後見制度の利用の促進に関する目標

二　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章　成年後見制度利用促進会議

（設置及び所掌事務）

第十三条　政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

２　関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

３　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章　地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条　都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附　則（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行、本法附則の規定により平成 30 年 4 月 1 日改正、同日施行

基本理念

成年後見制度の理念の尊重
①ノーマライゼーション
②自己決定権の尊重
③身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

1 国の責務
2 地方公共団体の責務
3 関係者の努力
4 国民の努力
5 関係機関等の相互の連携

基本方針

1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
5 任意後見制度の積極的な活用
6 国民に対する周知等

1 地域住民の需要に応じた利用の促進
2 地域において成年後見人等となる人材の確保
3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

1 関係機関等における体制の充実強化
2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

施策の実施状況の公表（毎年）

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

体　制

成年後見制度利用促進会議

・　法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する。
・　関係行政機関相互の調整を行う。

意見

成年後見制度利用促進専門家会議

・　有識者で組織する。
・　基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討する。

法改正に伴い、H30．4．1に発足。両会議の庶務は厚生労働省に置かれている。
（改正前までは内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議と有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会が置かれていた。）

地方公共団体の措置

市町村の措置
→国の基本計画を踏まえた計画の策定等
→合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置
人材の育成
必要な助言

その他

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日（H28．5．13）から施行するものとする。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和４年３月 25 日閣議決定

目　次

はじめに 1
１　成年後見制度利用促進基本計画の位置付け 1
２　新たな基本計画の必要性 1
３　第二期計画の対象期間 2
Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 3
１　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 3
（１）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 3
（２）尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等 4
（３）司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり 5
２　今後の施策の目標等 6
（１）目標 6
（２）工程管理 6
Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 7
１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 7
（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討 7
（２）総合的な権利擁護支援策の充実 7
①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化 8
②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討 8
③　都道府県単位での新たな取組の検討 10
２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等 11
（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 11
①　成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透 11
②　様々な分野における意思決定支援の浸透 12
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等 13
①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進 13
②　後見人等に関する苦情等への適切な対応 14
③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等 15
④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組 17
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等 18
①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等 18
②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組 19
③　専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組 19

④　地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果 19
⑤　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討 19
（４）各種手続における後見事務の円滑化等 20
３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 21
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－ 21
①　地域連携ネットワークの必要性と趣旨 21
②　地域連携ネットワークのしくみ 23
③　権利擁護支援を行う３つの場面 24
④　市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割 25
（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能　－個別支援と制度の運用・監督－ 28
①　地域連携ネットワークの機能の考え方 28
②　権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能 29
（３）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－ 34
①　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方 34
②　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり） 34
③　中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進 41
（４）包括的・多層的な支援体制の構築 46
①　基本方針 46
②　市町村による「包括的」な支援体制の構築 47
③　都道府県による「多層的」な支援体制の構築 47
④　国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援 48
４　優先して取り組む事項 49
（１）任意後見制度の利用促進 49
①　基本方針 49
②　周知・広報等に関する取組 49
③　任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組 49
（２）担い手の確保・育成等の推進 50
①　基本方針 50
②　市民後見人の育成・活躍支援 52
③　法人後見の担い手の育成 54
④　専門職後見人の確保・育成 56
⑤　親族後見人への支援 56
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 57
①　基本方針 57
②　市町村長申立ての適切な実施 58
③　成年後見制度利用支援事業の推進 58
（４）地方公共団体による行政計画等の策定 59
①　基本方針 59
②　市町村による行政計画の策定 59
③　都道府県による取組方針の策定 60
（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 61
①　基本方針 61
②　都道府県の機能強化 62
③　市町村への具体的な支援内容 62
④　都道府県自らの取組の実施 63

別紙　第二期計画の工程表とＫＰＩ

はじめに

１　成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第１項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第 14 条第１項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

２　新たな基本計画の必要性

基本計画は、平成 29 年度から令和３年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援[1]や身上保護を重視[2]した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025 年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要がある。

そこで、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）を定め、更なる施策の推進を図ることとする。

1　「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和２年 10 月 30 日 意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

2　本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

３　第二期計画の対象期間

第二期計画の対象期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とする。

Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

１　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

（１）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められている。

地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。

一方、ノーマライゼーション[3]、自己決定権の尊重[4]等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワーク[5]と連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった[6]。そこで、第二期計画では、これを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送る[7]という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

なお、権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰もが判断能力が不十分となる可能性があるため、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた支援を拡げていく必要があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである。

以上のように、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。

（２）尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用促進は、上記のとおり、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

そのため、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

① 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。

② 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、

3　成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

4　障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

5　例えば、高齢者支援のネットワーク、障害者支援のネットワーク、子ども支援のネットワーク、生活困窮者支援のネットワーク、地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク等がある。

6　第一期計画では、地域連携ネットワークの役割の一つである「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」において、権利擁護に関する支援の必要な人として、「財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など」を掲げていた。

7　障害者権利条約第 19 条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」と規定している。

一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。

③　成年後見制度以外の権利擁護支援策[8]を総合的に充実すること。

④　本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型[9]が利用されるための取組を進めること。

⑤　安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

（３）司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復支援を進める上での重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職である。身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続の利用を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、権利侵害からの回復支援の実質を担保することができ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られる。

したがって、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

8　成年後見制度以外の権利擁護支援策とは、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策のこと。これらの施策を充実させるための取組はⅡ１（２）「総合的な権利擁護支援策の充実」を参照。

9　補助類型は、保佐類型より本人の意思に基づく選択の幅が広い制度である。

２　今後の施策の目標等

（１）目標

①　１の「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。また、同様の観点から、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討も行う。さらに、権利擁護支援策を総合的に充実するための検討を行う。

②　１の「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

（２）工程管理

①　（１）に基づく各施策について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したＫＰＩ[10]の達成に向けて取り組む（別紙参照）。

なお、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）においては、家庭裁判所における取組にもＫＰＩを設定すべきとの意見もあった。最高裁判所は、成年後見制度の利用促進に関する各家庭裁判所の自律的な取組を支援するとともに、できる限り客観性を確保した形で定期的にその進捗状況を専門家会議に報告するなどして、取組を進めることが期待される。

②　専門家会議は、進捗管理が特に重要な施策（Ⅱ１（２）の「総合的な権利擁護支援策の充実」など）について、ワーキング・グループを設置し、定期的に検討状況を検証する。

③　専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和６年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。国その他成年後見制度の利用促進に関わる関係機関・関係者は、中間検証の結果を踏まえ、第二期計画の取組を推進する。

10　KPI とは、Key Performance Indicator（重要業績評価指標）のこと。

Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。さらに、同制度等が見直されるまでの間においても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

そこで、以下のとおり取り組むこととする。

１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘[11]、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う（成年後見制度利用支援事業については２（２）③イ参照）。

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（１）の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援[12]等によって本人を支える各種方策や司法による権

11　「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」に対する衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会の附帯決議にも同趣旨が盛りこまれている。なお、政府はこれらの附帯決議を尊重して関連施策を実施することとしている。

12　意思決定支援については、注釈１を参照。

利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する[13]。

①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

・　日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

・　国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法[14]について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

・　家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

・　多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・

13　市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業については（１）及び２（２）③イを参照。

14　「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。

入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。)、公的な機関や民間事業者の本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等の様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。

・　そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。

・　その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。

・　生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。

・　上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与[15]を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

・　また、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりに寄与することに鑑み、公的な機関及び民間事業者には、合理的配慮に関する取組を行うことが期待される。国及び地方公共団体は、これらの取組が進むよう、関係者に理解を促す取組を進めていく。

・　身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がいないことを前提とした医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく。

15　虐待対応や消費者被害への対応、市町村長申立て等が考えられる。

③　都道府県単位での新たな取組の検討

ア　寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

・　法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題[16]にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。

・　国は、各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなしくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。

イ　公的な関与による後見の実施の検討

・　虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

16　例えば、あらかじめ予算上の措置がされていない、又は予算上の措置が困難な課題などが考えられる。

２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。

後見人等は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 858 条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。）や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。

そのため、以下の取組を行う必要がある。

①　成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

- 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関[17]の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。
- 国は、都道府県で意思決定支援の指導者となり得る人材を育成するため、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を実施するとともに、成年後見制度利用促進ポータルサイトで意思決定支援に関する最新の情報や知見を紹介するなどの取組を行う。また、国は、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うため、権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職のアドバイザーの育成を行うほか、地方公共団体における専門的助言についてのオンラインのしくみの活用支援などを行う。
- 専門職団体は、４（２）④のとおり、専門職に対する研修等を実施する。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方や本人を支援する関係者によって構成されるチームによる支援の重要性のほか、本人の意思及び選好や価値観を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する必要がある。

17　中核機関については、３（１）②ウ参照。

②　様々な分野における意思決定支援の浸透

- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年３月 31 日厚生労働省）、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成 30 年６月厚生労働省）、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年５月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある[18]。
- 国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する。その上で、国や、地方公共団体を始めとする地域連携ネットワークの関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある。
- 地域住民への意思決定支援の浸透においては、市民後見人の果たす役割も大きい。したがって、国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。
- 意思決定支援を踏まえた支援が適切に実施されるためには、継続的な取組や定期的な見直しが必要である。国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。
- 家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや、意思決定支援を踏まえた対応が図られることが期待される。最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に意思決定支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏ま

18　普及・啓発の一環として、必要に応じて、具体的な実務に関する普及・啓発に取り組むことも重要である。例えば、予防接種についても、意思決定支援の考え方等を踏まえ、本人への丁寧な説明、本人の意思の確認、本人による署名又は代筆が原則となるが、接種に関する本人の意思確認が困難な場合には、本人のそれまでの意思、生活歴、選好、本人にとっての最善の方針が何かを踏まえた上で、家族、医療・ケアのチーム、成年後見人等で相談しながら判断する必要がある。

えた必要な対応を図ることが期待される。

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。また、本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。さらに、適切な後見人等の選任・交代は、本人が納得した上で、後見人等に対して適切な報酬が支払われることにも関係するものと考えられる。

そのため、後見人等の選任・交代や報酬等のあり方などについて、以下の取組を行う。なお、以下の取組の中には、地域の連携協力体制がその基盤となるものがあり、これについては３の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に記載している。

①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

家庭裁判所は、本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実といった第一期計画の方針を踏まえ、自主的な努力の積み重ねで、親族後見人の選任の推進など一定の成果を出してきた。裁判事項については、裁判所が個々の事案に応じて独立して職権を行使する性質であるものの、各家庭裁判所には、こうした成果も踏まえながら、事案や場面に応じた適切な対応ができるよう、以下の取組や権利擁護支援に関する研修の実施を含め、引き続き努力することが期待される。

なお、苦情等への対応については、②に記載している。

・　市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する。

・　必要に応じた複数選任や、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じた柔軟な後見人等の交代や追加選任を行う。

・　補助の開始、代理権・同意権付与や、保佐の代理権付与の審判の際、その必要性についても適切に審査する。その際、意思決定支援に基づく本人による意思決定の可能性も適切に考慮する。

・　後見類型についても、代理権行使の必要性が低下した場合、中核機関、専門職団体、日常生活自立支援事業の実施団体等と連携し、市民後見人等への交代や同事業の併用などにより、意思決定支援の観点を重視する。

・　上記のような運用が適切に行われるようにするため、後見等の開始の審判時に、後見人等の職務に関する見直しの時期・観点について関係者間で認識を共有し、その後の状況を踏まえ、本人のニーズ・課題の状況や後見人等の適性を定期的に再評価する。

②　後見人等に関する苦情等への適切な対応

ア　基本方針

（ア）後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがある。

そのため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要である。

（イ）その上で、以下の役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

・　家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。

・　専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待される。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待される。

・　市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡する。

・　都道府県には、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

イ　具体的な取組

・　後見人等に関する苦情等を把握した機関（家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関など）は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、上記ア（イ）の役割や各地域における対応体制の実情などを踏まえ、自らが主体となって調整すべきものかどうかを検討する。検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぐ。

・　家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案（解任事由がない場合を含む。）について、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。なお、専門家会議において、家庭裁判所には、専門職団体に対して専門職後見人の不正の防止・早期発見に向けた適切な情報提供をすることが求められるとの意見もあった。

　また、専門家会議においては、家庭裁判所が、必要に応じ、家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第８号）に基づく後見人等への指示（例えば、後見人等が身上保護に関する事務や意思決定支援を行うに当たり、本人の意向を尊重する旨の指示や、本人の支援方針を検討するケース会議等に出席する旨の指示）や、家庭裁判所調査官による調査等を適切に活用することが期待されるとの意見もあった。

③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

　後見人等の報酬のあり方は、後見人等が選任される際に期待された役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任のあり方とも密接に関係することから、適切な後見人等の選任・交代のあり方と併せて検討された。また、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにすることが重要である。そのため、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。

　なお、後見人等に対して適切な報酬が支払われるかは、後見人等の担い手の確保とも密接に関連することから、担い手の確保についても併せて推進する必要があり、その方策を４（２）に記載している。

ア　適切な報酬の算定に向けた検討

・　後見人等の適切な報酬の算定については、最高裁判所及び各家庭裁判所において、当事者団体や専門職団体の意見も踏まえ、後見人等の事務の内容や負担の程度、報酬額の予測可能性の確保の観点のほか、後見人等の報告事務の負担にも配慮する観点から検討が進められている。そして、財産管理事務のみならず、身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に応じて報酬を算定するという方向性[19]について、最高裁判所から、適時に専門家会議に報告されてきている。専門家会議では、本人への丁寧な面談やケア会議などへの出席といった日常的な関わりに応える報酬設定とすることが望ましい、専門職後見人には専門性に応じた適切な報酬が支払われるべき、後見人等の質（地方公共団体や専門職団体等による能力向上のための研修の受講の有無）、属性（専門職か否か）、本人の財産の多寡、地域の状況も適切に評価すべきなどの指摘や、実態の把握を適切に行うべきなどの意見があった。

・　現行制度において報酬付与は裁判事項であるものの、最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定についての上記のような指摘も踏まえ、利用者にとっての予測可能性をできる限り確保し得る形で、考え方を早期に整理することが期待される。

イ　成年後見制度利用支援事業の推進等

・　低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

・　そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

・　国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留

19　「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」の１（２）アでは、「報酬の算定に当たっては・・・財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とすること・・・が望まれる。」とされている。

意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。

・　国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

ウ　成年後見制度の見直しに向けた検討に併せた検討等

・　国は、後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘があること等を踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討の際、報酬のあり方についても検討を行う。関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。

④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

ア　本人情報シートの活用の推進

本人情報シートは、適切な医学的診断や適切な後見人等の選任にとって有益であり、後見等開始の審判において多くの事案で提出されている。他方、本人情報シートが、裁判所には提出されているが、診断書を作成する医師に提供されていない事案が一定数あることから、家庭裁判所には、専門職団体や市町村・中核機関等とも連携し、作成された本人情報シートが確実に医師に提供されるよう、申立人に対するわかりやすい説明や関係者への更なる周知などに取り組むことが期待される。また、最高裁判所には、本人情報シートの活用の状況や実態の把握に努め、本人にとって適切な後見人等の選任・交代が促進されるよう、専門職団体や福祉関係者[20]等の関係者と連携し、本人情報シートの更なる活用に向けた方策（例えば、申立後の本人情報シートの活用、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の様式等の併用）を検討することが期待される。

イ　後見申立等に関するその他の取組

最高裁判所・家庭裁判所には、本人にとって適切な後見人等の選任・交代が推進されるとともに、申立人・後見人等の事務負担の軽減や手続の迅速化にも資するよう、家庭裁判所への後見等開始の審判の申立てや後見事務の報告に関する書類などのあり方を含め、必要な方策を検討することが期待される。

（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

不正事案は、第一期計画に基づく取組により減少しつつあるが、成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組が重要である。したがって、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体は、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるようにするものであることを踏まえ、本人の意思の尊重や利用しやすさも考慮して進める必要がある。

また、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには適切な事後救済策も重要であり、そのために必要な方策を推進する必要がある。

なお、任意後見制度における不正防止については、４（１）に記載している。

①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金[21]は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用であるとともに、財産管理の負担が軽減されることで親族後見人の適切な選任にも資するものである。また、後見制度支援預貯金には、身近な金融機関でも導入が比較的容易であるなどのメリットがある。一方、その運用においては、財産の固定化によって本人の積極的な財産活用や日常生活への柔軟な対応に支障が生じないよう留意が必要である。

20　ここでの福祉関係者とは、「ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている人（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや、権利擁護支援センターの職員等）」のことをいう（「成年後見制度における診断書作成 本人情報シート作成の手引（令和３年 10 月 最高裁判所事務総局家庭局）」27 ページを参照した。）。

21　金融関係団体等による「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、令和３年 10 月、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理のしくみに関する方向性がとりまとめられた。

金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、これらのしくみの導入や改善を図ることが期待される。また、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。

家庭裁判所には、後見人等の担い手となる団体等に対して、これらのしくみを導入している金融機関に関して把握している情報を適切に提供することが期待される。

国は、最高裁判所と連携し、金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、必要に応じ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組

最高裁判所・家庭裁判所には、引き続き、不正防止のため、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金や後見監督人等の活用が難しい親族後見人等の事案を含め、適切な監督に向けた取組をすることが期待される。

③　専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組

専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は各市民後見人に対して、それぞれ後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進めることが期待される。また、後見事務について不適正な点を発見した場合は、家庭裁判所と連携し適切に対応する必要がある。

④　地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果

本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするためには、後見人等を孤立させないよう、必要に応じた支援の下、権利擁護支援チーム[22]の一員として後見人等が職務を行うことができる環境整備が重要である。したがって、３のとおり、地域連携ネットワークづくりを進めるほか、専門職団体は、各団体に所属する専門職後見人等に対し積極的に助言等を行う。

⑤　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

・　利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

・　その上で、こうした保険の導入状況や成年後見制度の見直しの検討状況なども踏まえ、関係省庁、最高裁判所、専門職団体及び市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討する。

（４）各種手続における後見事務の円滑化等

・　市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者[23]が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る必要がある。

・　国及び地方公共団体は、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者[24]が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。また、国及び地方公共団体は、行政手続のデジタル化に当たり、成年後見制度の利用者[25]が、成年後見制度を利用したことによって、同制度以外の代理人による手続利用の場合と比較して不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。

・　金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性とともに、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するための周知等を行う。

22　権利擁護支援チームについては、３（１）②ア参照。

23　後見類型だけでなく、補助・保佐類型の利用者もいることに留意する必要がある。
24　注釈 23 参照
25　注釈 23 参照

３　権利擁護支援の地域連携ネットワーク[26]づくり

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
ー尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加ー

①　地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア　地域連携ネットワークの必要性

・　権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。そして、こうした状況は、全国どの地域においても必ず起こり得ることである。

・　本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要である。虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。

・　また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。このことから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。

・　以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

イ　地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

・　第一期計画では、上記の地域連携のしくみを、地域連携ネットワークとし、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにするという観点から、その整備を進めてきた。

・　第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることとする。具体的には、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ[27]のほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。

・　さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族の構成員同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうした世帯内の複合的な地域生活課題[28]としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。

・　地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、このような課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でなく、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

26　権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「はじめに」の２で、「地域連携ネットワーク」と読替をしている。また、第二期計画における権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援と、虐待対応等による権利侵害からの回復支援の両方を含む考え方である。詳細は、Ⅰ１（１）「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」の定義参照。

27　既存のしくみには、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」や、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症高齢者見守りネットワーク」等の地域支援体制などがある。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村が主体となり、保健所や精神保健福祉センターとの連携を図りつつ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、居住支援法人等居住支援関係者、ピアサポーター、意思決定を支援する人などとの重層的な連携による支援体制を構築することである。
「認知症初期集中支援チーム」とは、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチームのことである。
「認知症高齢者見守りネットワーク」とは、認知症高齢者等の行方不明の防止や発見等の見守りに関するネットワークのことである。

28　地域生活課題とは、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の課題に参加する機会が確保される上での各般の課題」のこと。社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第４条第３項に規定。

ウ　地域連携ネットワークづくりの進め方

・　イの方向性に基づいた具体的な取組は、（３）で記載しているが、これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下に取り組む体制を整備するべきである。

　・　権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

　・　地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関（②ウを参照）の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにすること

・　また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。こうした地域連携ネットワークの機能を段階的･計画的に充実していくことで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図ることができるようになる（充実が求められる機能や取組は、（２）②イ・ウ、（３）②イ・ウを参照）。

・　なお、これらの体制整備には、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

②　地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の３つのしくみからなる。

ア　権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉･医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ　協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ　中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

・　本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け[29]、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

・　専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、１（１）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

③　権利擁護支援を行う３つの場面

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、以下の３つに整理できる。

ア　権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

・　本人を取り巻く関係者[30]が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。

・　この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センター

29　身近な相談機関を一次相談窓口にして、中核機関は一次相談窓口からの相談を受けている地域もある。

30　本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

の相談対応など）などにつなぐ場合がある。

イ　成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

・　成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。

・　この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。

ウ　成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

・　家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。

・　この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。

④　市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割

権利擁護支援は、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が関わるものである。また、第二期計画の期間内に、令和７年を迎えて認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025 年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みである。

このようなことに対応できるよう、地域連携ネットワークは、多様な主体が積極的に参画し適切な役割を果たすことで、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。家庭裁判所においても、地域連携ネットワークの中で、持続可能な形で、各関係機関と必要な連携を行いながら、成年後見制度の運用・監督にあたることが重要である。

ア　行政（市町村・都道府県・国）

（ア）市町村

・　市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。

・　市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

・　市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

・　上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす（４（２）、（３）、（４）を参照）。

（イ）都道府県

・　都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす（４（２）、（４）、（５）を参照）。

・　また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

（ウ）国

・　国は、市町村や都道府県が進める地域連携ネットワークづくりを後押しする観点から、以下の役割を担う。

　・　成年後見制度利用促進ポータルサイトを活用した最新の情報や知見の共有

　・　都道府県等との連携や権利擁護支援体制全国ネット（Ｋーねっと）のしくみを通じた全国の取組状況や地域による格差などの継続的な把握と必要な助言の実施

　・　各取組の進捗状況等を勘案した必要な研修等の支援策の検討と実施

イ　中核機関（再掲）

・　中核機関は、②ウに記載した地域連携ネットワークのコーディネートを行う役割を担う。

ウ　家庭裁判所

・　Ｉ１（２）の考え方のとおり、家庭裁判所には、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現することができるよう、地域連携ネットワークの中

で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。

・　こうした観点も踏まえ、家庭裁判所には、地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

エ　専門職団体

・　権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を発揮することが期待される。

・　こうした観点も踏まえ、成年後見制度の利用促進に関わる専門職団体には、地域における協議会等に積極的に参画することや、地域連携ネットワークにおける相談対応や権利擁護支援チームによる支援の活動などにおいて、本人の特性等に合わせながら、専門性を生かした積極的な役割を果たすことが期待される。その際、市町村や都道府県等との連携が円滑に進むよう、都道府県単位などで連絡窓口を整備することが期待される。

オ　当事者等団体

・　権利擁護支援を必要とする人が、同じような経験をしながら暮らしている仲間と出会い、尊厳のある生活の継続の実態を知ることは、本人にとって非常に大きな力となり、自分のことを自分で考え決めていくための基盤となる。

・　こうした観点も踏まえ、認知症、知的障害、発達障害、精神障害等、成年後見制度を利用する可能性がある当事者等の団体には、本人へのピアサポートや、当事者の視点からの協議会や地域づくりへの参画などが期待される。

カ　各種相談支援機関

・　権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しい。したがって、各地域での見守りや支え合いの中で、早期に身近な相談窓口につなげた上で、成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要がある。

・　こうした観点も踏まえ、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関には、権利擁護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげることが期待される。

・　特に、従来より権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等には、これらの業務に対する積極的な関わりが求められる。

（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能
―個別支援と制度の運用・監督―

①　地域連携ネットワークの機能の考え方

第一期計画では、地域連携ネットワークの機能について、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）及び後見人支援機能の４つを位置付けてきた。

今後は、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。

このような観点から、上記の４機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能（②を参照）と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組（（３）を参照）に大別した。

併せて、地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援[31]」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督[32]」機能があることを、権利擁護支援を行う３つの場面に対応した形で整理した。

31　専門家会議福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループにおいて、「福祉や行政の関係者、中核機関が行う支援は、本人等の求めに対し、課題整理などを行い、本人自身の力を基にした解決を図るため、必要に応じ、支援や環境の調整を行うものであり、後見人等への指導や後見事務の適正性の判断・チェックを行うものではないこと」といった趣旨の指摘が多数あった。

32　家庭裁判所の行う後見監督は、その一環として、後見人等の職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言や指導を行うことが予定されている。ただし、司法機関である家庭裁判所においては、福祉的観点からの助言等は難しいといった実情もある。

② 権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能としては、（１）③で整理した権利擁護支援を行う３つの場面に応じて、それぞれ以下の３つが挙げられる。

・ 「権利擁護の相談支援」機能
・ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能
・ 「権利擁護支援チームの自立支援」機能

また、家庭裁判所による「運用・監督」機能としては、同様に、それぞれ以下の３つが挙げられる。

・ 「制度利用の案内」機能
・ 「適切な選任形態の判断」機能
・ 「適切な後見事務の確保」機能

	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

ア 「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能と、「制度利用の案内」機能は、以下のとおりである。

（ア）権利擁護の相談支援機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。

ａ 本人等からの相談対応と制度の説明

・ 本人を取り巻く関係者[33]が、地域連携ネットワークのつながりや支え合いを通じて、日頃から接している権利擁護支援を必要とする人の状態や生活状況などを把握する。
・ 日常生活などで課題を把握した場合は、地域の相談支援機関などにつなぎ、地域の相談支援機関は寄せられた相談への対応を行う。
・ 相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度のしくみ（支援内容や利用する場合の留意点などを含む。）やそれ以外の権利擁護支援（支援内容や法律行為に関する取消権等がないなどの留意点などを含む。）に関する説明を行う。

ｂ 権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

・ 相談支援機関による相談を通じた情報収集を行うほか、必要に応じて、中核機関や専門職がケース会議に参加するなどして、本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援ニーズの精査を行う。
・ 精査の結果、成年後見制度の必要性を確認できた場合は、その適切な利用の検討につなぐ。他方、成年後見制度の必要性を確認できない場合も、本人の権利擁護支援ニーズに応じ、必要な見守り体制や成年後見制度以外の支援へのつなぎを行う。

（イ）制度の利用の案内機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内を行う（例えば、パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやＤＶＤ等各種ツールの充実による手続理解の促進）。また、必要に応じて、各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先を案内する。

イ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能

成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の

33 本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能と、「適切な選任形態の判断」機能は、以下のとおりである。

（ア）権利擁護支援チームの形成支援機能

中核機関が、専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討する。その方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用（（３）③ア（ウ）「都道府県による協議会」参照）して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

ａ　権利擁護支援の方針の検討

・　相談を通じて得られた情報を基にして、判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている具体的な課題（財産管理・各種手続の課題、意思決定の課題、法的な課題、地域社会への参加に関する課題など現時点で生じているものだけでなく、将来に生じる可能性のある課題を含む。）を整理する。

・　その上で、本人の強みを活かすことや支援体制を調整することなどの意思決定支援の視点と本人保護などの権利侵害の回復支援の視点から、成年後見制度の利用を開始する方が適切か、他の支援につなぎ直す方が適切かの確認なども含めて、支援方針の検討を行う。

・　当該支援方針を検討する前に、成年後見制度を利用することによって受けられる支援や、同制度を利用することによる留意点を本人に説明し、本人の意向を確認しておくなど、支援の方針に本人の意向が反映できるようにする。

ｂ　適切な申立ての調整

・　本人の申立てに対する意向を確認した上で、本人の状態や親族との関係性などを踏まえ、市町村長申立ての検討を含む適切な申立人の検討と調整を行う。

・　必要に応じて、診断書や本人情報シートなど申立てに必要となる書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応する。

ｃ　権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援（後見人等の参画を含む。）

・　支援方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の後見人等の交代の方向性（専門

職後見人から市民後見人への交代など）などの確認や、必要に応じた支援方針の調整を行う。

・　その上で、関係機関の連携により、必要に応じ、後見人等の候補者と選任形態（複数後見など）についての調整を行う。この際、市民後見人の育成状況や受任可能な専門職数などの地域の実情を踏まえつつ、専門職については、その専門性を適切に発揮できる事案や場面で候補者とすることを考慮する。

・　併せて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行うなど、本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成を進める。その際、地域の実情に応じて、本人と後見人等候補の予定者が申立て前に面談して相性を確かめることも考えられる。

（イ）適切な選任形態の判断機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・　権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（例えば、本人の意向や、対応すべき課題、後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の交代を踏まえた後見人等の候補者と選任形態など）を共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

ウ　「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能と、「適切な後見事務の確保」機能は、以下のとおりである。

（ア）権利擁護支援チームの自立支援機能

中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。

ａ　権利擁護支援チーム開始の支援

・　後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームによる支援を開始するに当たり、関係者間で、申立て前に想定していた方針を共有し、役割分担の再確認を行う。具体的には、本人

や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容や、将来的に後見人等の交代が想定されている場合はその方針などについて共有し、必要に応じて方針を再調整した上で、後見人等を含めた関係者間で役割を分担する。

・　方針の共有と役割分担の再確認の後、権利擁護支援チームの中で、支援の実施状況や課題の解決状況などを確認する時期について、支援の開始時点であらかじめ定めておく。また、必要に応じて、中核機関や専門職などのバックアップが必要になる場面や期間を確認しておく。

ｂ　権利擁護支援チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援

・　支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に応じる。

・　必要に応じて、追加して必要となる支援の調整[34]や、後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整を行う。交代後は、必要に応じて、本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況等が適切に引き継がれるようにする。

・　また、あらかじめ定めた時期に、課題の解決の状況等を確認し、当該チームの自立状況を踏まえて、一旦、中核機関や専門職などによる当該チームへの支援を終結する。ただし、状況が変化した際に、速やかに相談できる体制を確保しておくことに留意する。

（イ）適切な後見事務の確保機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・　後見監督の一環として、後見人等が行う職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）の適切な遂行のため、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行う。なお、司法機関である家庭裁判所では、身上保護や意思決定支援に関する相談に対して、福祉的観点からの助言等を行うことは難しいことを考慮し、権利擁護支援チームの自立支援機能と連携して、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行う。

・　必要に応じて、指導や指示、監督処分といった後見監督を行う。

・　権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考に、適切な交代や選任形態の見直しを行う。

34　支援の調整のうち、意思決定支援を進める際は、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のプロセスに沿って対応することが重要である。この際、意思の形成・表明に当たり不当な影響（本人を萎縮させる人等からの影響など）を受けない環境を整備することや、本人の意思及び選好や価値観に焦点を当てた支援が行えるように関係者が調整を行う場を設けることが重要である。

（３）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

①　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方

地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う３つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるようにするためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、以下の３つの視点を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。

ア　「共通理解の促進」の視点

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所など、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がある。

イ　「多様な主体の参画・活躍」の視点

地域連携ネットワークの機能を高めていくため、現在活躍している関係者のみならず、様々な立場の関係者が新たに地域の権利擁護支援に参画して、各々が可能な取組を行い、その取組を拡げていく必要がある。

ウ　「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備する必要がある。

②　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組は、地域連携ネットワークの関係者が連携して進めることが重要である。以下では、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組として、地域連携ネットワークづくりの段階に応じ、全国各地で共通して実施することが望ましいものを挙げている。

各地域の協議会において、地域連携ネットワークの関係機関・団体がこうした取組を実施するに当たっては、各市町村の包括的な支援体制との一体的な運用に留意するとともに、取組に優先順位を付ける、既存のしくみを活用するなどの様々な工夫を話し合いながら協力して進める必要がある。なお、地域の実情に応じて、以下に挙げていない取組を行うことも可能であり、例えば、重層的支援体制整備事業[35]と地域連携ネットワークの取組の連携を図ることで、より効果的・効率的な体制づくりが推進されるなどの効果も期待される。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組には、市町村単位では取り組みにくい内容もある。それらについては、都道府県が主導して、市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要である。

国は、市町村や都道府県のこうした取組の後押しを行う。

35　令和２年の社会福祉法改正により創設された、市町村が地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた３つの支援を一体的に実施する事業（実施を希望する市町村の任意事業）。

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで） 【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後） 【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

ア　「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能及び「制度利用の案内」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

ａ　成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（制度の広報を含む）

・　地域連携ネットワークの関係者は、成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発する。また、対象者ごとに伝える内容・方法が異なることから、対象者に合わせて行う必要がある。加えて、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も強化する。

・　この際、市町村・中核機関には、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。

・　家庭裁判所には、市町村や都道府県が広報に必要な知識や情報を得ることができるようにするため、講師派遣や統計データを提供することが期待される。

・　国は、最新の情報や知見が全国的に共有されることによって地域連携ネットワークの機能強化が図られるよう、成年後見制度利用促進ポータルサイトの充実を図る。

ｂ　権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）

・　市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。

・　その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

ａ　地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化

・　地域連携ネットワークにおいては、地域の関係者・団体（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしていることを共有する。

・　その上で、関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関するニーズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関（中核機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関など）は、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方の確認などを行う。

ｂ　中核機関と各相談支援機関との連携強化

・　中核機関は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関と、事例検討や支援の振り返りなどを通じて、緊急性の判断や、権利擁護支援の必要性、各種支援や中核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを確認し合う。

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

ａ　各相談支援機関等の連携のしくみづくり

・　市町村は、（イ）の実践を踏まえ、中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができるしくみを整備する。

ｂ　成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり

・　市町村や中核機関は、権利擁護支援ニーズの整理から確認できた課題の性質によって、各相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するためのシート[36]の共有、中核機関がケース会議に参加する際のルールづくり、専門職の派遣のしくみづくりなどを行う。

ｃ　成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

・　都道府県や市町村は、１（２）「総合的な権利擁護支援策の充実」の内容も踏まえ、地域において、日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実や、それ以外の新たな支援策を検討する。

イ　「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）

成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

ａ　選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透

・　都道府県、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所などは、

36　注 14 参照（「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。）

権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する。

・　さらに、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める。

・　また、受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針が検討できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、交代のタイミングや引き継ぎ方法など交代に関するイメージの共有も進める。

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

ａ　都道府県と市町村による地域の担い手の育成

・　４（２）を参照のこと。

ｂ　専門職団体による専門職後見人の育成

・　４（２）を参照のこと。

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

ａ　後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり

・　都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安[37]など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。

・　家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

・　専門職団体には、家庭裁判所や中核機関と連携し、円滑かつ適切に後見人候補者等の推薦を行えるようにしておくことが期待される。

ｂ　市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

37　本人の意向等や権利擁護支援ニーズの性質を踏まえ、地域の担い手の状況も考慮しつつ、どのような属性の候補者がより適切かの目安。

・　４（３）を参照のこと。

ウ　「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能及び「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

ａ　意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

・　地域連携ネットワークの関係者[38]は、後見人等の参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組めるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方などについて、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行う。この際、チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を合わせて伝えていくことが重要である。

・　また、都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

ａ　地域の担い手の活躍支援

・　市町村は、都道府県と連携して、地域の関係機関や専門職団体からの協力も得つつ、４（２）のとおり、地域の担い手（市民後見人及び後見等実施法人）が地域で活躍できるようにするための支援を行う。

・　この際、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知することも重要である。

ｂ　制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化

・　地域連携ネットワークにおいては、成年後見制度を利用する本人やその家族、後見人等からの相談を受けることがある地域の関係団体（当事者等団体、専門職団体等）を把握する。

・　その上で、中核機関は、その役割や連絡先等の紹介、関係団体

38　２（１）②「様々な分野における意思決定支援の浸透」を参照。

が受けている相談内容や地域への参加の支援に関連する活動の確認などを行う。

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

ａ　後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築

・　特定の課題が解決した後の専門職後見人から市民後見人への交代を行うしくみづくりや、身寄りのない被後見人等への緊急時対応や生活支援、地域への参加の支援等のしくみづくりなど、後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない地域に共通する課題について、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して実施する支援策を構築する。

ｂ　家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連携体制の構築

・　将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整える。

③　中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

地域連携ネットワークが、持続可能な形でその役割を果たせるようにするためには、中核機関のコーディネート機能の強化と、多様な主体による参画や連携・協力を得るための協議会の運営が重要である。

ア　協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

協議会は、各地域において、権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者等団体などを含む団体や地方公共団体等の関係機関が連携を強化し、これらの団体・機関による自発的な協力を進めるしくみである。

成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していく必要がある。

（ア）基本的な考え方

・　第一期計画では、成年後見制度に関する専門相談への対応や、家庭裁判所との連携のために、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、リーガルサポート[39]、社会福祉士会等）や地方公共団体等の関係機関などの福祉関係者等が参画する協議会が設置された。それぞれの果

39　司法書士を構成員とする公益社団法人のこと。

たしてきた役割は重要であり、引き続き、主体的な参画と自発的協力が期待される。

・　第二期計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続の支援という観点が強められるよう、制度を利用する当事者等の意見を反映できる団体等に対して、協議会への参画を求めることなども重要になる。

・　さらに、本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者[40]等との連携も求められる。金融機関[41]には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

（イ）市町村による協議会

・　権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われること、具体的な支援の実施のためには行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要があることから、引き続き、市町村は協議会の設置・運営に取り組む必要がある。

・　協議会では、多様な主体の参画と自発的協力の下で、権利擁護支援を行う３つの場面での「支援」や、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する。この際、協議会の効率的な設置・運営を行うため、権利擁護センター等の運営委員会など既存の会議体[42]を活用する、協議事項に応じて参加者を柔軟に追加・変更

40　Ⅱ　１（２）②「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」を参照。

41　一部の金融機関では、顧客本位の業務運営の一環として、近年、職員の認知症に対する理解を向上させるとともに、地方公共団体や地域の福祉機関等と連携し、判断能力の低下した高齢者等の権利擁護等に努める取組が行われている。こうした取組は、意思決定支援を含む権利擁護支援の取組と、趣旨を共通するものである。

42　既存の会議体としては、例えば以下のものがある。
・社会福祉法第 106 条の６に基づく支援会議
・社会福祉法第 106 条の４第２項第６号に基づき作成された支援プランの支援決定等を行う重層的支援会議
・社会福祉法第 107 条第１項に規定する市町村地域福祉計画に基づく協議会、同法第 108 条に規定する都道府県地域福祉支援計画に基づく協議会
・地域ケア会議（介護保険法（平成９年法律第 123 号）115 条の 48）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の３に規定する協議会

する、個別事案の「支援」と地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を分けて協議するなど、地域の実情に応じた工夫も求められる。

ａ　権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」の検討・協議

・　中核機関が、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談を受けて、適切な支援をコーディネートするためには、具体的な支援を検討・協議する場（ケース会議や受任調整会議など）が必要である。具体的な検討・協議事項としては、場面に応じて以下の項目に記載している内容が挙げられる。

・　（２）②ア（ア）権利擁護の相談支援機能

・　（２）②イ（ア）権利擁護支援チームの形成支援機能

・　（２）②ウ（ア）権利擁護支援チームの自立支援機能

・　なお、支援困難事案に適切に対応するためには、必要に応じて専門職団体や当事者団体等から助言を受けられる機会を確保することが重要である。また、必ずしも項目ごとに定期的に検討・協議の場を設ける必要はなく、上記の３項目について合わせて検討・協議する、臨時の検討・協議の場を設定するなど、地域の実情に応じた工夫が求められる。

ｂ　家庭裁判所との連携

・　権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間での相互理解[43]を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有[44]することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる。

ｃ　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

・　権利擁護支援チームによる支援を充実するためには、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する必要がある。具体的な協議事項としては、以下の項目に記載している内容が挙げられる。

・　②ア「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組

・　②イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組

・　②ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組

・　なお、個別事案に対応する際の各関係者・関係機関の役割の確認、連携のルールづくりなども重要である。

（ウ）都道府県による協議会

・　家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。協議事項によっては、家庭裁判所の支部・出張所の管轄区域も踏まえて協議会を設置し、家庭裁判所の支部・出張所も含めて実施することも期待される。

・　協議会では、以下の項目に記載している内容に取り組むことが考えられる。

・　担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援（具体的には「４（２）担い手の確保・育成等の推進」に記載）

・　管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討（具体的には「４（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」に記載）

・　なお、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県には、自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

（エ）市町村・都道府県による協議会の運営に関する留意点

・　協議会の運営は、市町村又は都道府県による直営又は委託などにより行う。協議会の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、設置主体としての責任ある関与が必須となる。

・　市町村又は都道府県が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対

・消費者安全確保地域協議会（消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 11 条の３）
・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第９条に基づく支援会議
・生活困窮者自立支援法第２条第２項に規定する自立相談支援事業における支援調整会議
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（平成 29 年２月とりまとめ））における協議の場

43　例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される。

44　詳しくは、②イ（ア）a「選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透」参照。

応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

イ　中核機関のコーディネート機能の強化

地域連携ネットワークが、多様な主体による参画や連携・協力を得て、持続可能な形でその役割を果たしていく上で、中核機関が担うコーディネート機能は重要であり、機能を強化していくための取組を行う必要がある。

（ア）基本的な考え方

・　成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるようにするためには、公正・中立な立場で制度を説明する相談窓口が必要である。全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするために、中核機関未整備の市町村には、早期に相談窓口を整備することが求められる。

・　その上で、相談を受けた後には、本人の意思・意向を尊重して、地域に存在する様々な権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）など、最もふさわしい支援につなぐことが重要である。一方で、権利侵害からの回復などのために早期に成年後見制度の利用による支援につなげるべき場合もある。

・　中核機関は、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援のニーズを精査して見極め、具体的な支援に早期につなぐ必要がある。

（イ）コーディネート機能を強化等するための取組

・　実際に行う権利擁護支援を本人中心の支援とするためには、権利擁護支援の３つの場面における「支援」のコーディネートが機能するしくみづくりが必要である（具体的には「ア（イ）市町村による協議会」及び「ア（ウ）都道府県による協議会」に記載）。この際、権利擁護支援を行う３つの場面の「支援」がより効果的に機能するよう、既存のしくみを活かして高齢・障害分野に分けて相談窓口を整備する、身近な相談窓口は直営としつつ、受任者調整の協議や後見開始後の相談は広域対応という形に分担するなど、地域の実情に応じた工夫を行うことも考えられる。なお、「支援」のコーディネートに当たっては、中核機関が相談を受けた事案に永続的に関わり続けるのではなく、本人に身近な権利擁護支援チームが本人中心の支援を自立して行うことができるようにするという視点も重要である。

・　市町村は、中核機関が、専門職団体や当事者団体から助言を受けながら、権利擁護支援の方針や受任者調整の検討・協議を行えるようにする必要がある。人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村は、オンラインのしくみを活用して、専門的助言を受けられるための取組を進める必要がある。

・　地域の実情に応じて、中核機関に権利擁護支援の知見がある専門職を配置することや、単独市町村で対応が困難な事案を圏域単位・都道府県単位で設置される協議の場に持ち込んで、より専門的な助言を得られるようにすることなども考えられる。なお、中核機関によるアウトリーチによって、潜在化している権利擁護支援ニーズ等を情報収集することなども期待される。

・　このほか、市町村は、地域の関係者等に意思決定支援研修を実施するなどにより意思決定支援の取組を拡げていく、成年後見制度に関する研修等を実施して制度を必要とする可能性がある人を早期に把握できるようにするなど、地域の権利擁護支援を充実したものとするための取組を実施する必要がある。

・　なお、中核機関が、本人や関係者、後見人等との間で、相談を受けた事案に関する課題認識が共有できない場合には、対応が困難になる。このため、国及び専門職団体は、このような事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討する。

（ウ）中核機関の運営に関する留意点

・　中核機関の運営は、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村は、中核機関の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、整備の主体としての責任ある関与が必須となる。

・　市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

（４）包括的・多層的な支援体制の構築

①　基本方針

・　（１）①イで示したとおり、地域連携ネットワークは、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとする必要があり、また、圏域や都道府県単位の権利擁護支援のしくみも重ね合わせた「多層的」なも

のにしていく必要がある。

②　市町村による「包括的」な支援体制の構築

・　市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくため、（３）②に記載した地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を進める中で、介護や障害、生活困窮、子育てなど各分野のしくみと有機的に連携できる体制づくりを行う。

・　権利擁護支援ニーズは、本人や家族、関係者等からの相談を受け止める中で把握できるものである。このことから、以下に示す権利擁護の相談支援機能を強化するための取組の中で、必要な人に権利擁護支援を行うためのしくみづくりを進めることが重要である。

　・　地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化（（３）②ア（イ）ａ）

　・　中核機関と各相談支援機関との連携強化（（３）②ア（イ）ｂ）

　・　各相談支援機関等の連携のしくみづくり（（３）②ア（ウ）ａ）

・　また、第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援の観点を含めている。そのため、市町村には、国が示した考え方[45]を参考に、地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制づくり（包括的な相談対応や、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくり）の中で、権利擁護支援を必要としている人のニーズへの対応も含めたしくみをつくっていくことが期待される。

③　都道府県による「多層的」な支援体制の構築

・　都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみをつくる必要がある。

・　具体的には、都道府県は、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用して、必要な助言等を行うなど市町村支援の体制を確保する。このほか、都道府県単位の協議会で、市町村等からの相談等を通じて把握した権利擁護支援ニーズを共有し、これらに対応した圏域単位や都道府県単位の権利擁護支援のしくみを検討することが期待される。

45　「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（令和３年３月31日付け社援地発0331第３号、障障発0331第３号、老認発0331第２号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、同課成年後見制度利用促進室長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

④　国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

・　国は、市町村が包括的な地域連携ネットワークづくりを効果的に進めることができるよう、例えば、以下のような重層的支援体制整備事業と連携した取組を進める。

　・　市町村が、成年後見制度利用促進の取組と重層的支援体制整備事業を連携して実施する際の留意点の明示。

　・　権利擁護支援ニーズにも対応した、包括的な相談対応、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくりの好事例の収集。

　・　重層的支援体制整備や地域連携ネットワークづくりに関わる好事例等の市町村の関係部局への情報提供。

・　国は、都道府県が権利擁護支援の体制づくりを効果的に進めることができるよう、成年後見制度利用促進などの権利擁護支援に関する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す。

・　国は、今後、重層的支援体制整備事業の実施状況等を勘案しつつ、その見直しを検討する際[46]には、市町村や都道府県による権利擁護支援の取組状況等も踏まえた当該事業の効果的な取組方策を検討する。

46　地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）附則第２条には、「政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定がある。

4　優先して取り組む事項

（１）任意後見制度の利用促進

①　基本方針

・　近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

・　なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。

・　したがって、市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を発揮することになる。

②　周知・広報等に関する取組

・　地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを相互に共有し、これらを含めた周知に努める。地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。

・　地域包括支援センターが行う相談支援や、認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組と連動した周知を行うことも効果的である。

・　高齢者や身寄りのない人などに対して地域で行われている様々な生活支援などに関するサービス（見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業など）の利用をきっかけとして、任意後見制度の周知を行うことも効果的である。

・　今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進めるとともに、こうした担い手に関する情報を広く周知する必要がある。

③　任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

・　公証人は、任意後見契約締結時等に、その契約内容及び本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。

・　専門職団体には、各専門職に対して、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを、周知徹底することが期待される。

・　権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。なお、必要に応じ、例えば、中核機関や地域包括支援センター等の関係機関が、権利擁護支援チームによる見守りと連携するしくみづくりを地域の実情に応じて行うことも考えられる。

・　金融機関には、３（３）③ア（ア）の高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見契約を締結している人の判断能力が低下していることを把握した場合は、関係機関等と連携し、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促すなど、適切に対応することが期待される。

・　国は、任意後見制度の利用状況や、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための方策などに関する指摘があることも踏まえ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策などについて検討する。その際、同制度の見直しの検討が必要な事項については、１（１）の成年後見制度の見直しに向けた検討の中で検討する。

（２）担い手の確保・育成[47]等の推進

①　基本方針

ア　多様な担い手の確保・育成の推進

・　中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。

・　そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等[48]を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にか

47　第二期計画において担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

48　育成された担い手の適切な選任については、２（２）「適切な後見人等の選任・交代

かわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

・　特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

イ　都道府県によるしくみづくり

・　平成 24 年から、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の２、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条の２、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の３に基づき、市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきた。しかし、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は２割程度にとどまっている。その理由としては、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独の市町村では、養成を行うことが難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携や調整までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因であると考えられる。

・　このため、担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

・　このため、担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

・　このようなしくみづくりには、市町村・中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自らが主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。

・　国は、成年後見制度の利用者が都道府県圏域を越えて転居、入院・入所する場合もあることから、近隣都道府県が交流できる場を設定するなど都道府県間の連携・協力体制の構築を推進する。

②　市民後見人の育成・活躍支援[49]

ア　基本的考え方

・　市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等[50]が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職[51]や親族[52]等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。

・　市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。

・　これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者

の推進等」、３（２）②イ「「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能」を参照。 任意後見制度の担い手については（１）を、日常生活自立支援事業等を含む権利擁護支援の担い手については１（２）①②を、それぞれ参照のこと。

49　第二期計画において市民後見人の「活躍支援」とは、地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。

50　地方公共団体の委嘱を受けた社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、大学等の団体を含む（成年後見関係事件の概況－令和２年１月～12 月－（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」注６を参照した。）。

51　弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士等のこと（成年後見関係事件の概況－令和２年１月～12 月－（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」の記載を参照した。）。

52　６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族のこと（民法 725 条参照）。

団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

イ　養成研修カリキュラムの見直し等

・　国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。

・　都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。

・　国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

ウ　都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

・　都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。

・　市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を

主体的に進めることが期待される。

・　なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

エ　市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

・　市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。

・　この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。

・　このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービス等の関係者へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

③　法人後見の担い手の育成

ア　基本的考え方

・　法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。

・　一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ　法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

・　国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

・　最高裁判所には、引き続き、法人が後見人等に選任される際の考慮要素等についての各家庭裁判所の検討が深まるよう支援するとともに、これらを集約し、明確に共有可能な形で整理するなどして、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。

・　国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。

・　公的な関与の下で虐待等の支援困難な事案を受任する場合の後見の実施については、総合的な権利擁護支援策における都道府県単位の新たな取組の一つとして検討を進める（詳しくは１（２）③ イ「公的な関与による後見の実施の検討」を参照）。

・　銀行の子会社が「成年後見人等の事務を行う業務」を行う場合は、地域連携ネットワークの関係者と連携しつつ、促進法の趣旨に則した運用を行うことが期待される。

ウ　都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

・　都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村

による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。

・　都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

④　専門職後見人の確保・育成[53]

・　専門職後見人の確保・育成については、財産管理及び身上保護における意思決定支援の重視を基本とした上で、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、各専門職団体で対応することが基本となる。併せて、専門職団体間で、専門職後見人の質の向上等の取組に関する情報交換を行うなどの連携の強化を通じて、効果的な支援方策の検討につなげることも期待される。

・　なお、研修等の取組を行う際には、後見人等は財産管理及び身上保護の両方を担うものであること、また、いずれの事務も本人の意思決定支援の観点から行う必要があることを踏まえた上で、それぞれの専門性の質が確保されるような内容にすることが期待される。併せて、国が実施する意思決定支援に関する研修の内容を踏まえつつ、取組の実践例を含める等、実践的なものとなるようにすることが期待される。

・　また、後見人等として活動してきた専門職には、市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割を意識して、これらの支援に取り組んでいくことが期待される。専門職団体には、このような専門職を育成していくことが期待される。

⑤　親族後見人への支援[54]

・　市町村・中核機関は、申立ての相談に関わる際、専門職団体等とも連携

53　専門職後見人の確保には、報酬のあり方、報酬助成のあり方が大きく関係する。これについては、２（２）③「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」を参照。

54　本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望むなど、身近な親族等が後見人等になることがふさわしい場合の親族後見人への支援は最も重要な支援の一つである。一方で、「担い手の確保」という観点にはなじまないため、本項では最後に記している。

し、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、親族等を後見人等の候補者として申立てをすることができることや後見人等が担う役割について助言するほか、必要に応じて、市町村長申立て事案でない場合であっても受任者調整を行い、家庭裁判所に当該親族等を候補者として推薦するなどの支援を実施することが期待される。また、市町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制を整備することが求められる（後見開始後の相談について、詳しくは３（２）②ウ（ア）「権利擁護支援チームの自立支援機能」を参照）。

・　申立等に関わる専門職も、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、当該親族等を候補者として挙げるなど、親族後見人の活躍の後押しをすることが望ましい（家庭裁判所については、３（２）②ウ（イ）「適切な後見事務の確保機能」を参照）。

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

①　基本方針

・　老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立てができるとされている。

・　特に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立てをするものとされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。さらに、国及び地方公共団体は、高齢者虐待・障害者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者・障害者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者・障害者の被害の防止及び救済を図る観点から、成年後見制度の周知や同制度の利用に係る経済的負担の軽減を図る措置等を講ずることにより、同制度が広く利用されるようにしなければならないとされている。また、最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。

・　全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。

②　市町村長申立ての適切な実施

・　市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。

・　都道府県には、市町村職員、中核機関職員及び日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される。

・　都道府県には、例えば、都道府県における市町村支援等の助言の担い手として国が養成する専門アドバイザーを活用することなどにより、市町村長申立てを適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。

・　国は、都道府県が継続的に研修を実施することができるよう、都道府県職員向け研修の拡充や、市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる。

・　国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知[55]に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

③　成年後見制度利用支援事業の推進

・　市町村は、成年後見制度利用支援事業について、①の基本方針を踏まえ、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親

55　「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年 11 月 26 日付け障障発 1126 第１号、障精発 1126 第１号、老認発 1126 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。併せて、国は、成年後見制度利用支援事業の推進を行う必要がある（詳細については、２（２）③ イを参照）。

（４）地方公共団体による行政計画等の策定

①　基本方針

・　権利擁護支援を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、各地域では、「包括的」かつ「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

・　地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。

・　第二期計画では、地域連携ネットワークに求められる機能や機能を強化するための取組等を「３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」で示した。地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容に段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

②　市町村による行政計画の策定

ア　市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村は、促進法第 14 条第１項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

・　目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

・　目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

また、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。

・　中核機関及び協議会の整備・運営の方針

・　地域連携ネットワークの支援機能（３（２）を参照）の段階的・計画的な整備方針

・　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（３（３）を参照）の推進の方針

・　市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

イ　具体的な策定方法等

・　市町村計画の策定は、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法、権利擁護支援に焦点を当てるため単体の計画として策定する方法などが考えられる。

・　中核機関の整備を複数の市町村が共同で取り組んでいる場合には、各市町村の計画に中核機関の整備・運営などの全体方針を示し、中核機関の事業計画等に具体的な取組方針を記載する方法なども考えられる。

・　市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要である。このような取組を着実に行うため、協議会などにおいて、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。

・　計画を実効性のあるものとするため、地域連携ネットワークで「運用・監督」機能を担う家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。

ウ　留意事項

・　市町村は、協議会等を通じて、計画に当事者の声を反映することが重要である。また、関係者の連携・協力の下で権利擁護支援に取り組むことができるよう、中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくことも重要である。

・　なお、地域連携ネットワークづくりは段階的・計画的に進めるものであり、計画が策定されていることが重要である。このため、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

③　都道府県による取組方針の策定

ア　都道府県による取組方針に盛り込むことが望ましい内容

都道府県による取組方針では、市町村計画と同様に、第二期計画を踏

まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

・　目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

・　目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

一方で、都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。

・　都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針

・　担い手の確保の方針

・　市町村に対する体制整備支援の方針

上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましい。

・　市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

イ　具体的な策定方法

・　都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。

・　その上で、より効果的に取組が進むよう、市町村計画と同様に、都道府県地域福祉支援計画など他の法定計画の中に取組方針を盛り込むことなどの対応を行うことも期待される。

ウ　留意事項

・　都道府県は、市町村ごとの人口推移や体制整備状況等を勘案しながら、中長期的な観点に立って取組方針を策定することが重要である。

（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

①　基本方針

・　都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される（３（１）④ア（イ）、（４）③参照）。

・　都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある（３（３）③ア（ウ）参照）。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である（３（４）参照）。

・　国は、都道府県の機能強化が図られるよう、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行う。

②　都道府県の機能強化

・　都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。

・　都道府県には、後見人等に関する苦情等への対応として、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

③　市町村への具体的な支援内容

都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される[56]。

ア　継続的な研修の実施

・　市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。

・　そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

イ　都道府県単位での協議会を通じた実態把握等

・　協議会の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返り

56　「都道府県による市町村支援のためのガイド」（「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）により作成）が参考になる。この資料は「④　都道府県自らの取組の実施」に当たっても参考になる。

と意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。また、必要に応じて、受任者調整の場を設置することも考えられる（３（３）③ア（ウ）参照）。

ウ　市町村等への情報提供や相談対応

・　イによって得られた実態等の情報は、市町村と共有する。
・　市町村からの相談に適切に対応するため、あらかじめ、相談窓口を整備するとともに、専門職等を派遣するしくみなどを整えておく。

エ　市町村の課題に応じた支援や調整の実施

・　市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、例えば、担い手不足の課題を抱えている市町村ごとや、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村ごとにグループ化をするなど、市町村に共通する課題に応じた対応を行う。
・　市町村と家庭裁判所との連携の促進においては、家庭裁判所の本庁のみならず、協議事項に応じて、家庭裁判所の支部・出張所を含めた連携にも留意する。
・　また、市町村間や、都道府県と市町村との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた地方公共団体間の調整の場を設ける。
・　市町村が地域の実情に応じて広域的な地域連携ネットワークづくりに取り組むこと（例えば、複数の市町村にまたがる区域で地域連携ネットワークづくりに取り組むこと、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位で役割分担することなど）ができるよう、近隣市町村や中核機関などによる意見交換の場を設定するなど、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある。

④　都道府県自らの取組の実施

都道府県には、市町村単独では取り組みにくい課題への対応について、自らが市町村と連携しながら実施することが期待される。こうした課題への対応としては、例えば以下のものがある。

・　担い手の確保（市民後見人や法人後見の担い手の育成等。具体的な取組は（２）①イ、②、③を参照）。
・　市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上（意思決定支援等に係る取組は２（１）①を、市町村長申立てに係る取組は（３）②を参照）。

・　市町村・中核機関が行う研修等（地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等）を実施することができる人材の育成。

別紙

第二期計画の工程表とＫＰＩ①

		KPI※1（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3	**任意後見制度の利用促進**						
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等における リーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・適切な運用の確保に関する取組	―	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進						
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県		都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進						
	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県		都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施	
				市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善			
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討				
				市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進						
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村		市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化						
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県		都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営	

※1　KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。　※2　専門家会議は、令和６年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3　優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和６年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とＫＰＩ②

		KPI※1（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
制度等の見直しに向けた検討等	**成年後見制度等の見直しに向けた検討**	―	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	―	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の運用改善等	**意思決定支援の浸透**						
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	―	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	―	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	適切な後見人等の選任・交代の推進等						
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	―	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	―	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討		
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和						
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	―	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・保険の普及等事後救済策の検討	―	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
地域連携ネットワークづくり	**地域連携ネットワークづくり**						
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続	
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備			市町村による中核機関の運営	
			中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	―	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	―	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	―	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1　KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。　※2　専門家会議は、令和６年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

社援成発 0325 第２号
障障発０３２５第１号
老高発０３２５第３号
老認発０３２５第１号
令和４年３月 25 日

各都道府県・市区町村　民生主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第１項に基づき、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、様々な取組を推進してきました。基本計画は平成 29 年度から平成 33 年度（令和３年度）までを期間としているため、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）の策定に向け、成年後見制度利用促進専門家会議での議論等を経て、令和４年３月 25 日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」について、閣議決定しました（別添）。第二期計画において目指す「地域共生社会」とは、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくものであり、そのためには、各都道府県・市町村における庁内連携が不可欠となります。

第二期計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下のとおり通知しますので、御参照の上、各地域における施策及び必要な連携の推進に御尽力いただきますようお願いします。

また、管下の関係機関・団体に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

Ⅰ．第二期計画のポイント

１．成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

・　成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。

・　成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。

２．成年後見制度の運用の改善

・　家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。

３．後見人等への適切な報酬の付与

・　最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。

・　成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。

４．権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

・　都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）を全市町村で早期に整備。

・　地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村計画」という。）を早期に策定。

・　市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

※　第二期計画の対象期間は令和４年度から令和８年度までの５年間（第二期計画の「工程表」を参照）

Ⅱ．市町村の役割

第二期計画（p.25）では、市町村の役割について以下のとおり記載しているところです。

（ア）市町村

・　市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。

・　市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

・　市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

・　上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第二期計画において詳述されているように、市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要です。

・　市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこ

と。

・　成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

・　中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組が必要です。

・　市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。

成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

なお、第二期計画（p. 23, 24）では、地域連携ネットワークを構成する「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」について、それぞれ以下のとおり記載しているところです。

ア　権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ　協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ　中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

・　本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け 、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割。

・　専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）。

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、１（１）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

Ⅲ．都道府県の役割

第二期計画（p. 26）では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところです。

> （イ）都道府県
> ・　都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
> ・　また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとして、以下のような取組の推進が必要です。

・　担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
・　市町村長申立てに関する研修を実施すること。
・　都道府県単位等での協議会を設置すること。
・　意思決定支援研修を実施すること。

Ⅳ．第二期計画の工程表に記載されたスケジュール

第二期計画の工程表において市町村及び都道府県に関するＫＰＩとして設定された取組に係るスケジュールは以下のとおりです。

１．任意後見制度の利用促進

令和６年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

２．担い手の確保・育成等

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。
・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。

３．市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

４．権利擁護支援の行政計画等の策定推進

令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

５．都道府県の機能強化

令和６年度末までに「全 47 都道府県」による協議会の設置。

６．意思決定支援の浸透

令和６年度末までに「全 47 都道府県」による意思決定支援研修の実施。

７．地域連携ネットワークづくり

・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による中核機関の整備。

別添　　第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（令和４年３月 25 日閣議決定）
参考　　第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

子　発１２１２第１号
社援発１２１２第２号
老　発１２１２第１号
平成２９年１２月１２日

都道府県知事
各 指定都市市長　殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
（公　印　省　略）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30年４月１日に施行することとされている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること、(3)市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第106条の３第２項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）が告示されたところであるが、今般、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年４月１日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）については廃止する。

貴職におかれては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1　市町村地域福祉計画

（1）　市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

①　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

・　地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

・　地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方

・　既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

・　生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等）

オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

・　利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ｱ)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016 年（平成 28 年）３月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(ｲ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ｳ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

・　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

・　生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

・　自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・　認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）

コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

・　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

・　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

事　務　連　絡
平成 30 年 7 月 24 日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について（情報提供）

日頃より、成年後見制度利用促進の取組についてご尽力いただきありがとうございます。

今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（別添１）をとりまとめたところです。

また、これを踏まえ、本日、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から各家庭裁判所事務局長宛てに、別添のとおり文書（別添２）が発出されましたので、参考までに情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に本事務連絡について情報提供いただきますようお願いします。

また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、都道府県が家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会等と連携を図ること等により、管内市区町村における広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、市町村計画策定のための支援等、積極的に推進していただきますようお願いします。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室　栗原、福野
電話　：03－5253－1111（内線 2228）
E-mail: seinenkouken@mhlw.go.jp

別添１

（別添）

平成 30 年 3 月 30 日

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策

全国社会福祉協議会　地域福祉推進委員会
（今後の権利擁護体制のあり方検討委員会）

○地域において判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するために、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では地域福祉を進めるなかで、日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進に取り組んでいる。全社協・地域福祉推進委員会（以下、「本会」という。）では、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における総合的な権利擁護体制の構築を提唱し、年齢や障害種別、資力等にとらわれず、地域のさまざまな人びとのニーズに応じた権利擁護を推進している。

○こうしたなか、利用者のノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進、制度の利用に関する体制の整備を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行された。法施行を受け、国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）」を閣議決定し、総合的かつ計画的に施策の推進が図られることとなった。

○この動きは、これまで社協が取り組んできた総合的な権利擁護体制のさらなる強化を図る好機と捉えることができ、社協は、これまでの取り組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関*の受託を進めるなど、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的にすすめていくべきと考える。

○各自治体での成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定や、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の検討がすすむこの時期を逃すことなく、行政と連携しながら総合的な権利擁護体制の構築を推進する必要がある。

○こうした状況を踏まえ、本会では、成年後見制度の利用促進において社協が果たす役割と、そのための取り組みについて、現段階での考え方や課題を整理し、『社協・生活支援活動強化方針』に示した地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめ、全国の社協に提言することとした。

＊地域連携ネットワーク及び中核機関については、P8 図 2 参照

Ⅰ　社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制
　１．社協における権利擁護の取り組み
　２．地域における総合的な権利擁護体制の構築

Ⅱ　社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方
　１．基本的な考え方
　　（１）社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす
　　（２）日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義
　２．市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み
　　（１）市町村計画の策定に参画する
　　（２）地域連携ネットワークにおいて役割を果たす
　　（３）中核機関の受託をめざす
　　（４）行政とのパートナーシップの構築
　　（５）家庭裁判所との連携と役割の確認
　　（６）社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化
　３．日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携
　　（１）成年後見制度への円滑な連携
　　（２）社協による法人後見に取り組む
　４．都道府県社協による市区町村社協の支援

Ⅲ　今後の取組課題・検討課題（全社協の取り組み）

【参考資料】
　①『社協･生活支援活動強化方針（行動宣言と第２次アクションプラン）』（平成 30 年３月改訂）･･･概要、権利擁護に関わる行動宣言とアクションプラン
　②平成 29 年度「成年後見制にかかる実態調査」調査結果の概要

Ⅰ　社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

１．社協における権利擁護の取り組み

○地域福祉の実践のなかで、社協は、地域に暮らす人が、障害の有無や年齢にかかわらず、尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるよう、権利擁護の取り組みをすすめてきた。

○平成 12 年の社会福祉法改正により、自己決定や自立支援を旨とする利用者本位の福祉サービスが基本理念として位置づけられてからは、利用者を支援・保護する仕組みとして福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度が活用され、地域での生活を支援している。

○とりわけ日常生活自立支援事業では、利用者の判断能力が低下しても、できるだけ本人の意思を尊重しながら、自己決定やその人らしい生活を支えるアドボカシーとエンパワメントを基盤とするソーシャルワーク（相談援助）による支援を専門員が展開してきた。

○日常生活自立支援事業では、生活支援員が専門員の指示を受け日常的な支援を提供している。生活支援員は市民・住民が担っており、専門職とは異なる「利用者にとっての隣人・友人」としての態度で接し、常に利用者に寄り添う姿勢で関係性を重視した支援をしている。こうした住民参加の視点こそ本事業の重要な点である。

○さらに、本会では、権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結びつけることができるように、地域住民の参加や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」の設置を掲げ、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進してきた。
⇒下記「◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究」参照

○また、『社協・生活支援活動強化方針（第２次アクションプラン）』（平成 30 年３月改訂）では、権利擁護等に関する行政との取り組みについて、社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を示した。（参考資料参照）

○これらの取り組みは、国の基本計画に示された地域連携ネットワークや中核機関に通じる考え方となっている。（「成年後見制度利用促進基本計画」　2-(2)-①-ｲ)-(a)「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」参照）

◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究

①地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究（平成 15 年度）

・「福祉後見」*を推進する取り組みとして、地域の住民や社会資源との協働運営による「福祉後見サポートセンター」構想において、次の機能が地域の中につくられていくことが必要としている。
　①人材養成・人材バンク機能
　②相談・支援機能

③成年後見人等へのサポート機能
④調査・研究、サービス開発機能
＊「福祉後見」とは、福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支えていく仕組みを地域につくりあげていこうとするもの。

②地域における権利擁護体制の構築に関する調査研究事業（平成 24・25 年度）

・権利擁護支援を必要とする人が支援に確実に結びつくよう、地域住民や市町村行政・関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における権利擁護体制の構築を推進することを提案した。

・「権利擁護センター等」のもつ機能として下記を示した。
①権利擁護・成年後見制度の相談
②日常生活自立支援事業の実施
③法人後見の実施
④市民後見人の養成、活動支援（受任調整や後見人就任後の実務を進めるうえでの相談・支援）

・「権利擁護・成年後見制度の相談」は、社協本来の機能を活かし、地域における権利擁護支援の基盤づくりにつながる活動であるため、中心的な取り組みと位置づけている。

・また、「権利擁護センター等（権利擁護センター、成年後見センター、福祉後見サポートセンター等）」を設置している社協において、市町村長申立て、社協による法人後見、市民後見人の養成・活動支援、日常生活自立支援事業等の一体な実施により、解決に向けた調整等が有効に機能していることなどから、センターの設置を提案している。

２．地域における総合的な権利擁護体制の構築

○市区町村において、今後、成年後見制度の利用促進が図られるにあたり、社協は、地域における総合的な権利擁護体制を念頭に取り組みを推進する必要がある。

○判断能力が不十分な人が、他者からの不当な権利侵害にあうことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳をもってその人らしく安心して地域で暮らすためには、その状況に応じて福祉サービスやインフォーマルな福祉活動などによる多様な支援が切れ目なく提供される総合相談・生活支援体制を構築する必要がある。

○社協は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援を、総合相談・生活支援体制における重要な事業の一つに位置づけ、他の福祉サービスや施策、住民等の福祉活動と連携し、住民にとって身近な社会資源の一つとして活用されるよう取り組みを進めてきた。

○さらに住民のニーズが複雑化・多様化するなか、住民同士の見守り等の中から支援が必要な人を発見し支援につなげる仕組みづくり、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりが求められる。これは、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの一環に他ならない。

○こうしたことからも、社協は、日常生活自立支援事業や法人後見の経験・実績を生かし、総合相談・生活支援の仕組みづくりの一環として、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク、中核機関の設置を含む「権利擁護センター」づくりに取り組む必要がある。（下記の社協の『権利擁護センター等』イメージ図参照）

○また中核機関を受託しない場合にも、社協には、権利擁護に関わる「①広報・啓発」「②ニーズの発見・把握」「③相談・支援」の取り組みが求められる。

【図１】

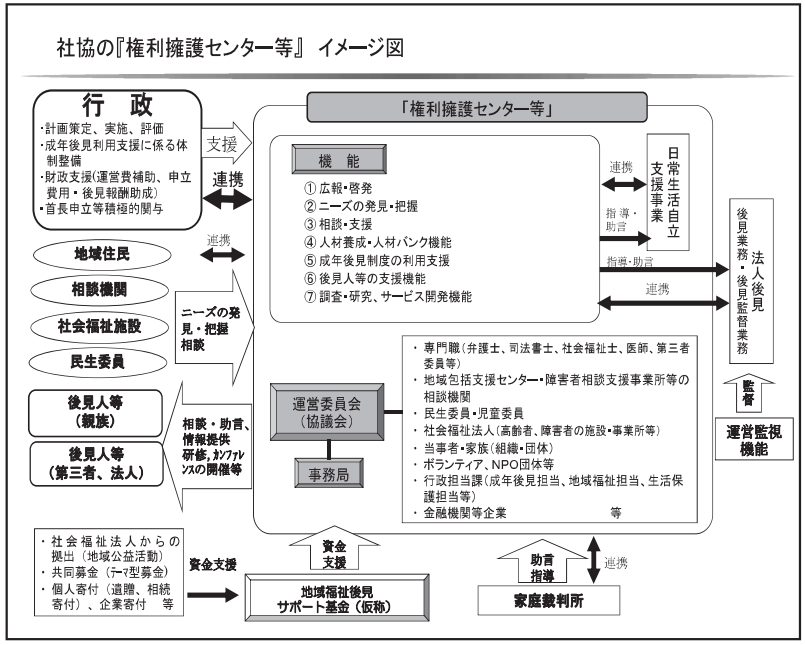

Ⅱ　社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

１．基本的な考え方

（１）社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす

○地域における総合的な権利擁護の推進にあたっては、成年後見制度を必要とする人を確実に利用に結びつけることのできる体制を構築する必要がある。

○制度が周知されていない、相談につながらない、地域において適切な後見人等の候補者がいない、申立てにかかる費用や報酬などが負担できない、申立て可能な親族がいない等により、制度の利用に至らないということはあってはならない。

○社協は、日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護支援を必要とする人の相談支援を行うとともに、行政や権利擁護支援に関わる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、社会福祉施設、民生委員・児童委員等の多様な関係者・関係機関とのネットワークを構築している。

○こうした取り組みをもとに、社協には成年後見制度の利用促進において積極的に役割を果たすことが求められている。

○国の基本計画では、市町村が主体となって、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置をすすめていくことになるため、行政と十分に連携し、社協の取り組みを活かしていくことが求められる。

○市町村の計画作成に要する費用、中核機関の運営に要する費用については、平成 30 年度より新たに地方交付税措置が講じられる。

○あわせて国は、各自治体が中核機関の設置等を円滑に行えるよう、成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：日本社会福祉士会）において、自治体向けに『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を作成した。市区町村との連携を図りながら取り組みを進めるうえで参考にしていただきたい。

（２）日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

○日常生活自立支援事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利を行使し、必要なサービスを使いながら安心・安全な生活を送ることができるよう、必要な援助を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心となっている。

○その支援は、一人ひとりに合わせた情報提供や助言をもとに、諸手続等を同行または代行により支援することが原則であり、代理による援助は契約締結審査会の審査を踏まえ限定的なものとするなど、利用者の主体性の尊重および自己決定に基づく支援を基本としている。

○このような「意思決定支援」や「利用者に寄り添った支援」を行う日常生活自立支援事業のノウハウや専門性を、成年後見制度を活用する際にも積極的に活かしていく視点が必要である。

○また、成年後見制度を利用する前から、日常生活自立支援事業の利用により本人に寄り添った意思決定支援を行うことは、成年後見制度利用後の意思決定支援をより適切なものにするためにも有効なものとなる。

２．市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

（１）市町村計画の策定に参画する

○市町村は、国の基本計画をふまえ、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定め、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築とその中核機関を設置することが求められている。

○平成 29 から 33 年度の概ね５年間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等が進められることとなるが、各自治体の成年後見制度利用促進に係る課題認識、計画策定の検討状況等にはばらつきがある。

○市区町村社協、指定都市社協は、各自治体の動向を把握し、関係機関・団体とともに、行政に対して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に係る協議を働きかけ、計画策定に積極的に参画する。

○なお、平成 29 年の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化された。『策定ガイドライン（通知）＊』に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方」が示され、「成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる」ことが明記されており、地域福祉計画の策定時は、権利擁護支援のあり方を検討する好機と捉える必要がある。

＊「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進ついて」（平成 29 年 12 月 12 日付　厚生労働省子ども家庭局長等３局長連名通知）『第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン』

（２）地域連携ネットワークにおいて役割を果たす

○国の基本計画には、地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能として下記が示されている。また、広報機能や相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきとしている。

■地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能
- 広報機能（権利擁護の必要な人の発見・周知・啓発等）
- 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- 利用促進（マッチング）機能
- 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- 不正防止効果

【図２】

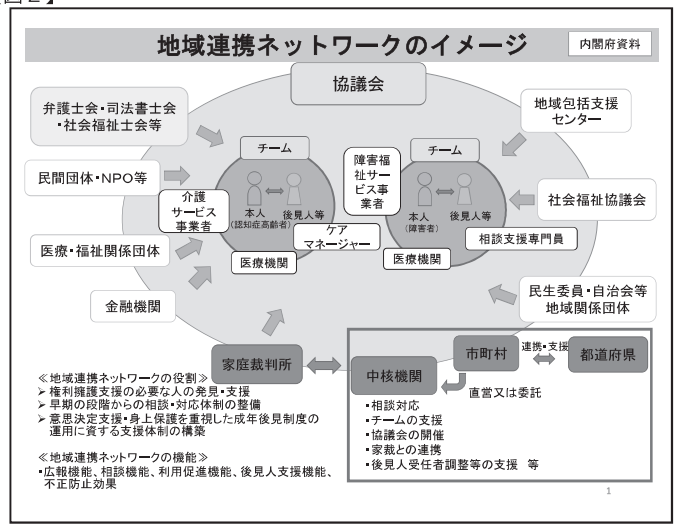

○「権利擁護センター等」を設置している社協では、既にこれらの機能を備えている場合も多く、また、「権利擁護センター等」を設置していない場合にも、日常生活自立支援事業を通して権利擁護支援に関する専門性やノウハウを蓄積していることから、中核機関の受託の有無に関わらず、地域の実情等に応じて、地域連携ネットワークにおいて積極的に役割を果たす必要がある。

○具体的には、「協議会」に参画するほか、本人を支える「チーム」のメンバーに加わる等の関わりを持つことが考えられる。

（３）中核機関の受託をめざす

○市区町村社協、指定都市社協は、日常生活自立支援事業の実施や権利擁護体制の構築に向けた取り組みを活かし、中核機関を受託しその役割を担うことが考えられる。

○国の基本計画では、市町村が委託する場合の中核機関の運営主体について、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）」を選定するとしている。

○「権利擁護センター等」の設置や法人後見等を実施している社協はもとより、それ以外の社協にあっても、中核機関の受託にあたっての課題を整理し、社協として受託が可能かどうか検討し、受託に向けた調整を行政と行う。

【社協が中核機関を受託する際の検討課題（例）】

（１）市区町村行政の積極的な関与
　　・財源の確保、市区町村長申立の実施、成年後見制度利用支援事業の活用　等
（２）都道府県段階（行政・都道府県社協）の支援
（３）財源の確保
　　・公費、成年後見報酬、寄付金　等
（４）事務局体制の整備、社会福祉士等専門職の配置
（５）行政ならびに関係機関・団体、専門職との連携、役割分担

○なお、法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。

（４）行政とのパートナーシップの構築

○国の基本計画では、中核機関の設置主体について、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われること、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」とし、市町村が直営で運営するか、市町村が選定した法人に委託することが示されている。

○成年後見制度の利用促進にあたっては、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成など市町村の関与が不可欠である。

○中核機関を委託する場合であっても、市町村は成年後見制度の利用促進にかかる責任を果たさなければならない。社協が中核機関を受託する場合にも、社協が役割を丸抱えするということがないよう、行政とのパートナーシップを築きながら体制整備をすすめていくことが必要である。

（５）家庭裁判所との連携と役割の確認

○中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるよう支援することが求められている。

○後見人の監督は家庭裁判所の責務であり、中核機関を受託する場合は、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠である。また、中核機関の役割について家庭裁判所に確認をすることも必要になる。

○被後見人の権利擁護を図るため、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応することも地域連携ネットワークおよび中核機関の役割として求められている。

（６）社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化

○社協が中核機関を受託する場合は、単に成年後見制度の利用促進を図るだけではなく、中核機関としての実践を地域における総合的な権利擁護体制の構築、さらには総合相談・相談支援体制の強化等につなげる必要がある。

○このため社協は、「権利擁護センター等」の設置等により、下記の機能等を拡充することが必要である。

【社協（権利擁護センター等）の権利擁護支援の取り組み】
①広報・啓発
・住民への権利擁護に関する制度・支援について周知
・権利擁護の必要な人を支援につなげることの重要性の周知
・権利擁護が必要な状況についての関係機関、地域住民の理解の促進（地域福祉部門と連携）
②ニーズの発見・把握
・権利擁護の必要な人を早期に発見し、支援につなげる
③相談・支援
・成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護支援に関する総合相談
・必要な支援の検討と調整
・見守り体制の調整
④人材養成、人材バンク機能
・日常生活自立支援事業の生活支援員の養成
・市民後見人養成研修の実施
・市民後見人候補者の名簿の整備や登録
・市民後見人養成研修修了者の活動に向けた支援（実務経験等）
⑤成年後見制度の利用支援
・申立て手続き支援
・日常生活自立支援事業からの移行支援
・受任者調整（候補者の調整）
⑥後見人等の支援
・後見人等としての援助内容や方法に関する相談
・法律や福祉等の専門家のチームによる支援
・生活支援に関する関係者とのカンファレンスの開催
⑦調査・研究、サービス開発機能

○地域連携ネットワークおよび中核機関が担う機能である、市民後見人の養成、受任者調整、後見人等の支援（④～⑥）に取り組んでいる社協は、必ずしも多くはない。今後、先進的に取り組む社協等を参考とし、当該地域での体制づくりに取り組むことが必要となる。

○機能の拡充とあわせて、行政との連携、財源の確保、職員体制（相談体制等の整備）、関係機関との連携などにより運営体制の強化を行うことも必要となる。

○また、日常生活自立支援事業や権利擁護に関わる相談は、利用者・相談者に複合的な課題があるケースや家族等の課題が付随しているケースも多い。権利擁護を担当する部署と、総合相談、生活福祉資金貸付事業、小地域福祉活動、ボランティア活動などの担当部署との連携により支援の強化を図る必要がある。

３．日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

（１）成年後見制度との円滑な連携

○日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な状態にあっても必要な福祉サービスを利用し、地域で自立した生活を送ることができるように支援することを目的に、社協と利用者の契約に基づき支援が行われる。

○本事業の利用中に契約継続能力がなくなった場合や、多額の財産管理および身上保護に関する契約等の法律行為（不動産・重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割、介護契約・施設入所契約等の各種サービスの利用契約、訴訟行為等）等、本事業の範囲を超えた支援が必要な場合等には、成年後見制度への移行が必要となる。

○また、必ずしも日常生活自立支援事業の契約能力が失われていない状況にあっても、将来の見通しや生活状況等により、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の検討が必要になることがある。

○このため、日常生活自立支援事業においては、利用者や家族に成年後見制度の内容（利用方法、支援内容や費用等）を適時適切に伝え理解を得るとともに、本人の意向を踏まえたうえで、必要に応じて移行を円滑に行うための取り組みが求められる。

○一方、日常生活自立支援事業の利用者は、低所得の方や家族・親族との関係が希薄な場合等が多く、「申立人がいない」「後見人候補者がいない」「申立ての費用や後見人の報酬が支払えない」などの理由により、成年後見制度の利用に結びつきにくい状況も見受けられる。

○円滑な移行を進めるためには、行政による関与・協力が不可欠であり、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成等を行政に対して働きかける必要がある。

○なお、日常生活自立支援事業に対する行政や関係機関の理解は十分とは言えず、事業の支援内容の範囲を超えた役割を求められたり、本人の判断能力が喪失しても成年後見制度の利用に結びつかないなどの状況も見受けられる。

○このため、成年後見制度への円滑な移行のためには、行政や関係機関、家庭裁判所等に対して日常生活自立支援事業による支援内容や利用者の状況に関する理解を求めていくことも必要である。

（２）社協による法人後見に取り組む

○社協における法人後見の取り組みは、年々増加してきており、日常生活自立支援事業の利用者を継続支援する必要性から取り組む社協も多いと考えられる。

○さまざまな理由で生活のしづらさを抱える人々を支え、社協が地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくうえで、適切な後見人等の担い手がいないことで地域生活の継続が困難となる人を支えるためには、社協として法人後見に取り組むことも必要である。

○社協が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性がある。こうした特性を生かし、社協は、個人の後見人等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応えていく役割がある。

○社協の法人後見は、地域のセーフティネットとしての役割のほか、後見業務への市民参加の場、あるいは中核機関の受託に向けた成年後見関連業務の習熟の視点からも検討する必要がある。

○なお、社協が法人後見に取り組むにあたっては、利益相反に留意することが必要である。

・被後見人等が社協の介護保険サービス等を利用している場合は、他のサービス事業所への移行を調整するといった配慮が必要となる。しかし、他にサービス事業所がない、あるいは被後見人等にとってサービス事業所の変更が大きな負担となるなど、社協のサービス利用を継続する必要がある場合は、家庭裁判所に対し、後見監督人等の選任の申立てを行い、後見監督人等が社協のサービス利用契約の代理人となるようにしなければならない。なお、後見監督人等についても後見人等と同様、家庭裁判所の審判による報酬付与の対象となることを考慮する必要がある。

・中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認される等、中立性、透明性を担保することが必要である。（再掲）

○法人後見の実施にあたっては、必要に応じ、報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所の審判にもとづいて後見等報酬を得ることにより、必要な財源と体制を確保することも重要である。

４．都道府県社協による市区町村社協の支援

○都道府県社協は、成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要がある。

○都道府県社協が実施する支援等については、以下のものが考えられる。

【都道府県社協による市区町村社協の支援】

① 都道府県域における権利擁護に関するニーズ把握

② 都道府県段階における行政、専門職団体とのネットワークの構築

③ 家庭裁判所との連携・調整

④ 市区町村社協の中核機関の受託に向けた支援

⑤ 広域での地域連携ネットワーク構築と中核機関の受託支援

⑥ 成年後見制度の利用支援を担当する職員の研修
＊初任者研修、支援困難事例の検討会など

⑦ 市区町村社協の担当者会議の実施（情報共有や未実施社協の動機づけ等）

⑧ 市民後見人の養成に対する支援

⑨ 成年後見制度のかかる調査研究

■国の基本計画における都道府県の役割

都道府県行政は、成年後見制度利用促進に関し都道府県全体の施策の推進が期待されている。具体的には、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが求められている。

・各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
・後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める
・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点からの家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携面など、必要な支援を行う
・都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

Ⅲ　今後の取組・検討課題（全社協の取り組み）

○今後、社協における成年後見制度利用促進の取り組みと地域の権利擁護体制の構築に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、本方策の推進を図りながら、下記についての取り組みを進める。

①成年後見制度利用促進にかかる社協の取組事例の収集と提供

②権利擁護に関わる取り組みについての拡充の検討
・市民後見人の活動の推進
・社協における任意後見、金銭管理等の委任事務、身元保証、死後事務等の実施
・エンディングノートなど、本人の意思表明ツールの活用

③日常生活自立支援事業の今後の方向性の検討

④都道府県・指定都市社協の権利擁護担当者の情報共有のための会議・研修の実施

⑤家庭裁判所との連携のための最高裁判所等との調整

参考資料①

【「『社協・生活支援活動強化方針』第２次アクションプラン」に示された権利擁護等に関する行政との取り組み強化について】

・全社協・地域福祉推進委員会で示した「社協・生活支援活動強化方針」第２次アクションプラン（平成29年６月）では、「行政とのパートナーシップ」のひとつとして「権利擁護等に関する行政との取り組み強化」を掲げている。具体的な取り組みに向けた段階的な目標としては、下記のとおり設定している。

＜ステップ①＞
- 行政との協議の場の設定
- 法人後見や市民後見人の養成等への取り組み
- 総合的な権利擁護の仕組みづくり

＜ステップ②＞
- 総合的な権利擁護体制の構築
- 市民後見人の活動支援
- 地域連携ネットワークの中核機関の受託

（ステップ①②の詳細は次頁参照）

「社協・生活支援活動強化方針」第２次アクションプランより抜粋

４．行政とのパートナーシップ

行動宣言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

≪現状≫

- **社協は、民間の公益法人として、さまざまな事業・活動を展開しながら地域福祉推進の中核的役割を果たしてきた**
  - 近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などに取り組む社協が増えてきている。

≪課題≫

- **今日的な社協と行政の関係について整理し、さらなる連携強化が求められる**
  - 権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。
  - 成年後見制度利用促進基本計画の制定に伴い、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることが求められている。

第２次アクションプラン

(3)　権利擁護等に関する行政との取り組み強化	
ステップ①	**ステップ②**
○ これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。 ✓ 行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。 ○ 行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。 ✓ 総合相談・生活支援の充実と体制強化への取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。 ○ 行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。 ✓ 行政と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援が必要な人を発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりのあり方を検討する。	○ 行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。 ✓ 権利擁護・成年後見センターを受託実施する等、社協の生活支援・相談センター（仮称）と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援などの権利擁護活動に組織的に取り組む。 ✓ 行政と連携し、住民に対する総合的な権利擁護体制を構築する。 ○ 市民後見人の活動を支援する。 ✓ 成年後見制度利用促進基本計画による市町村の実施計画策定により、今後、市民後見人養成に取り組む市町村が増えた場合、行政とのパートナーシップのもとで市民後見人による後見活動上の相談・支援に対応する。 ○ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる ✓ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託を目指す。

参考資料②

平成 29 年度「成年後見制度にかかる実態調査」調査結果の概要

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　地域福祉部

【目的】
国の成年後見制度利用促進計画が策定され、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがすすめられるなかで、各市区町村社協における成年後見制度への取り組み状況について情報収集し、社協の有する機能、地域連携ネットワークにおいて果たすべき役割や、今後の地域の権利擁護体制のあり方の検討に資することを目的として実施した。

【調査期間】平成 29 年 10 月 5 日～10 月 26 日

【調査対象】市区町村社協（1,846 か所）および　指定都市社協（20 か所）

【回答社協数】回答社協数：1,156 社協（回収率　62.0%）

調査結果のポイント

１．「権利擁護センター等」の設置と権利擁護・成年後見に関する取り組み

●「権利擁護センター等」*を設置している社協は約 2 割で、権利擁護・成年後見に関する取り組みを積極的にすすめている。

＊本調査で「権利擁護センター等」とは、市民等からの成年後見に関する相談の受付や成年後見の利用手続き支援等を行っているセンターをいう。

・「権利擁護センター等」を設置している社協は、20.2%（234 社協）。
（取り組み状況については、以降の各項目を参照）

２．広報機能

●成年後見制度に関する広報の取り組みとして、広報誌、パンフレット、ホームページによる周知や市民、福祉関係者向けの研修会の開催等が行われている。

・広報に関する主な取り組み状況（実施率）は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
広報誌等による周知	33.3%	85.5%	20.0%
パンフレットの作成・配布	25.3%	80.8%	11.2%
ホームページによる周知	24.7%	77.8%	11.2%
市民向け講座・研修会等の開催	23.4%	74.8%	10.4%
福祉関係者向け研修会等の開催	16.2%	54.7%	6.4%

・一方で、とくに広報に関する取り組みをしていないという回答は 48.8%（564 社協）。

３．発見・相談機能

●約 75%で見守り活動等から権利擁護･成年後見制度の相談窓口につなぐ仕組みがある。
●約 8 割では、専門の相談窓口を設置し、または総合相談窓口において権利擁護･成年後見制度に関する相談対応を行っている。

・見守り活動等から、権利擁護・成年後見制度による支援を要する人が発見された場合に、相談窓口につなぐ仕組みがあるのは 863 社協（74.7%）。

・約 8 割の社協で相談窓口において権利擁護・成年後見制度の相談対応を行っている。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
専門の窓口を設置（常設）	20.3%	79.5%	5.3%
専門の窓口を設置（特定日時に限定）	1.9%	1.7%	2.0%
専門窓口の設置はないが総合相談窓口で対応	58.4%	17.9%	68.6%

・新規相談時の相談者は、「本人」が最も多く、次いで「親族」となっている。

４．市民後見人等の候補者の調整

●社協が行う受任調整のうち、半数以上が「専門職後見」となっており、「社協の法人後見」「市民後見」の受任調整は 2 割前後となっている。
●全体の約 3 割の社協で成年後見申立て支援を行っている。

・市民後見人等の候補者の調整（受任調整）は、全体で 10.6%（122 社協）が実施。センター設置社協では 43.2%（101 社協）が実施している。
・平成 28 年度の受任調整件数 1,313 件のうち、「専門職後見」が 56.2%（738 件）と最も多く、次いで「社協の法人後見」21.3%（280 件）、「市民後見」18.7%（246 件）。
・1 社協あたりの受任調整件数は、年間 10 件未満が 52.5%（うち、1～5 件が 42.6%）。
・成年後見申立て支援の実施状況は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
首長申立て以外の支援	29.5%	84.6%	15.5%
首長申立て支援	23.2%	65.0%	12.6%

５．市民後見人の養成と登録

●市民後見人の養成研修や名簿の整理･登録、研修修了者の実務支援については、全体の約 15%の実施にとどまっている。

・市民後見人養成研修は、全体で 15.3%（177 社協）が実施。センター設置社協では 55.2%（129 社協）が実施している。
・市民後見人の名簿の整理・登録については、全体で 11.4%（132 社協）が行っている。センター設置社協では 44.0%（103 社協）が実施している。
・市民後見人養成研修の修了者が実務経験を重ねるための取り組みでは、「後見支援員への登用」7.5%、「日常生活自立支援事業・生活支援員への登用」14.6%となっている。

６．日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

●成年後見制度へ移行を検討した利用契約の約 6 割が成年後見制度に移行している。
●約半数の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討している。

・日常生活自立支援事業の利用者のうち、5.8%（2,296 件）について成年後見制度への移行を検討しており、そのうち約 6 割（1,356 件）が成年後見制度に移行している。その後見類型は、後見 65.8%（892 件）、保佐 28.0%（380 件）、補助 5.0%（69 件）。
・全体の 52.4%（センター設置社協では 84.6%）の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討した事例がある。

７．任意後見に関する支援

●約 4 割の社協で任意後見に関する支援を行っている。

・「任意後見に関する情報提供」が 32.6%、「任意後見の相談」が 24.6%。

８．親族後見人への支援

●全体の約 3 割の社協で情報提供を行うなど、親族後見人への支援に関する取り組みが行われている。

・親族後見人への支援にかかる取り組み状況等（実施率）は以下のとおり。（複数回答）

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
成年後見制度に関する情報提供	27.0%	66.2%	17.0%
交流会、勉強会等の開催	4.1%	17.9%	0.5%
個別相談	19.4%	59.8%	9.1%
関連する取り組みを行っていない	65.4%	19.7%	77.1%

・一方、全体の 65.4%の社協では、関連する取り組みを行っていないと回答している。
・支援の必要性を把握しながらも、親族後見人に関する情報が得られないために、具体的な支援につながらない状況にあるという回答も見られた。

９．後見監督人等の受任

●後見監督人等の受任は、センター設置社協における実施は約 2 割となっている。
●監督を行う後見人の 8 割以上は「市民後見人」となっている。

・「平成 29 年 9 月末現在、後見監督人の受任をしている社協」は、4.1%（47 社協）。受任件数は計 456 件となっている。センター設置社協については 19.2%（45 社協）が受任している。
・後見人の属性別受任件数は、「市民後見人」が 85.1%（388 件）、「法人後見人」が 13.6%（62 件）。
・受任社協の 61.7%で後見監督人報酬申立てを行っている。また、64.6%が委託金・補助金を財源としている。

10. 法人後見

●法人後見の受任体制がある社協は約 3 割。
●所得の低い方や親族等が近くにいない方などの利用が多く見られ、これらの状況について法人後見の受任要件としている社協も多い。

・法人後見の実施状況（実施率）は以下のとおり。30.1%（348 社協）の社協で法人後見の受任体制がある。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
受任しているケースがある	25.2%	68.8%	14.1%
過去に受任実績がある	1.5%	3.0%	1.1%
受任体制はあるが受任実績はない	3.5%	5.6%	2.9%
合計（受任体制がある社協）	30.1%	77.4%	18.1%

・平成 29 年 9 月現在の法人後見受任件数は合計 2,824 件。内容・利用者等については、以下のとおり（複数回答）。

	該当件数	割合
日常生活自立支援事業からの継続	794 件	28.1%
生活保護受給世帯に属する者	592 件	21.0%
住民税非課税世帯に属する者	1,681 件	59.5%
首長申立てをした者	1,468 件	52.0%
施設入所者	1,676 件	59.3%

・受任件数が 5 件以下の社協は 54.3%である一方、10 件以上は 28.9%となっている。
・受任している法人後見の 7 割が「報酬あり」となっている。
・報酬額について、「報酬あり（本人の財産から）」の場合は、「2 万円以上 3 万円未満」が 34.1%（530 件）と最も多い。
・社協が法人後見を受任する要件について、主なものは以下のとおり。（複数回答）

	該当割合
適切な後見人等候補者がいない	67.2%
首長申立てである	43.1%
申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること	36.2%
生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	35.1%

・任意後見について、17 社協（108 件）が実施、うち後見監督人が選任され任意後見契約が発効しているのは 5 社協（12 件）となっている。

11. 家庭裁判所との連携状況

●約 2 割の社協が日頃から家庭裁判所と連携している。

・権利擁護・成年後見の取り組みを進めるにあたって、家庭裁判所と「連携している」と回答した社協は 18.3%（212 社協）。

12. 権利擁護センター等の設置・運営状況

●センター運営にあたっては市町村行政との連携をすすめており、半数近くはセンター運営について行政計画に位置づけている。
●収入の約 8 割は補助金・委託金。後見報酬による収入は全体の約 1 割にとどまる。

・センター運営にあたって、「弁護士、司法書士等の専門家が入った運営委員会等のバックアップ体制がある」社協は 73.5%。「運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士、司法書士等専門家がいる」社協は 12.8%となっている。
・センター運営にあたって、市町村行政の担当者と情報交換を行っているのは 83.8%、補助、委託等の公費を受けているのは 82.5%。また、市町村の行政計画に位置づけられているのは 45.3%で、うち 60.4%は財源まで担保されている計画となっている。
・160 市区社協の平成 28 年度のセンター運営の収支をみると、収入の 77.3%が補助金・委託金になっている。後見報酬は 10.6%、法人からの繰入金は 9.3%となっている。

13. 市町村の取り組み等

●多くは地域連携ネットワークや中核機関が明らかにされていない状況であるが、中核機関を予定している社協もみられた。
●都道府県・指定都市社協には、人材確保・育成や行政への働きかけなどの役割が期待されている。

・計画策定や地域連携ネットワークの構築に向けて一部の地域で動きが見られるものの、多くが市町村の方針が明らかにされていない、不明という状況。
【市町村の基本計画について】
「策定をすすめている」2.9%（34 社協）、「検討中」12.1%（140 社協）
【地域連携ネットワークについて】
「市町村を対象圏域とする予定」9.2%（106 社協）、「複数市町村を対象圏域とする予定」4.3%（50 社協）。
・そのなかで、地域連携ネットワークの中核機関を社協が担うことについて、前向きに検討・対応しているという回答もみられたが、現状では人材・財源等の実施体制が十分でない、行政との連携がとれない等の理由から、むずかしいとの回答がみられた。
【中核機関について】
「自社協が担う」は 3.4%（39 社協）。センター設置社協では 11.1%（26 社協）。
・都道府県・指定都市社協に求められる役割・期待について、主な回答は以下のとおり。

	該当割合
人材確保・育成に関する取り組み	58.1%
行政への働きかけ	54.4%
地域連携ネットワークの整備に向けた関係団体・機関との連携	44.5%
複数の市町村域による広域実施にかかる支援	30.0%

別添２

（訟ろ－１５－Ｂ）

平成３０年７月２４日

家庭裁判所事務局長　殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長　宇田川　公　輔

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

今般，全国社会福祉協議会が，成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割，そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策を取りまとめ，別添のとおりの提言を全国の都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会に対して周知した旨の情報に接しましたのでお知らせします。

別添の提言書には，市区町村社会福祉協議会は，成年後見制度利用促進基本計画でうたわれている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに，中核機関を受託するなどし，その役割を担うことが求められ，中核機関を受託する場合には，各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠であるなどと記載されています。各家庭裁判所においては，中核機関について受託を目指している，あるいは，中核機関として求められる機能が実質的に備わっていると考えられる市区町村社会福祉協議会との間で，家庭裁判所との連携に向けた検討等が行われていることと承知していますが，今後，中核機関について受託を目指して取組を進める市区町村社会福祉協議会も増えていくものと見込まれます。各家庭裁判所においては，司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ，引き続き，各地における中核機関の設置に向けた取組について，可能な限り積極的に対応していただきますようお願いします。

また，別添の提言書には，都道府県社会福祉協議会は，成年後見制度の利用促進を図るため，都道府県行政と協議し，市区町村社会福祉協議会への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要があるとも記載されています。家庭裁判所としても，このような都道府県社会福祉協議会の取組が円滑に進められるよう，都道府県や都道府県社会福祉協議会との間で，町村部等における広域的な取組の実施に向けた支援の在り方等について協議を行うことも有益であると思われます。

なお，全国社会福祉協議会は，別添のとおり取りまとめた基本的な方策の推進を図る上での今後の取組・検討課題について，本年度も委員会を設置して議論することとしており，その中で，家庭裁判所との連携についても取り上げられる予定となっているとのことです。当局としましては，全国社会福祉協議会での議論について必要な協力をして参りたいと考えておりますので，その検討状況等については，必要に応じて，情報提供させていただきます。　　敬　具

事　務　連　絡
平成 30 年８月 23 日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年４月 13 日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願いします。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として３，０６９千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。
※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室　栗原、福野
電話　：03－5253－1111（内線 2228）
E-mail：seinenkouken@mhlw.go.jp

参　考

地方交付税制度の概要

１　地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている**地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し**、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう**財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。**

地方交付税制度の概要

性　　格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、**いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）**

（参考　平成１７年２月１５日　衆・本会議　小泉総理大臣答弁）
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総　　額：**所得税･法人税の３３．１%、酒税の５０%、消費税の２２．３%、地方法人税の全額**

種　　類：普通交付税＝交付税総額の９４%、特別交付税＝交付税総額の６%

普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 ＝ （ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 ） ＝ 財源不足額

基準財政需要額 ＝ 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 ＝ 標準的税収入見込額 × 基準税率（７５%）

普通交付税の仕組み

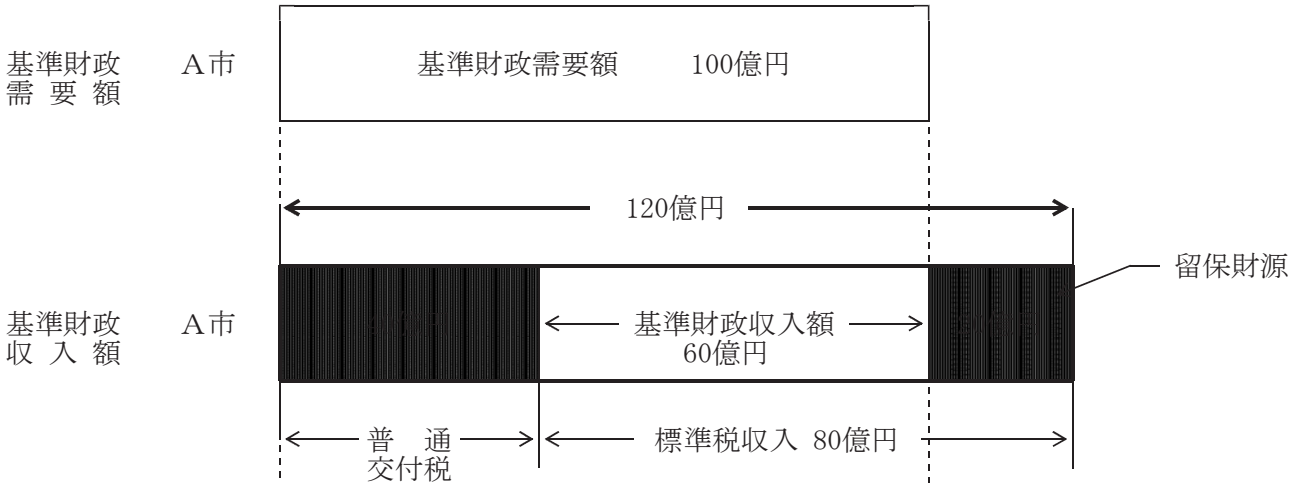

事　務　連　絡
平成 31 年３月 18 日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
厚生労働省老健局総務課
認 知 症 施 策 推 進 室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年３月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年４月から、別添資料のとおり

- 診断書の書式を改定するとともに、
- 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※　本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員，相談支援専門員，病院・施設の相談員，市町村が設置する地域包括支援センターや，社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに，基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については，各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕

（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）

社援地発 0603 第１号
社援保発 0603 第２号
障障発 0603 第１号
老振発 0603 第１号
令和元年６月３日

都道府県
各　指定都市　関係主管部（局）長殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省老健局振興課長
（　公　印　省　略　）

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への
支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成 29 年１月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年３月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いします。

別添：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年６月３日付け医政総発0603第１号。厚生労働省医政局総務課長通知）

（照会先）
○　本通知について
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話：03-5253-1111（内線2229）
○　ガイドラインについて
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線4158）

医政総発０６０３第１号
令和元年６月３日

各 ｛都道府県／保健所設置市／特別区｝ 衛生主管部（局）長　御中

厚生労働省医政局総務課長
（　公　印　省　略　）

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年３月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれては、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的な助言である。

【別添】

○　身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

【参考】

○　「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年６月３日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）

○　「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年４月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

（照会先）
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線）4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医事課長
（　公　印　省　略　）

身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がいないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものであるので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がいないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

府 成 見 第 2 号
令和元年６月 24 日

各都道府県知事　殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
（公印省略）

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年３月 24 日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年６月７日に成立し、同月 14 日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187 の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して３月又は６月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

Ⅰ．一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～３参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（ＵＲＬを末尾に記載）、「法律の概要」（資料１）、「見直し法律リスト」（資料２）及び「衆議院修正案」（資料３）を御参照下さい。

Ⅱ．条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Ⅰのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月１日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

Ⅲ．一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの　公布日（令和元年６月 14 日）

② 省令等の整備が必要なもの　公布の日から３月を経過した日（令和元年９月 14 日）

③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの　公布の日から６月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）

④ その他　個別に定める日（建築士法等　令和元年 12 月１日）

参考　「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成 30 年３月 13 日閣議決定）の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

ＵＲＬ：https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html

※法案は衆議院において修正されています（土地改良法の改正規定（法案第 111 条）を削除し、建築士法等の改正規定の施行日（法案附則第１条第３号）を平成 30 年 12 月１日から令和元年 12 月１日に修正）。修文案は資料３を御参照下さい。

資料１　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料２　見直し法律リスト

資料３　衆議院修正案（要綱、案文、新旧対象条文）

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室
西村、藤野、川上、金柄
ＴＥＬ：０３－３５８１－１８７５（直通）
メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp
nishimura-shintarou@mhlw.go.jp
masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp
fujino-masahiro@mhlw.go.jp
keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp
takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp
※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は令和元年７月中旬を目途に廃止されます。

障障発第０７２９００１号
障精発第０７２９００１号
老計発第０７２９００１号
平成１７年７月２９日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長

老　健　局　計　画　課　長

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21 号、老計第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続を例示として示してきたところである。

しかしながら、4 親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1　市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ 2 親等以内の親族の有無を確認すること。

2　1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

（別添1）

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者）

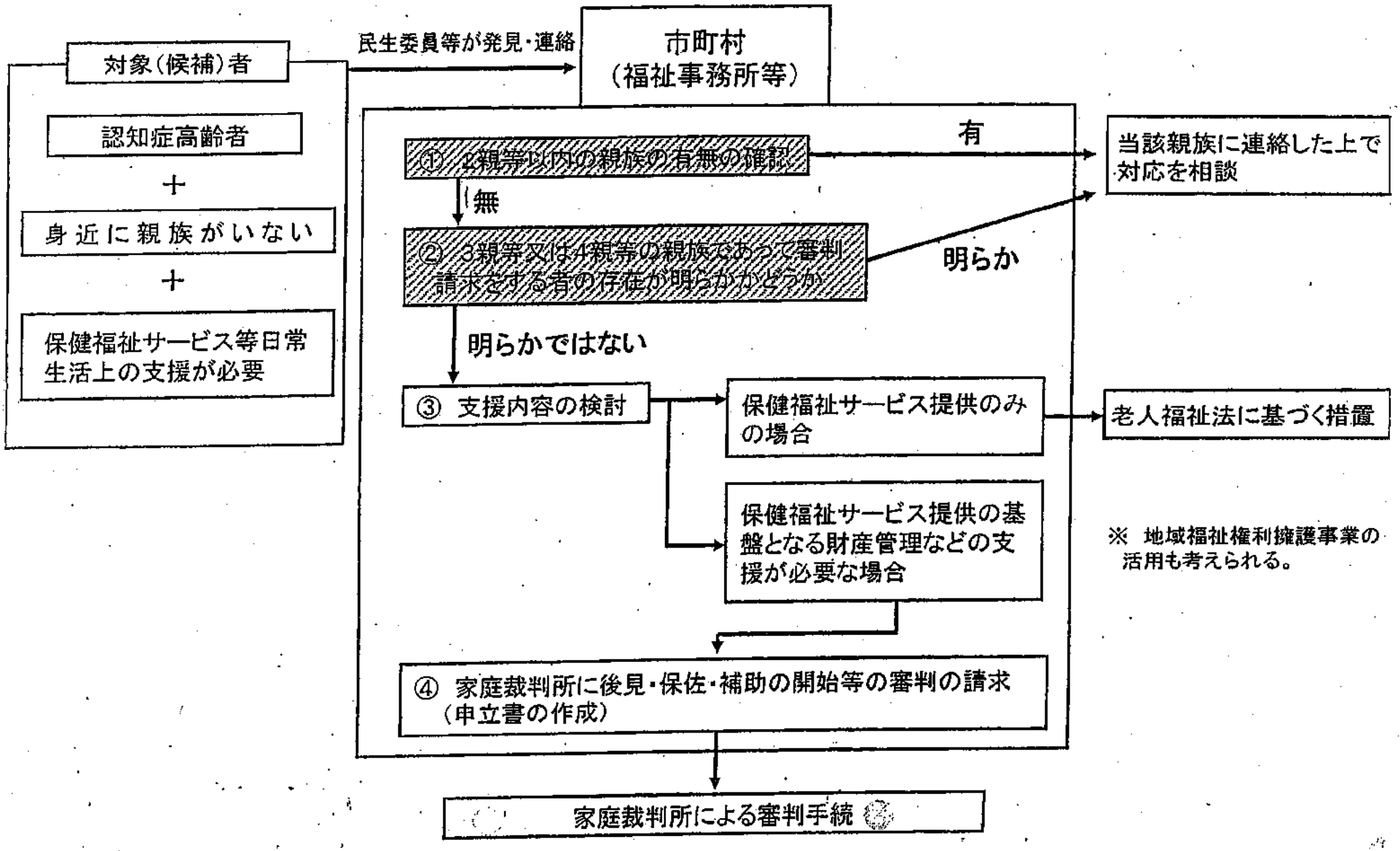

（別添2）　市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障害者・知的障害者）

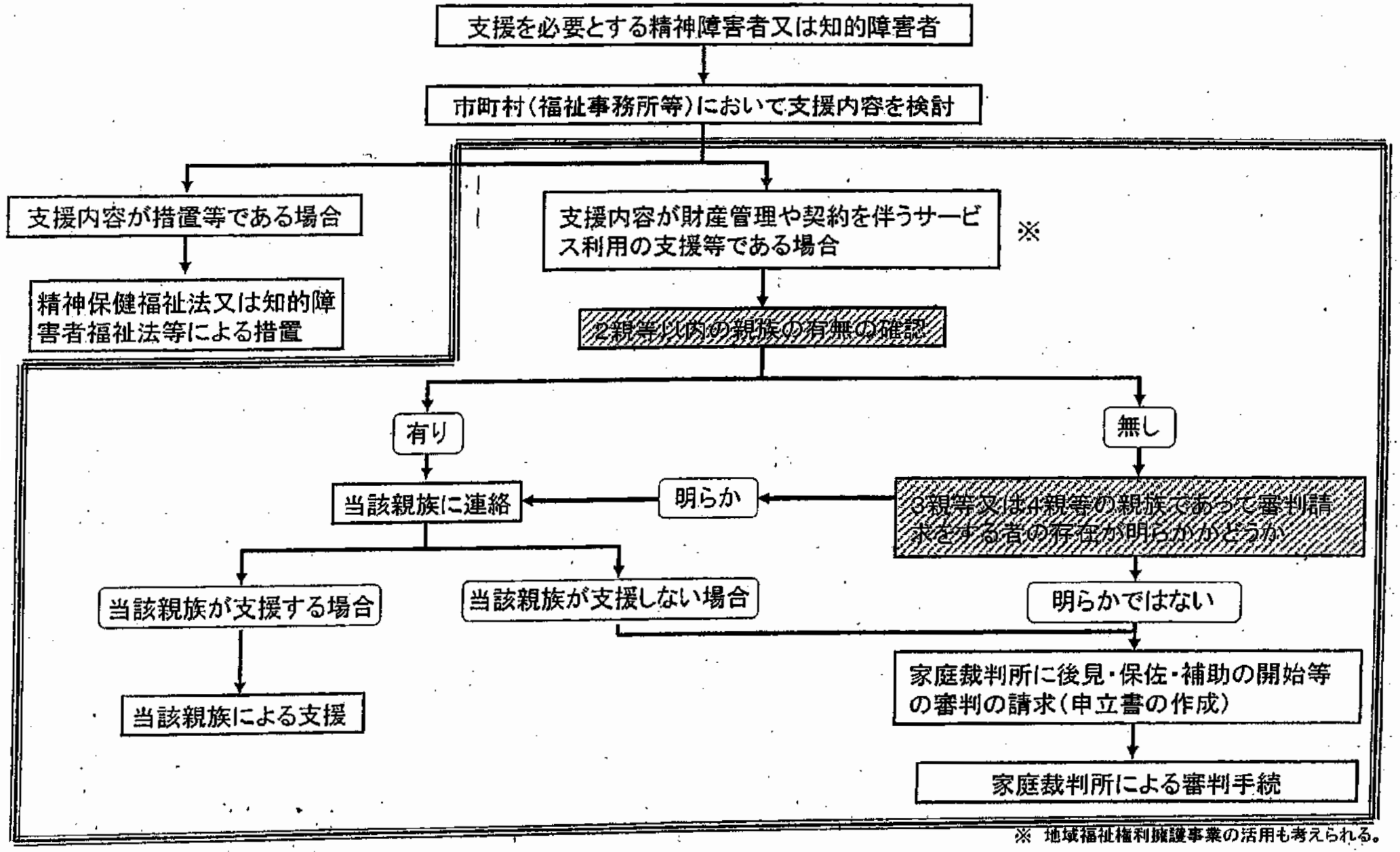

※　地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。

事　務　連　絡
平成１７年７月２９日

都道府県
各　指定都市　老人福祉担当課（室）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについて」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Ｑ＆ＡのＱ２及びＱ４を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

（別紙）

Ｑ２　市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第３２条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第３２条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 31 号）を参考にしていいただきたい。

Ｑ４　本人に２親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第３２条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Ｑ２のとおり、２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第３２条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、２親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについて

（平成12年７月３日　事務連絡
都道府県
各指定都市老人福祉担当課(室)長あて　　厚生労働省老健局計画課長
中 核 市）

〔注意〕　平成17年７月29日　事務連絡改正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始，保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａを別紙のとおり作成いたしましたので，ご参考までに送付いたします。

なお，本件については，法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Ｑ１　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合，対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において，市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は，身寄りのない認知症高齢者など，親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては，介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが，高齢者の実態等，「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については，引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第５条の４第２項第１号），高齢者の実態を最もよく把握している市町村が，通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考）　法定後見の開始の審判等の請求に当たって，本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは，市町村長の職務上必要な場合に当たるので，後見登記等に関する法律第10条第５項に基づき，同条第１項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Ｑ２　市町村長は，どういった場合に，法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは，本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により，親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず，市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい，こうした状況にある者について，介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や，それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について，審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては，「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年３月30日付け障障第11号，障精第21号，老計第31号）を参考にしていただきたい。

Ｑ３　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合，後見，保佐又は補助の３類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に，本人のためにいずれの類型の請求（申立て）を行うべきかについては，民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお，申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において，本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき，当初の申立ての趣旨を他の類型に変更する必要が生じる場合がある。

Ｑ４　本人に２親等内の親族がある場合，法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Ｑ２のとおり，２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により，本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら，親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって，かつ，こうした状況にある者について，介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や，それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には，市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから，２親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし，市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって，当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

Ｑ５　法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については，市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては，原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第28条）がある場合には，家庭裁判所は，申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは，一般的には，費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には，申立人自身の利益のためではなく，地域住民の福祉の観点から，地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから，家庭裁判所は，「特別の事情」がある場合に該当するとして，「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは，当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがって，市町村長は，家庭裁判所に対し，非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い，家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には，費

用負担命令を発することになると考えられる。

また，申立段階における手続費用の予納については，申立人である市町村長の事務であるが，上記の費用負担命令がされた場合には，その効果として，市町村長は，予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し，当該費用を求償することになる。（なお，別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の1を参照されたい。）

（参考）　家事審判法第7条，非訟事件手続法第26条，第28条

Q6　「成年後見制度利用支援事業」のうち，成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は，成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料，鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが，国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については，各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し，参考単価を基に単価を設定すべきものであるが，一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお，助成の考え方については，別添を参照されたい。

（単価設定例）

○　申立てに要する経費としては，
- ・申立手数料　1件につき600円
- ・登記手数料　4,000円
- ・鑑定費用　5～10万円程度
- ・その他　郵便切手，添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○　成年後見人等の報酬については，本事業は，あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから，こうした趣旨を踏まえ，参考単価（在宅で28,000円，施設で18,000円）を上限と考え，介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について，適切な単価設定を図られたい。

（別添）

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

1　申立てに要する経費（申立手数料，登記手数料，鑑定費用等）について

(1)　市町村は，家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち，申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ，当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には，当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。

(2)　市町村長は，審判の申立てに際し，申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて，申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また，市町村長は，申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には，審判の申立てと同時に，手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際，市町村長として把握している対象者の所得状況等について，申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。

(3)　家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて，市町村は，その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が，経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が，審判の申立人である市町村の負担額となり，市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

＊　上記の手続きにおいては，市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため，実際の金銭の流れとしては，家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において，関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2　成年後見人等の報酬に係る経費について

(1)　成年後見人等の報酬について，成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には，市町村は，家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに，成年後見人等と連絡をとり，報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

(2)　家庭裁判所は，成年後見人等の申立てにより，成年後見人等の事務の状況を確認した上で，申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。

(3)　市町村は，成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で，その時点での対象者の所得状況等を勘案しつつ，家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には，助成額を決定し，成年後見人等とも連絡を取った上で，対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合，助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3　成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

(1)　「成年後見制度利用支援事業」は，介護保険制度の利用等の観点から，「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ，その利用促進を図ることを目的とするものである。

(2)　そのような目的にかんがみ，上記1及び2に係る助成の他，広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり，この国庫補助を活用した上で，成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布，高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

事　　務　　連　　絡
平成２０年　３月２８日

各都道府県　障害福祉主管課　御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成２０年４月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

１　成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成２０年４月より下記のとおり対象者を拡大する。

改正前	次のいずれにも該当する者 (ｱ)　障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者 (ｲ)　市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者 (ｳ)　後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
改正後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

２　市町村長による後見等の開始の審判請求

(1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

(2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

３　障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係　大城、佐々木
TEL:03-5253-1111（内線3149）
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp

事　　務　　連　　絡
平成２０年１０月２４日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成１８年６月９日老発０６０９００１号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課
予算係長　前田（３９２４）
予算係　　田本（３９２５）
代表：０３－５２５３－１１１１

（別紙）

問　成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

（回答）

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【 事 業 例 】

①　申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
　・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
②　成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
（１）パンフレットの作成・配布
　・印刷製本費、役務費、委託料等
（２）説明会・相談会の開催
　・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

障障発０３３０第11号
障精発０３３０第21号
老計発０３３０第13号
平成12年３月30日
（一部改正）障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年７月29日
（最終改正）障障発1126第１号
障精発1126第１号
老認発1126第２号
令和３年11月26日

各 都道府県
市町村　民生主管部（局）長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（　公　印　省　略　）

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の２及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年３月30日付け障障発0330第11号、障精発0330第21号、老計発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成17年７月29日付け障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和２年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和３年３月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添１及び２のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1　市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第 10 条の４又は第 11 条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第 10 条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成 12 年 3 月 30 日社援地第 14 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2　市町村長の審判の請求における留意事項等について

（1）　申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添３)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

（2）　審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては 800 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは 1,600 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは 2,400 円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては 2,600 円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

（3）　成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

・ 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無
・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
・ 成年被後見人等の意見
・ その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第４項、第 876 条の２第２項及び第 876 条の７第２項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

（4）　医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要となる医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添４)を参考までに添付する。

（5）　成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年８月１日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年６月９日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3　市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

（1）申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
・ 入所措置の措置権者
・ 介護保険の保険者
・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

（2）利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないよう、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の３つに分けられる。

ア 戸籍調査
親族の有無を確認する目的で行う調査
イ 意向調査
親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査
ウ 利用意見調査
成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

（1）戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ２親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、２親等以内の親族がいない場合であっても、３親等又は４親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

（2）意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

（3）利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

（4）虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、２親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

別添1 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者・精神障害者・知的障害者）

※虐待等の緊急事案ではない場合

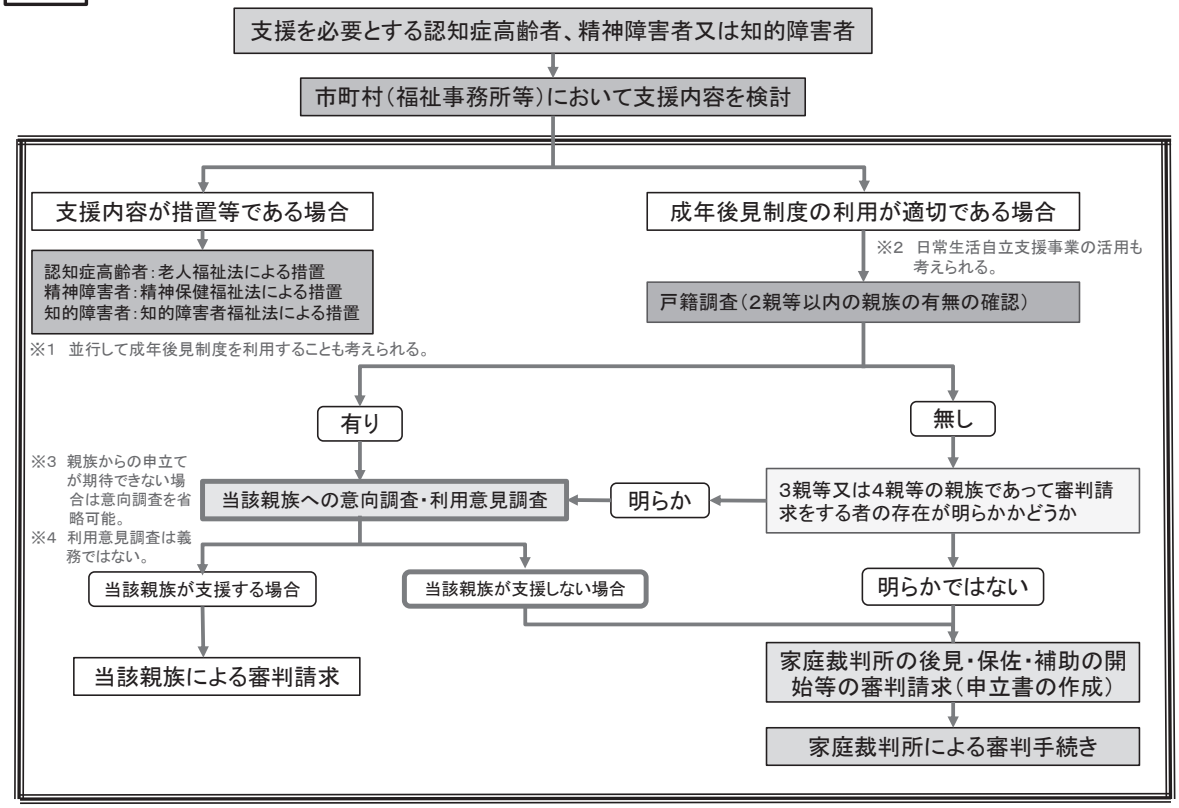

別添2 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者・精神障害者・知的障害者）

※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

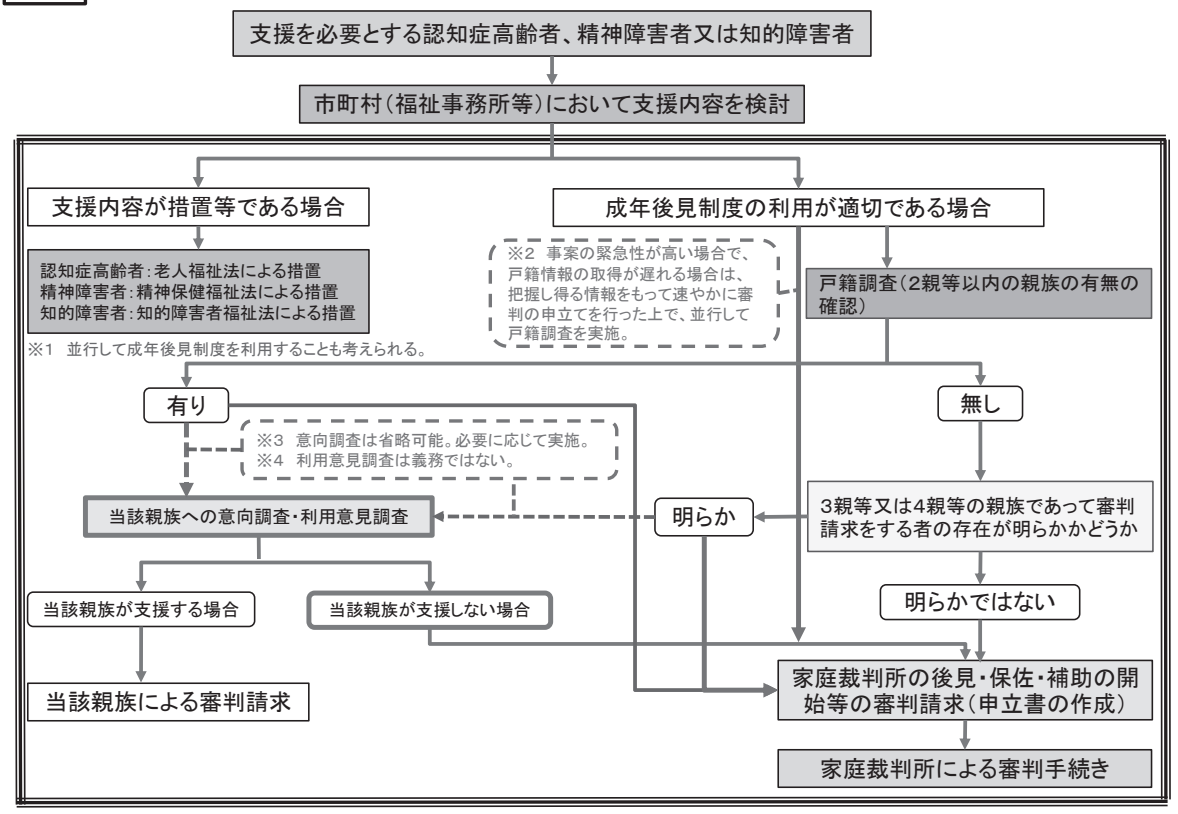

別添３

【令和３年４月版】

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

※　太わくの中だけ記載してください。
※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

（ □後見 □保佐 □補助 ）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。

後見又は保佐開始のときは，８００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは，１，６００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは，２，４００円分

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。
収入印紙（登記費用）２，６００円分はここに貼らないでください。

収入印紙（申立費用）	円		
収入印紙（登記費用）	円		
予納郵便切手	円		

準口頭		関連事件番号	年（家　）第　　号

家庭裁判所 支部・出張所　御中 令和　　年　　月　　日	申立人又は同手続 代理人の記名押印	印

申立人	住所	〒　　－ 電話　　（　　）　　携帯電話　　（　　）	
	ふりがな 氏名		□ 大正 □ 昭和　　年　　月　　日生 □ 平成　　（　　歳）
	本人との関係	□ 本人　□ 配偶者　□ 親　□ 子　□ 孫　□ 兄弟姉妹　□ 甥姪 □ その他の親族（関係：　　）　□ 市区町村長 □ その他（　　）	
手続代理人	住所 （事務所等）	〒　　－　　※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話　　（　　）　　ファクシミリ　　（　　）	
	氏名		
本人	本籍 （国籍）	都　道 府　県	
	住民票上の住所	□ 申立人と同じ 〒　　－ 電話　　（　　）	
	実際に住んでいる場所	□ 住民票上の住所と同じ 〒　　－　　※ 病院や施設の場合は，所在地，名称，連絡先を記載してください。 病院・施設名（　　）電話　　（　　）	
	ふりがな 氏名		□ 大正 □ 昭和　　年　　月　　日生 □ 平成　　（　　歳）

申　立　て　の　趣　旨

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

□　本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。
※　以下は，必要とする場合に限り，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお，保佐開始申立ての場合，民法１３条１項に規定されている行為については，同意権付与の申立ての必要はありません。

□　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について保佐人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

□　本人が民法１３条１項に規定されている行為のほかに，下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも，保佐人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

記

□　本人について**補助**を開始するとの審判を求める。
※　以下は，少なくとも１つは，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について補助人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

□　本人が**別紙同意行為目録**記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには，補助人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

申　立　て　の　理　由

本人は，（※　　）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。
※　診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申　立　て　の　動　機

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は，
□ **預貯金等の管理・解約**　□ **保険金受取**　□ **不動産の管理・処分**　□ **相続手続**
□ **訴訟手続等**　□ **介護保険契約**　□ **身上保護（福祉施設入所契約等）**
□ **その他**（　　）
の必要がある。

※　上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

成年後見人等候補者	☐ 家庭裁判所に一任　※　以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人　※　申立人が候補者の場合は，以下この欄の記載は不要 ☐ 申立人以外の〔 ☐ 以下に記載の者　☐ 別紙★に記載の者 〕★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住　所	〒　　－ 電話　（　　）　携帯電話　（　　）
	ふりがな 氏　名	☐ 昭和 ☐ 平成　年　月　日生 （　歳）
	本人との関係	☐ 親　族：☐ 配偶者　☐ 親　☐ 子　☐ 孫　☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪　☐ その他（関係：　） ☐ 親族外：（関係：　）

手続費用の上申

☐　手続費用については，本人の負担とすることを希望する。

※　申立手数料，送達・送付費用，後見登記手数料，鑑定費用の全部又は一部について，本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※　同じ書類は本人１人につき１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。 **※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。** ☐　本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ☐　本人の住民票又は戸籍附票 ☐　成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 （成年後見人等候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） ☐　本人の診断書 ☐　本人情報シート写し ☐　本人の健康状態に関する資料 ☐　本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書 ☐　本人の財産に関する資料 ☐　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 ☐　本人の収支に関する資料 ☐（保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど） ☐　成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（後見人等候補者事情説明書４項に関する資料）

別添４

（家庭裁判所提出用）

診　断　書（成年後見制度用）

（表　面）

1　氏名　　男・女

年　月　日生（　歳）

住所

2　医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

各種検査

長谷川式認知症スケール　☐　点（　年　月　日実施）　☐ 実施不可

ＭＭＳＥ　☐　点（　年　月　日実施）　☐ 実施不可

脳画像検査　☐ 検査名：（　年　月　日実施）　☐ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

☐ あり

所見（部位・程度等）：

☐ なし

知能検査　☐ 検査名：（　年　月　日実施）

検査結果：

その他　☐ 検査名：（　年　月　日実施）

検査結果：

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い　☐ 回復する可能性は低い　☐ 分からない

（特記事項）

3　判断能力についての意見

☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

☐ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

☐ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

☐ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

裏面に続く

（裏　面）

（家庭裁判所提出用）

判定の根拠

(1)　見当識の障害の有無

□　障害なし　□　ときどき障害がみられる　□　頻繁に障害がみられる　□　いつも障害がみられる

（　　）

(2)　他人との意思疎通の障害の有無

□　問題なくできる　□　だいたいできる　□　あまりできない　□　できない

（　　）

(3)　理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

□　問題なくできる　□　だいたいできる　□　あまりできない　□　できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

□　問題なくできる　□　だいたいできる　□　あまりできない　□　できない

（　　）

(4)　記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

□　障害なし　□　ときどき障害がみられる　□　頻繁に障害がみられる　□　いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

□　障害なし　□　ときどき障害がみられる　□　頻繁に障害がみられる　□　いつも障害がみられる

（　　）

(5)　その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（　　）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（　　）

※　「本人情報シート」の提供を　□　受けた　　□　受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（　　）

以上のとおり診断します。　　年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名　　印

【医師の方へ】

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

（令和３年１０月版）

事　務　連　絡
令和３年 11 月 26 日

各 都道府県
　 市 町 村　民生主管部(局)長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のＱ＆Ａについて

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の２及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年 11 月 26 日付け障障発 1126 第１号、障精発 1126 第１号、老認発 1126 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、市町村長申立基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立の手続の例示を見直したところですが、今般、個別事案等の考え方について、別紙の通りＱ＆Ａを作成したので、ご参考までに送付いたします。

別　紙

Ｑ１　本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※１）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※２） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※１）　例示として以下のような場合が考えられる。
- 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※２）　住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Ｑ２　Ｑ１の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

（考慮事項）
ア　本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。
イ　本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）
ウ　審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、１ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Ｑ３　都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。

（知的障害者に関する相談の場合）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp
（精神障害者に関する相談の場合）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp
（高齢者に関する相談の場合）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

事　務　連　絡
平成２４年３月２７日

各　都道府県
　　指定都市　市民後見担当（部）局　御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

日頃より、成年後見制度をはじめとした高齢者の権利擁護の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記については、昨年６月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第 32 条の２第１項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第２項）され、本年４月１日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

１．市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。

市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

２．養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成 23 年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるので、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに４月中旬を目途に掲載されますので参考にしてください。

３．後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

４．その他必要な措置

（１）養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

（２）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

５．「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成 24 年度予算案において実施か所数を 40 か所に倍増しているので、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
電　話：03-5253-1111（内線 3871、3966）
直　通：03-3595-2168（夜　間）

事　務　連　絡
平成２８年４月２６日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課
認 知 症 施 策 推 進 室

成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について

平素より、認知症施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

認知症の人の権利擁護については、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行うこととされております。

これまで各都道府県・市町村におかれては、地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業等を活用の上、市民後見人の育成等を進めていただいてきたところではありますが、さらに平成 28 年度においては、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置するなど、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的として、新たに「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとしております。

各都道府県におかれては、本事業の趣旨を理解いただき、地域において市民後見人の育成等認知症の人の権利擁護に関する取組が一層促進されるよう、積極的な実施の検討をお願いいたします。

なお、本事業の実施に当たっては、別添のとおり、４月 26 日付で最高裁判所事務総局家庭局第二課長事務連絡「市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について」が発出されており、高等裁判所や家庭裁判所に対し、協議会等の出席依頼があった場合は、業務に支障のない限り積極的に対応いただくよう依頼いただいております。

協議会を通じて、司法側がどのような視点で後見人等を選任していくかを行政や関係機関が共有することで、効果的な市民後見人の育成に資することになると考えられるので、積極的な連携をお願いいたします。

平成２８年４月２６日

高等裁判所事務局長　殿
家庭裁判所事務局長　殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長　石　井　芳　明

市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について
（事務連絡）

この度，厚生労働省から，認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進するため，平成２８年度において，家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し，市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的とした「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとした旨の連絡がありましたのでお知らせします。

既に市民後見人の育成等に取り組んでいる地方自治体等もあるものと承知しておりますが，上記事業の実施により，単独で市民後見人の育成等に取り組むことが困難であった地方自治体等においても，今後，近隣の市町村及び関係機関と連携することにより，市民後見人の育成等の取組が進められるものと考えられます。

従前から，成年後見制度に関して家庭裁判所が関係機関と適切に連携することの重要性に鑑み，各家庭裁判所に対し，地方自治体や社会福祉協議会等から講師派遣や協議会への出席依頼等があった場合には，地方自治体等との相互理解を深めるためにも，庁の実情に応じて対応していただくようお願いしているところですが，今後，上記事業の開始を受け，各家庭裁判所が広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会への出席依頼等を受けることも予想されます。このような依頼があった場合についても，市民後見人の育成及び活用の促進が，家庭裁判所における後見人等候補者の確保や専門職候補者の的確な選任に密接に関係する取組であることを踏ま

え，支障のない限り積極的に対応していただきますよう改めてお願いします。

なお，先般開催された「市民後見推進自治体研修会」において，当局から，研修会に参加した地方自治体等の担当者に対し，市民後見人の育成及び活用を促進するに当たっては，地方自治体等と家庭裁判所が意見交換等を通じて相互理解を深めることが重要である一方で，裁判所の中立公平性の観点から，意見交換等を行うための協議会の性格や意見交換事項については御配慮いただく必要がある旨を説明しました。各家庭裁判所においては，地方自治体等と意見交換等を行う際には，これらの点を踏まえ適切に対応していただきますようお願いします。

事　務　連　絡
令和３年３月24日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての
留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和２年12月17日付け健発1217第４号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、成年被後見人や被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への接種に当たってご留意いただきたい事項について、以下のとおりお示ししますので、適切な配慮が提供されるよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

１　接種券の郵送について

接種の対象者が成年被後見人等で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年後見人や保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年後見人等」という。）に設定することが可能であること。

送付先変更の依頼が成年後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等により、成年後見人等と接種の対象者との関係、成年後見人等の送付先住所の確認を行うことが望ましいこと。

また、現状、各市区町村において、成年被後見人等に対する各種通知文書を、成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても、同様に成年後見人等に送付することをご検討いただきたいこと。

2　接種を受ける際の同意の確認について

成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認していただく必要があること。

本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人の自筆又は本人の同意を確認した者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名いただくこと。

本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば成年後見人による同意の署名が可能だが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断いただく必要があること。

なお、被保佐人や被補助人、任意後見制度の被後見人の場合には、保佐人や補助人、任意後見人による署名はできないため、原則どおり接種の意思を本人に確認した上で、本人の自署又は本人の接種の意思を確認した者の代筆により接種の同意欄に署名すること。この場合、本人の接種の意思を確認した上での代筆であれば保佐人や補助人、任意後見人が行うことも可能であること。

令和3年3月22日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター　第29号

本号の掲載内容



1. 第7回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します
（ミニQ＆A）なぜ、国の基本計画を変更する検討を開始するのですか？
2. 職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ
3. 新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について

1．第7回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します

成年後見制度利用促進法第13条の規定により、厚生労働省を事務局とする「成年後見制度利用促進会議（法務大臣・厚生労働大臣・総務大臣で構成）」及び「成年後見制度利用促進専門家会議（有識者で構成）」が設置されています。

3月29日に第7回成年後見制度利用促進専門家会議を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

日　時　　令和3年3月29日（月）14:00～16:00

場　所　　Ｗｅｂ会議

議　題（予 定）
1．成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について
2．成年後見制度利用促進基本計画の変更について
3．その他
※資料につきましては、会議当日までに当省ホームページに掲載します。
※YouTube配信用URL：https://youtu.be/kiyM2eZbc_Q

※　本会議の中継（映像及び音声）は公式記録ではありません。本協会議の公式記録（議事録）は、厚生労働省ホームページに追って掲載されます。

※　本会議の中継の著作権は厚生労働省に属します。なお、配信している画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することを禁止します。また、著作権法で許された範囲を超えた複製を固く禁止します。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変することを禁止します。



なぜ、国の成年後見制度利用促進基本計画を変更する検討を開始するのですか？

国の成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第12条に基づき策定されているものです。現在の基本計画は、概ね5年間の計画として令和3年度末までのものになっています。

法第13条では、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図る際には、国が専門家会議の意見を聴く旨の規定があります。

以上を踏まえて、専門家会議で基本計画変更の検討を開始するものです。

２．職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ

ニュースレター第28号で、成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡の発出をお知らせしたところですが、この事務連絡を踏まえ、本年３月１１日に人事院から各府省等に対して、地方支分部局等を始めとする関係機関を含め、職員の採用に当たっての募集案内等に、成年被後見人等が国家公務員の欠格条項に該当する旨の誤った表記をしないよう、改めて留意することを求める事務連絡が発出されました。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

各府省等宛　職員の採用に当たっての欠格条項の表記について（令和３年３月11日事務連絡）

３．新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が先月から開始されました。後見人等の役割も含めてお知らせ致します。

１．接種を受けられる期間

接種を受けられる期間は、令和３年２月17日から令和４年２月末までの予定です。最初は、医療従事者等への接種が順次行われます。その後、高齢者、基礎疾患を有する方・高齢者施設等に従事する方の順に接種を進めていく見込みです。

なお、高齢者への接種は、一部の市町村で４月中旬に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきます。

詳細なスケジュールは、お住まいの自治体等からの発表をお待ちください。

２．使用するワクチン

現在日本では、米ファイザー社、英アストラゼネカ社、米モデルナ社とワクチンの供給契約を結んでおり、そのうち、現時点ではファイザー社のワクチンが薬事承認されています。そのため、まずはファイザー社のワクチンで接種を進めています。

これらのワクチンは、いずれも　２回の接種が必要となる予定です。
ファイザー社のワクチンでは、通常、１回目の接種から３週間後に２回目の接種を受けます。１回目から３週間を超えた際には、できるだけ早く２回目の接種を受けてください。

３．接種を受けられる場所

原則として、成年被後見人等ご本人の住民票のある市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。インターネットで、接種を受けることができる医療機関や接種会場を探すための、接種総合案内サイトを設置する予定です。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。

なお、次のような事情のある方は、住所地以外で接種を受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは、お住まいの自治体や入院されている病院等からのご案内をお待ちください。

- 住所地以外に所在する医療機関や施設に入院・入所中で、当該医療機関・施設で接種を受ける方
- 基礎疾患を治療中の医療機関（住所地以外）で接種を受ける方
- その他やむを得ない事情があり、お住まいが住所地と異なる方

４．接種を受けるための手続き

次のような方法で接種を受けることになります。

(1) 接種の時期より前に、市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。

(2) 国や市町村から接種のスケジュールを発表します。成年被後見人等ご本人が該当するスケジュールをご確認ください。

(3) 接種を受けることができる医療機関や接種会場をお探しください。（３．接種が受けられる場所を参照）

※　医療機関・施設に入院・入所されている方は、施設等内で接種が行われることもあります。詳細は入院・入所されている施設等へお問い合わせください。

(4) 電話やインターネットで予約をしてください。成年被後見人等ご本人が予約を取ることが難しい場合、代理でご予約いただくことも可能です。

(5) 接種を受ける際には、市町村より郵送される「接種券」と「本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）」を必ずお持ちください。

５．接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要と騙り、金銭や個人情報をだましとろうとする電話があった旨の相談が消費生活センターへ寄せられています。
市町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは消費者ホットライン 188 にご相談ください。

６．接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種を受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種法令上では、予防接種を受けるに当たっては、接種を受ける方又はその保護者から書面により同意を得ることとしており、この「保護者」には後見人が含まれます。

◆予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）抄

第２条
７　この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

◆予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）抄

（説明と同意の取得）
第五条の二　予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。
２　（略）

成年被後見人が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人ご本人に、必要な情報をしっかりと伝えてください。その上で、ご本人の意思を可能な限り確認してください。

- ご本人の同意が確認できた場合は、ご本人による自署又は代筆
- ご本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、成年後見人による署名

成年後見人による署名をする場合は、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

7．接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

もし成年被後見人等ご本人に健康被害が生じた場合は、ご本人の住民票のある市町村にご相談いただき、申請書の準備等のサポートをお願いいたします。

新型コロナワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html）をご参照ください。



Q１.「代筆」とは具体的にどのようなことを言いますか？

成年被後見人ご本人の同意を確認した第三者が、自筆ができないご本人に代わって、ご本人氏名を署名することです。成年後見人に限らず、ご本人の同意を確認した施設職員や医療機関職員も行うことが可能です。代筆した際は、代筆した方の氏名とご本人との関係を併せて記載していただく必要があります。

Q２．施設入所、入院等で面会制限されており、ご本人に直接情報提供できない場合は、どうしたらいいですか？

オンライン面会ができる場合には、直接ご本人と話をして、必要な情報提供や意思確認をすることが望ましいです。

もしもそれが叶わない場合には、施設、医療機関等の職員に

① ご本人への情報提供がどのようになされたのか、

② ご本人がどのような状態でどのように意思表示をしたのか、

確認してください。また、その際には、

③ 接種後のご本人の様子の見守りを依頼し、変化がある場合には詳細に記録し後見人に連絡が欲しいこと

を伝えてください。

ご本人が同意し、自筆できる場合には、ご本人の署名となります。自筆できなくても同意が確認できる場合には、成年後見人や入院・入所先職員等の代筆となります。

ご本人の同意が確認できない場合には、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

Q３．成年被後見人ご本人の意思確認が困難な場合、成年後見人である私自身の判断だけで決定してよいのでしょうか？

原則として、成年被後見人ご本人の同意に基づき接種が行われる必要があります。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

Q４.成年被後見人ご本人にワクチン接種に関する説明をする際に、配慮すべきことはありますか？

ご本人が理解しやすくなるよう、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うことが望ましいです。また、サービス提供事業所から成年被後見人ご本人に説明をすることになった際は、成年後見人としてサービス提供事業所にもそのような合理的配慮を求めることも大切です。

Q５．成年被後見人ご本人は接種に同意していますが、親族が反対しています。その場合、後見人として署名しなくていいですか？

ご本人の同意があるので、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署あるいは代筆となります。

Q６．被保佐人や被補助人の場合はどうなりますか？保佐人や補助人の署名がいりますか？

予防接種法上の保護者となるのは、法定後見における成年後見人です。被保佐人、被補助人の場合は、保佐人や補助人による同意の署名はできません。原則にしたがって、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署または代筆となります。

Q７．任意後見人は署名できますか？

Q６の回答と同様で、署名できません。

Q８．どのような書類に署名するのですか？

予診票に署名欄があります。

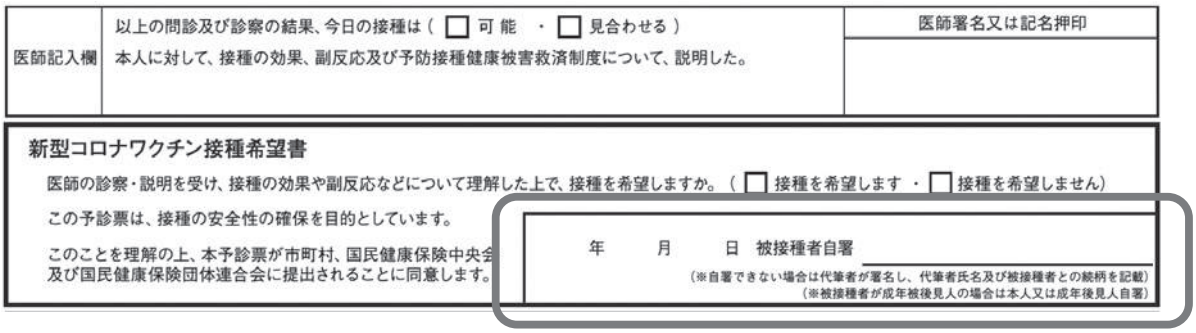

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は（ □ 可能 ・ □ 見合わせる ） 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	医師署名又は記名押印

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。（ □ 接種を希望します ・ □ 接種を希望しません）

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年　月　日　被接種者自署

（※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載）
（※被接種者が成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署）

Q９．成年被後見人等ご本人の住民票所在地には、ご本人はいません。接種券はどのようにしたら入手できますか？

ご本人の住民票所在地に親族の方等が住んでいる場合は、届いた接種券をご本人が実際に居住している場所に転送していただくようお願いしてください。接種券が届かない場合等には、住民票所在地の市町村に、実際に居住している場所に接種券を送付するよう申請をしてください。

また、やむを得ない事情があり、住民票のある市町村から接種券の発行を受けることができないと認められる場合は、実際に居住している市町村に申請することで接種券の発行を受けることができます。申請場所や方法については、お住まいの自治体の発表をお待ちください。

Q10．成年後見人が、成年被後見人ご本人の接種券の受取の手続きをすることができますか？

被後見人ご本人の住所地の市町村に、お問い合わせください。市町村の判断により、接種券の送付先を成年後見人にすることが可能です。その際、市町村が、成年後見人と被後見人ご本人との関係、後見人の送付先住所の確認が行えるよう、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等をご提出ください。

また、本人が接種券の受取手続きができない場合等には、保佐人、補助人、任意後見人も、上記の手続きを行うことが可能です。被補助人、被保佐人、任意後見の被後見人の住所地の市町村にお問い合わせください。

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459

事　務　連　絡
令和３年９月１日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年３月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和３年 10 月１日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

（新 旧 対 照 表 （ 案 ））

改正後	現　行
第１編　保護の実施要領 第１～８　略 第９　保護の開始申請等 問 9-1　略 問9－2〔代理人による保護の申請〕 　代理人による保護の申請は認められるか。 （答）民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請（以下「保護申請」という。）は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても保護申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。 　また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。 　以上のことから、原則として、代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。 　ただし、成年被後見人（被保佐人、被補助人は含まない。以下同じ。）については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力が	第１編　保護の実施要領 第１～８　略 第９　保護の開始申請等 問 9-1　略 問9－2〔代理人による保護の申請〕 　代理人による保護の申請は認められるか。 （答）民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。 　また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。 　以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。 　なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

ないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、成年後見人による保護申請については、法第７条に基づく有効なものとして取り扱うこととする。この際、生活保護受給中においては、法第27条に基づく指導・指示の可能性があるなど、一定の行為制限を伴うことから、民法第859条第２項において準用する同法第824条ただし書の規定の趣旨に鑑み、要保護者本人の同意があることが望ましい。 　なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。 第 10～13　略 第２編　略	 第 10～13　略 第２編　略

「地域包括支援センターの設置運営について」 抜粋

老計発第 1018001 号
老振発第 1018001 号
老老発第 1018001 号

p.4「　3　市町村の責務　　③ センター間における役割分担と連携の強化」

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。　例えば、

・ 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置

するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

p.9「　4　事業内容　　③ 権利擁護業務について」

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

【別添２】

基幹相談支援センター

１　目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第９条第５項第２号及び第３号、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第９条第５項第２号及び第３号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４９条第１項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

２　設置主体

（１）　市町村

（２）　市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※　（２）の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

３　設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

４　業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第９条第５項第２号及び第３号、知的障害者福祉法第９条第５項第２号及び第３号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４９条第１項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

（１）　総合的・専門的な相談支援の実施

・　障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

（２）　地域の相談支援体制の強化の取組

・　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

・　地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・　地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

（３）　地域移行・地域定着の促進の取組

・　障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・　地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※　基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

（４）　権利擁護・虐待の防止

・　成年後見制度利用支援事業の実施

・　障害者等に対する虐待を防止するための取組

５　人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

６　秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

７　その他

（１）　市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。

（２）　市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

（３）　基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

老推発 0710 第２号
平成 27 年７月 10 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部長　殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

（※http://www.i-advocacy.net/H26hcukoku.html）

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

記

1　セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

2　高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の２、第 11 条の４など）。本年３月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年３月２日・３日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3　老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の４又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いします。

事　務　連　絡
平成30年８月16日

都道府県・政令指定都市　消費者行政担当部（局）長　殿

消費者庁消費者政策課長

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。平成27年３月に策定された消費者基本計画（平成27年３月24日閣議決定）では、「判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する」こととされました。これを受け、消費者基本計画工程表（平成30年７月22日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の権利擁護を推進する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見制度）の利用促進に向けた取組について、消費生活センター等を通じて周知を図ることとされております（「消費生活センター等における成年後見制度の周知について」（平成27年６月30日事務連絡）によっても周知をお願いしているところです。）。

成年後見制度の利用促進については、市区町村において、成年後見制度の市区町村長申立て及び申立費用や報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業等の取組が行われているほか、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策に取り組むこととされているところです。

各消費生活センター等において、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたら、相談者の状況に応じ、成年後見制度の活用も視野に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市区町村の福祉担当部局等と連携して対応いただくようお願い申し上げます。

あわせて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

（参考１）消費者基本計画及び消費者基本計画工程表（抜粋）
（参考２）成年後見制度に係る法務省資料
（参考３）成年後見制度に係る厚生労働省資料

【本件連絡先】
消費者庁消費者政策課
堀内　natsuki.horiuchi@caa.go.jp
竹村　tomo.takemura@caa.go.jp
電話：03-3507-8800（内線 2183）

２０１７年（平成２９年）６月９日

都道府県（成年後見制度）担当課　御中

日本弁護士連合会
会長　中　本　和　洋
日本司法書士会連合会
会長　三河尻　和　夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長　多　田　宏　治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長　鎌　倉　克　英
（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて，この度，国において，成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年３月２４日），本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は，２０００年以降，成年後見制度の普及促進や実務運用，相談・助言，専門職後見人の養成等に，家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に，市民後見人の育成や市町村長申立支援については，各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度，国の基本計画において，各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められるとともに，都道府県には，広域的見地から各市町村の支援や家庭裁判所や専門職団体との連携・調整が求められているところです。同計画には，併せて，準備段階より三専門職団体が参画することが要請されております。これを受け，三専門職団体としては，合同して積極的にこれに参画していくことを確認し，各都道府県の会において，都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては，これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働の実績を生かし，また，家庭裁判所と都道府県や各市町村との架け橋の役割も担いつつ，誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので，是非とも準備段階の当初より，各地の三専門職団体に御連絡をいただき，成年後見制度利用促進に向けた都道府県全体の現状と課題，各市町村の中核機関の設立や機能整備など今後の計画策定について広域的な支援に求められる事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は，別紙のとおりとなっておりますので，お気軽にお問い合わせください。

２０１７年（平成２９年）６月９日

市町村（成年後見制度）担当課　御中

日本弁護士連合会
会長　中　本　和　洋
日本司法書士会連合会
会長　三河尻　和　夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長　多　田　宏　治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長　鎌　倉　克　英
（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて，この度，国において，成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年３月２４日），本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は，２０００年以降，成年後見制度の普及促進や実務運用，相談・助言，専門職後見人の養成等に，家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に，市民後見人の育成や市町村長申立支援については，各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度，国の基本計画において，各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められておりますところ，その準備段階より三専門職団体が参画することが併せて要請されております。これを受け，三専門職団体としては，合同して積極的にこれに参画していくことを確認し，各都道府県の会において，都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては，これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働の実績を生かし，また，家庭裁判所と各市町村との架け橋の役割も担いつつ，誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので，是非とも準備段階の当初より，各地の三専門職団体に御連絡をいただき，成年後見制度利用促進に向けた各地域の現状と課題，中核機関の設立や機能整備など，今後の基本計画に盛り込むべき事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は，別紙のとおりとなっておりますので，お気軽にお問い合わせください。

日本弁護士連合会　弁護士会一覧

日本弁護士連合会（担当：人権部人権第二課）
東京都千代田区霞が関１－１－３
TEL 03(3580)9841（代表）／ FAX 03(3580)2896

	名称	所在地	TEL	FAX
北海道	札幌弁護士会	〒060-0001　札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館7F	011-281-2428	011-281-4823
	函館弁護士会	〒040-0031　函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
	旭川弁護士会	〒070-0901　旭川市花咲町４	0166-51-9527	0166-46-8708
	釧路弁護士会	〒085-0824　釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214	0154-41-0225
東北	仙台弁護士会	〒980-0811　仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
	福島県弁護士会	〒960-8115　福島市山下町4-24	022-223-1001	022-261-5945
	山形県弁護士会	〒990-0042　山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234	023-635-3685
	岩手弁護士会	〒020-0022　盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館（サンビル）2階	019-651-5095	019-623-5035
	秋田弁護士会	〒010-0951　秋田市山王6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
	青森県弁護士会	〒030-0861　青森市長島１丁目３番１号　日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
関東	東京弁護士会	〒100-0013　千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201	03-3581-0865
	第一東京弁護士会	〒100-0013　千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585	03-3595-8577
	第二東京弁護士会	〒100-0013　千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255	03-3581-3338
	神奈川県弁護士会	〒231-0021　横浜市中区日本大通9	045-211-7707	045-212-2888
	埼玉弁護士会	〒330-0063　さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
	千葉県弁護士会	〒260-0013　千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	043-225-4860
	茨城県弁護士会	〒310-0062　水戸市大町2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
	栃木県弁護士会	〒320-0845　宇都宮市明保野町1番6号	028-689-9000	028-689-9018
	群馬弁護士会	〒371-0026　前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
	静岡県弁護士会	〒420-0853　静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522
	山梨県弁護士会	〒400-0032　甲府市中央1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
	長野県弁護士会	〒380-0872　長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653
	新潟県弁護士会	〒951-8126　新潟市中央区学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269
中部・北陸	愛知県弁護士会	〒460-0001　名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
	三重弁護士会	〒514-0032　津市中央3-23	059-228-2232	059-227-4675
	岐阜県弁護士会	〒500-8811　岐阜市端詰町22	058-265-0020	058-265-4100
	福井弁護士会	〒910-0004　福井市宝永４－３－１ 三井生命ビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330
	金沢弁護士会	〒920-0937　金沢市丸の内7番36号	076-221-0242	076-222-0242
	富山県弁護士会	〒930-0076　富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
近畿	大阪弁護士会	〒530-0047　大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251	06-6364-0252
	京都弁護士会	〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894
	兵庫県弁護士会	〒650-0016　神戸市中央区橋通1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
	奈良弁護士会	〒630-8237　奈良市中筋町２２番地の１	0742-22-2035	0742-23-8319
	滋賀弁護士会	〒520-0051　大津市梅林1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
	和歌山弁護士会	〒640-8144　和歌山市四番丁5番地	073-422-4580	073-436-5322
中国	広島弁護士会	〒730-0012　広島市中区上八丁堀2番73号	082-228-0230	082-228-0418
	山口県弁護士会	〒753-0045　山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220
	岡山弁護士会	〒700-0807　岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401	086-223-6566
	鳥取県弁護士会	〒680-0011　鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912	0857-22-3920
	島根県弁護士会	〒690-0886　松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398
四国	香川県弁護士会	〒760-0033　高松市丸の内2-22	087-822-3693	087-823-3878
	徳島弁護士会	〒770-0855　徳島市新蔵町1-31	088-652-5768	088-652-3730
	高知弁護士会	〒780-0928　高知市越前町1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
	愛媛弁護士会	〒790-0003　愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279	089-941-4110
九州・沖縄	福岡県弁護士会	〒810-0043　福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416	092-715-3207
	佐賀県弁護士会	〒840-0833　佐賀市中の小路7-19	0952-24-3411	0952-25-7608
	長崎県弁護士会	〒850-0875　長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967
	大分県弁護士会	〒870-0047　大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
	熊本県弁護士会	〒860-0078　熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913	096-325-0914
	鹿児島県弁護士会	〒892-0815　鹿児島市易居町2-3	099-226-3765	099-223-7315
	宮崎県弁護士会	〒880-0803　宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449
	沖縄弁護士会	〒900-0014　沖縄県那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636

（公社）成年後見センター・リーガルサポート　支部一覧

本部：東京都新宿区本塩町9番地3　司法書士会館5階　TEL 03(3359)0541 / FAX 03(5363)5065

	支部	所在地			TEL	FAX
北海道	札幌支部	060-0042	札幌市中央区大通西 13丁目4番地	中菱ビル６階　札幌司法書士会館	011-280-7078	011-280-7078
	函館支部	049-4512	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島２３番地４９	森奈津美司法書士事務所様方	0137-85-1888	0137-85-1288
	旭川支部	070-0901	旭川市花咲町4丁目	旭川司法書士会館	0166-51-9058	0166-51-5470
	釧路支部	089-0543	北海道中川郡幕別町札内中央長330番地の63		0155-55-5515	0155-55-5518
東北	宮城支部	980-0821	仙台市青葉区春日町8番1号	宮城県司法書士会館内	022-263-6786	022-263-6756
	ふくしま支部	960-8022	福島市新浜町6番28号	福島県司法書士会館内	024-533-7234	024-531-1271
	山形支部	990-0021	山形市小白川町一丁目16番26号		023-623-3322	023-624-8078
	岩手支部	020-0015	盛岡市本町通二丁目12番18号	岩手県司法書士会内	019-653-6101	019-653-6101
	秋田支部	010-0951	秋田市山王 六丁目3番4号	秋田県司法書士会館内	018-824-0055	018-824-0196
	青森支部	030-0861	青森市長島三丁目5番16号	青森県司法書士会館	017-775-1205	017-774-7156
関東	東京支部	160-0003	新宿区本塩町9番地3	司法書士会館4F	03-3353-8191	03-3353-8234
	神奈川県支部	231-0024	横浜市中区吉浜町 1番地	神奈川県司法書士会館内	045-640-4345	045-640-4346
	埼玉支部	330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号	埼玉司法書士会館内 206号室	048-845-8551	048-845-8550
	千葉県支部	261-0001	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号	千葉司法書士会館内	043-301-7831	043-301-7832
	茨城支部	310-0063	水戸市五軒町一丁目3番16号	茨城司法書士会館内	029-302-3166	029-302-3177
	とちぎ支部	320-0848	宇都宮市幸町1番4号		028-632-9420	028-614-1155
	群馬支部	371-0023	前橋市本町一丁目5番4号		027-224-7771	027-221-8207
	静岡支部	422-8062	静岡市駿河区稲川１丁目１番１号		054-289-3700	054-289-3702
	山梨支部	400-0024	甲府市北口1丁目6番7号	山梨県司法書士会館内	055-253-6900	055-251-1677
	ながの支部	380-0872	長野市妻科 399番地		026-232-7492	026-232-6699
	新潟県支部	950-0911	新潟市中央区笹口1丁目11番地15		025-244-5141	025-244-5122
中部	愛知支部	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号	愛知県司法書士会館	052-683-6696	052-683-6288
	三重支部	514-0036	津市丸之内養正町17番17号		059-213-4666	059-224-5058
	岐阜県支部	500-8114	岐阜市金竜町5丁目10番地の１	岐阜県司法書士会館内	058-259-7118	058-245-2327
	福井県支部	910-0005	福井市大手三丁目15－12	フェニックスビル５階	0776-30-0016	0776-30-0002
	石川県支部	921-8013	金沢市新神田4丁目10番18号	石川県司法書士会館内	076-291-7070	076-291-4285
	富山県支部	930-0008	富山市神通本町一丁目3番16号	エスポワール神通3階	076-431-9332	076-431-0010
近畿	大阪支部	540-0019	大阪市中央区和泉町1丁目1番6号	大阪司法書士会館内	06-4790-5643	06-6941-7767
	京都支部	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上る5丁目232番地の１	京都司法書士会館	075-241-2666	075-222-0466
	兵庫支部	650-0017	神戸市中央区楠町2丁目2番3号		078-341-8686	078-341-7035
	奈良支部	630-8325	奈良市西木辻町320－5	奈良県司法書士会内	0742-22-6707	0742-22-6678
	滋賀支部	520-0056	大津市末広町7番5号		077-525-1093	077-522-1396
	和歌山支部	640-8145	和歌山市岡山丁24番地		073-422-0568	073-422-4269
中国	広島県支部	730-0012	広島市中区上八丁堀6番69号		082-511-0230	082-223-4382
	山口支部	753-0048	山口市駅通り二丁目9番15号		083-924-5220	083-921-0475
	岡山県支部	700-0023	岡山市北区駅前町2丁目2番12号	岡山県司法書士会館	086-226-0470	086-225-9004
	鳥取支部	680-0022	鳥取市西町１丁目３１４－１		0857-24-7013	0857-24-6081
	しまね支部	690-0884	松江市南田町26番地		0852-24-2005	0852-31-0200
四国	香川県支部	760-0022	高松市西内町10番17号	香川県司法書士会館	087-821-5701	087-821-5879
	徳島支部	770-0808	徳島市南前川町 4丁目41番地	徳島県司法書士会館内	088-622-1865	088-622-1896
	高知支部	780-0928	高知市越前町1丁目6番32号		088-825-3141	088-824-6919
	えひめ支部	790-0062	松山市南江戸一丁目4番14号	愛媛県司法書士会合同会館	089-941-8065	089-945-1914
九州	福岡支部	810-0073	福岡市中央区舞鶴三丁目７番１３号	大禅ビル１階	092-738-1666	092-738-1660
	佐賀支部	840-0843	佐賀市川原町2番36号		0952-29-0626	0952-29-5887
	長崎支部	850-0032	長崎市興善町4番1号	興善ビル８Ｆ	095-823-4777	095-823-4662
	大分支部	870-0045	大分市城崎町２丁目３番10号		097-532-7579	097-532-3560
	熊本支部	862-0971	熊本市中央区大江４丁目４番３４号		096-364-2889	096-363-1359
	鹿児島支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1番3号司調センター	鹿児島県司法書士会内	099-251-5822	099-250-0463
	宮崎県支部	880-0803	宮崎市旭1丁目8番39-1号	宮崎県司法書士会館内	0985-28-8538	0985-28-8537
	沖縄支部	900-0006	那覇市おもろまち4丁目16番33号		098-867-3526	098-861-7758

都 道 府 県 社 会 福 祉 士 会　連 絡 先

2017 年 4 月 1 日

都道府県社会福祉士会	郵便番号	所　在　地	ＴＥＬ
(公社)北海道社会福祉士会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7丁目かでる2．7－4階	011-213-1313
(公社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3－20－30県民福祉プラザ5階	017-723-2560
(一社)岩手県社会福祉士会	020-0801	岩手県盛岡市浅岸3－23－50浅岸和敬荘内	019-651-6111
(一社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10－19PROP三条館内	022-233-0296
(一社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1－5秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
(一社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2－3－31山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
(一社)福島県社会福祉士会	963-8045	福島県郡山市新屋敷1丁目166番Sビル B号室	024-924-7201
(一社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
(一社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉ﾌﾟﾗｻﾞ内とちぎｿｰｼｬﾙｹｱｻｰﾋﾞｽ共同事務所	028-600-1725
(一社)群馬県社会福祉士会	371-0843	群馬県前橋市新前橋町13－12群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
(公社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1－2－5ベルメゾン小島103	048-857-1717
(一社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港7－1塚本千葉ビル第5ビル3階	043-238-2866
(公社)東京社会福祉士会	170-0005	東京都豊島区南大塚3－43－11福祉財団ビル5階	03-5944-8466
(公社)神奈川県社会福祉士会	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4－2神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
(公社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2－2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
(一社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村三丁目11－30	055-269-6280
(公社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県町685－2長野県食糧会館6F	026-266-0294
(一社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ケ579富山福祉短期大学内	0766-55-5572
(一社)石川県社会福祉士会	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1－10石川県社会福祉会館2階	076-207-7770
(一社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3－2－37　NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
(一社)岐阜県社会福祉士会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2－1岐阜県福祉農業会館5階	058-277-7216
(一社)静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1－70静岡県総合社会福祉会館4階	054-252-9877
(一社)愛知県社会福祉士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号　桜華会館　南館1階	052-202-3005
(一社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2－131三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
(公社)滋賀県社会福祉士会	525-0072	滋賀県草津市笠山7－8－138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-561-3811
(一社)京都社会福祉士会	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519京都社会福祉会館2F	075-803-1574
(公社)大阪社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7－4－15大阪府社会福祉会館内（1階）	06-4304-2772
(一社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2－1－1兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
(一社)奈良県社会福祉士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階	0742-81-8213
(一社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2－1－2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
(一社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729－5鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
(一社)島根県社会福祉士会	690-0011	島根県松江市東津田町1741－3いきいきプラザ島根1階	0852-28-8181
(一社)岡山県社会福祉士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13－1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館7階	086-201-5253
(公社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12－2広島県社会福祉会館内	082-254-3019
(一社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9－6社会福祉会館内	083-928-6644
(一社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
(一社)香川県社会福祉士会	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	0877-98-0854
(一社)愛媛県社会福祉士会	790-0905	愛媛県松山市樽味2丁目2－3ラ・マドレーヌビル2F	089-948-8031
(一社)高知県社会福祉士会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル3F	088-855-5921
(公社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3－9－12アイビーコートⅢビル5階	092-483-2944
(公社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15－3佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
(一社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3－24長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
(一社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市東区健軍本町1－22東部ハイツ105	096-285-7761
(公社)大分県社会福祉士会	870-0907	大分県大分市大津町2－1－41大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
(一社)宮崎県社会福祉士会	880-0007	宮崎県宮崎市原町2－22宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-86-6111
(公社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1－7鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
(一社)沖縄県社会福祉士会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4－135－1くしばるビル207号室	098-943-4249

全国団体：公益社団法人　日本社会福祉士会　〒160-0004　東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階　　TEL:03-3355-6541

・「権利擁護センター　ぱあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営しています。
・社会福祉士は、福祉領域の相談援助専門職です。
・各都道府県社会福祉士会の「ぱあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。
・全国の都道府県社会福祉士会の「ぱあとなあ」でもご相談をお受けしています。 最寄りの社会福祉士会事務局へご連絡ください。

個人情報保護に関する法律・ガイドライン等の体系イメージ

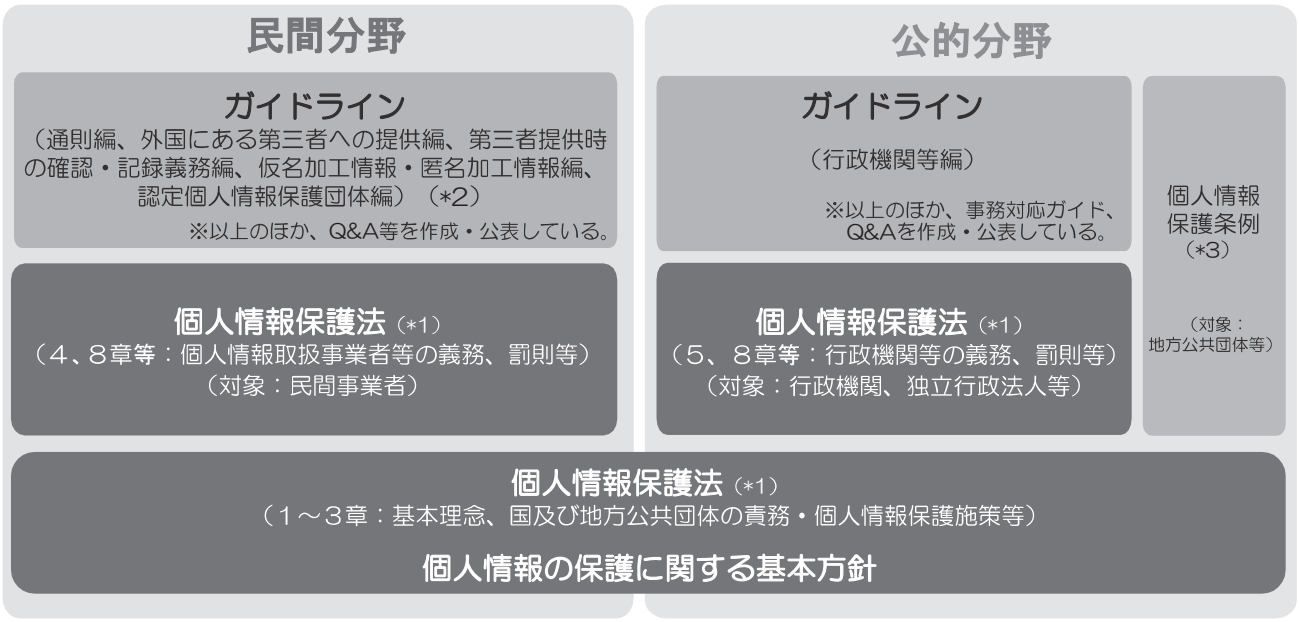

（*1）個人情報の保護に関する法律
（*2）金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。
（*3）令和3年の個人情報保護法の改正により、現在、各条例で規定されている地方公共団体の個人情報保護制度についても個人情報保護法第5章等において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなる（令和5年春施行予定）。

PPC 個人情報保護委員会

中小企業向け

はじめての個人情報保護法

～シンプルレッスン～



CONTENTS

01 「個人情報保護法」とは ― 1
02 「個人情報」とは ― 2
03 事業者が守るべき4つのルール ― 3
❶ 取得・利用に関するルール ― 3
❷ 保管・管理に関するルール ― 4
❸ 第三者提供に関するルール ― 7
❹ 本人からの開示請求等に関するルール ― 9
参考1 罰則・匿名加工情報・仮名加工情報・個人関連情報
参考2 認定個人情報保護団体
参考3 個人情報保護法相談ダイヤル等
巻末資料 中小企業向け基本の10のチェックリスト

本資料は令和4年4月時点での個人情報保護法等の概要をまとめたものです。

01 「個人情報保護法」とは

個人情報保護法

- □ 個人情報保護法は、利用者や消費者が安心できるように、企業や団体、国の行政機関等に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律です。
- □ 従来は、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者には適用されていませんでしたが、平成29年5月30日からは、すべての事業者に適用されています。
- □ また、個人の権利利益の保護、技術革新の成果による保護と活用の強化等の点から、令和4年4月1日より新たなルールが適用されています。

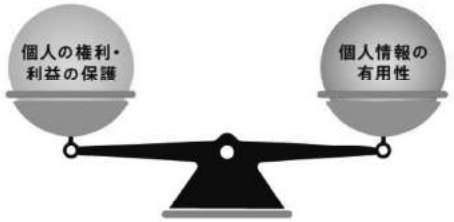

02 「個人情報」とは

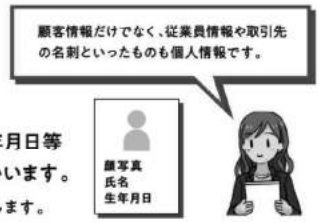

個人情報

□ 生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

※「個人識別符号」は、その情報単体でも個人情報に該当します。

個人識別符号

□ 以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定されています。

① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号等
⇒DNA、顔認証データ、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋　等

② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（公的な番号）
⇒旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー　等

要配慮個人情報

□ 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報です。

（例：人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等の障害があること等）

個人情報データベース等／個人データ

□ 特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物を「個人情報データベース等」といいます。

□ 個人情報データベース等を構成する個人情報が「個人データ」です。

個人情報取扱事業者

□ 個人情報データベース等を事業のために使っている者（営利・非営利を問いません）が「個人情報取扱事業者」であり、個人情報保護法の対象となります。

保有個人データ

□ 個人情報取扱事業者が、本人からの請求により開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます。

03 事業者が守るべき4つのルール

03 ① 取得・利用に関するルール

! 個人情報の「取得・利用」に当たって守るべきこと

○ 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。

○ 利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に速やかに本人に通知又は公表する。

※ 利用目的の通知・公表方法は、特に定めはありません。通知であれば、本人に口頭・書面・メール等で通知することが考えられ、公表であれば、HPの分かりやすい場所や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載等が考えられます。なお、同意までの義務はありません。ただし、P2「要配慮個人情報」を取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要です。

? 利用目的はどのように特定すればよいですか？



□ 例えば、以下のように特定することが考えられます。
- 「当社の新商品のご案内の送付のため」
- 「当社の商品の配送及びアフターサービスのご案内のため」

□ なお、取得の状況から、利用目的が明らかであれば、利用目的の通知又は公表は不要です。（例：配送伝票の記入内容を配送のために利用することは明らか）

□ また、利用目的を変更（追加）する場合は、原則あらかじめ本人の同意が必要です。（関連性のある範囲内での変更なら通知又は公表のみで可）

不適正な方法による利用の禁止

□ 個人情報は偽りその他不正の手段による取得をしてはならず、適正に取得しなければなりません。

□ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない、として不適正な方法による個人情報の利用が禁止されています。

? 不適正な利用とはどんなケースが該当しますか？

□ 違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して、個人情報を提供すること。

□ 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。

! 個人情報の「保管」に当たって守るべきこと

○ 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
○ 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

? 「安全に管理」するための手法とは？

□ 取り扱う個人情報の性質及び量等によりますが、例えば、以下のような手法が考えられます。

- 取扱いの基本的なルールを決める。
- 従業者を教育する。
- 紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しで保管する。
- パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する。
  また、セキュリティ対策ソフトウェアを導入する。　等

□ 個人情報の委託をする場合は適切な委託先を選択し、安全管理措置に関する契約を締結する等、委託先にも適切な管理を求めましょう。

□ なお、ガイドラインでは、中小規模事業者向け*の手法例を掲載していますので、併せてご参照ください。

*従業員数が100人以下の事業者（ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う事業者や、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者を除きます。）

漏えい等報告・本人通知の義務化

□ 以下の漏えい等の事態が発生した場合、又は、発生したおそれがある事態が生じた場合は、個人の権利利益を害するおそれが大きいとして、個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されています。

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

? 漏えい等報告はいつまでにしないといけないのですか？

□ 漏えい等が発生し、報告の必要がある場合は、事業者が事態を知った時点から概ね3-5日以内に「速報」として、また30日以内（不正の目的によるおそれがある場合は60日以内）を「確報」として個人情報保護委員会への報告が必要です。

□ また、当該事態が生じた旨を本人に通知しなければなりません。

安全管理措置

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針や個人データの取扱規定を策定することが重要です。また、その他、具体的な講ずるべき措置等は、以下のものがあります。

中小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント

講じなければならない措置	手法例	ヒント
1 基本方針の策定	● 「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等の項目を策定	策定しておくことで従業員教育等に役立ちます。
2 個人データの取扱いに係る規律の整備	● 個人データの取得・利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。	既存の業務マニュアル・チェックリスト・フローチャート等に個人情報の取扱いの項目を入れるのも一案。
3 組織的安全管理措置		
(1) 組織体制の整備	● 個人データを取り扱う従業者が複数いる場合、責任ある立場とその他の者を区分する。	個人データの取扱いを担当者任せにせず、責任者がチェックすることで不適切な取扱いを防ぐことができます。
(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 (3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備	● あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。	業務日誌やチェックリスト等を活用し、確認を。
(4) 漏えい等の事実に対応する体制の整備	● 漏えい等の事案の発生時に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。	「ほう・れん・そう」の中に、個人情報の漏えい等事案を。
(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	● 責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に点検を行う。	(1)～(4)のプロセスで気づいたリスクがあれば、改善を。
4 人的安全管理措置		
従業者の教育	● 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う。個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。	集合研修に限らず、朝礼等の際に定期的に注意喚起を。

講じなければならない措置	手法例	ヒント
5　物理的安全管理措置		
(1) 個人データを取り扱う区域の管理	● 個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。	誰でも見られる場所に放置しない。
(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止	● 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 ● 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。	書類や電子媒体をきちんと管理。
(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止	● 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。	電子媒体にはパスワードを。置き忘れ等にも注意を。
(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄	● 個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。	書類であれば、焼却、シュレッダー処理を、機器・電子媒体等であれば、データ削除ソフトウェアの利用や物理的な破壊等を。
6　技術的安全管理措置		
(1) アクセス制御	● 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。	必要のない者の個人情報へのアクセスを制限するため、個人情報を含むファイルにパスワードを。
(2) アクセス者の識別と認証	● 機器に標準装備されているユーザー制御機能(ユーザーアカウント制御)により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。	
(3) 外部からの不正アクセス等の防止	● 個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。 ● 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。	セキュリティ対策ソフトウェアを最新の状態に。
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止	● メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。	それほど難しい操作ではないので、メール送信時にはパスワードを。
7　外的環境の把握	● 外国において、個人データを取り扱う場合、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施。	個人情報保護委員会にて公表した「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」等も参照。

公表事項の追加

□ 安全管理のために講じた措置等を公表等することが必要です。

□ 安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除き、ホームページ等で本人が知り得る状態に置く(本人の求めに応じ遅滞なく回答する場合を含む)ことが必要です。

03 ③ 第三者提供に関するルール

! 個人情報の「提供」に当たって守るべきこと

○ 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。

○ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

本人の同意を得る方法は、特に定めはありません。口頭・書面で同意を得る方法のほか、ホームページで同意欄にチェックしてもらう方法も考えられます。



補足 個人関連情報の第三者提供の制限

提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報については、本人同意が得られていること等の確認が必要となりました(P12「個人関連情報」をCHECK)。

? 本人同意や記録が不要となる例外はありますか?

□ 法令に基づく場合(例:警察、裁判所、税務署等からの照会)

□ 人の生命・身体・財産の保護に必要でかつ本人の同意取得が困難
(例:災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)

□ 公衆衛生・児童の健全育成に必要でかつ本人の同意取得が困難
(例:児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)

□ 国の機関等が法令の定める事務を遂行することに対して、協力が必要でかつ本人の同意取得により、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

□ 委託、事業承継、共同利用

□ 学術研究目的での提供、利用　　等

確認記録義務

! 記録事項・保存期間について

□ 基本的な記録事項は、以下のとおりです(保存期間は原則3年)。

提供した場合　「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか?

提供を受けた場合　「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか?+「相手方の取得経緯」

? 何でも記録義務がかかるのですか?例外はありますか?

□ 本人との契約等に基づいて提供した場合は、記録は契約書で代替OKです。

□ 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOKです。

□ 例外規定として、以下の場合は記録義務はかかりません。

- 本人による提供と整理できる場合(例:SNSでの個人の投稿)
- 本人に代わって提供していると整理できる場合(例:銀行振込)
- 本人側への提供と整理できる場合(例:同席している家族への提供)
- 「個人データ」に該当しないと整理できる場合(例:名刺1枚のコピー)　等

例外規定の詳しい内容はガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)をご参照ください。



外国への提供

! 外国にある第三者に提供する場合に守るべきこと

外国にある第三者に個人データを提供する場合は、次の①～③のいずれかを満たす必要があります。

① 外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る。

- □ 委託や共同利用を行おうとする場合にも同意が必要です。
- □ 本人から同意を得る際には以下の情報提供が必要です。
  - ● 当該外国の名称
  - ● 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
  - ● 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

② 外国にある第三者が適切な体制を整備している。

- □ 具体的には、以下が該当します。
  - ● 外国にある第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者によるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムの認証取得等によって担保されていること
  - ● 外国にある第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み（例：APEC越境プライバシールール（CBPR）システム）に基づく認証を受けていること

    ※ APEC越境プライバシールール（CBPR）システムについて、ご興味のある方は、当委員会のウェブサイトに説明資料を掲載していますので、是非ご覧ください。
    URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR_ppc.pdf

なお、外国のクラウドを利用する場合、当該クラウド事業者がサーバ内に保存された個人データを取り扱わない場合は、外国への第三者提供には当たりません。



- □ 適切な体制を整備している外国にある第三者に提供する場合、以下の措置を取ることが必要です。
  - ● 提供先の取扱い実施状況等の定期的な確認
  - ● 移転先での適正な取扱いに問題が生じた場合の対応実施　　等
- □ 本人の求めに応じてこれらの対応に関する情報等を提供することが必要です。

③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国又は地域（EU及び英国/令和4年4月時点）に所在している。

03 ④ 本人からの開示請求等に関するルール

! 個人情報の「開示請求等への対応」に当たって守るべきこと

- ○ 本人からの開示請求等があった場合はこれに対応する。
- ○ 苦情等に適切・迅速に対応する。

「開示請求等」とは、自分の個人情報について「見せてほしい」、「誤りを訂正してほしい」等の請求のことをいいます。



? 開示請求等への対応に当たっての留意点は？

- □ 保有個人データにあたらないもの（他の事業者からデータ編集作業のみを委託されて取り扱っているだけの個人情報等）は、対応は不要です。
- □ 以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く（本人の求めに応じ遅滞なく回答する場合を含む）必要があります。

  （例：HP公表、事業所での掲示等。また、それらを行わず、以下の①～⑤に関する事項に対して遅滞なく答えられるようにしておくことでもOK）

  ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所 ※法人にあってはその代表者の氏名
  ② 全ての保有個人データの利用目的
  ③ 請求手続（手数料を定める場合は手数料の額）
  ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置
  ⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

  （※⑤は、認定個人情報保護団体に加盟している場合は、その団体の名称及び苦情申出先を含む）
- □ 第三者提供記録は開示請求の対象となります。
- □ 保有個人データの開示方法については、以下のうち本人が請求した方法で対応する必要があります。
  - ● 電磁的記録*の提供による方法
  - ● 書面の交付による方法
  - ● その他当該個人情報取扱事業者の定める方法

  ＊ 電磁的記録の提供例としては、CD-ROMに保存して郵送、電子メールに添付して送信、ウェブサイトでダウンロードしてもらう方法等があり、事業者が具体的方法を定めることができます。

  ※ できるだけ本人の要望にそった形での対応が望ましいですが、電磁的記録による開示が困難である場合や多額の費用を要する場合には書面の交付による方法で開示する必要があります。

保有個人データの利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求

? 保有個人データの利用の停止等の請求が認められる場合は？

以下の場合に本人から事業者に対して、保有個人データの利用の停止、消去又は第三者提供の停止の請求をする権利が認められています。

- □ 個人情報保護法に反した個人情報の取扱い（目的外利用、不正取得、第三者提供義務違反）をしていた場合
- □ 利用する必要がなくなった場合
  - ● ダイレクトメールを送付するために保有していた情報について、本人からの求めを受けてダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合　等
- □ 個人情報保護委員会への報告義務がある、重大な漏えい等が発生した場合
  - ● クレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
  - ● 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合　等
- □ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
  - ● ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合
  - ● 個人情報取扱事業者が、退職した社員の情報を現在も自社の社員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用の停止等を請求する場合　等

まとめ　事業者が守るべき4つのルール

1 取得・利用	利用目的を特定して、その範囲内で利用する。 利用目的は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に速やかに本人に通知又は公表する。
2 保管・管理	漏えい等が生じないよう、安全に管理する。 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。（持ち運ぶ場合も要注意）
3 第三者提供	第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。
4 開示請求等への対応	本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。 苦情等に適切・迅速に対応する。

参考1 罰則・匿名加工情報・仮名加工情報・個人関連情報

■ 罰則について

- □ 事業者の法遵守の状況は、個人情報保護委員会が監視・監督します。
- □ 必要に応じて、報告を求めたり立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。
- □ 罰則

命令に違反	1年以下の懲役又は100万円（法人は1億円）以下の罰金
虚偽の報告等	50万円以下の罰金
従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用	1年以下の懲役又は 50万円（法人は1億円）以下の罰金

■「匿名加工情報」について

- □ 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元できないようにした情報です。
- □ 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に創設されたもので、匿名加工情報を第三者に提供する際、本人の同意は不要とされています。

■「仮名加工情報」について

- □ 仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報です。
- □ 事業者内部における分析に限定すること等を条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告、開示・利用の停止等の請求への対応義務を緩和し、様々な分析に活用できるようにするものです。

※「匿名加工情報」と「仮名加工情報」は加工方法や取扱いルールが異なります。詳しくは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）をご参照ください。

■「個人関連情報」について

☐ 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報で、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものです。

（例：Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴、ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴、ある個人の位置情報）

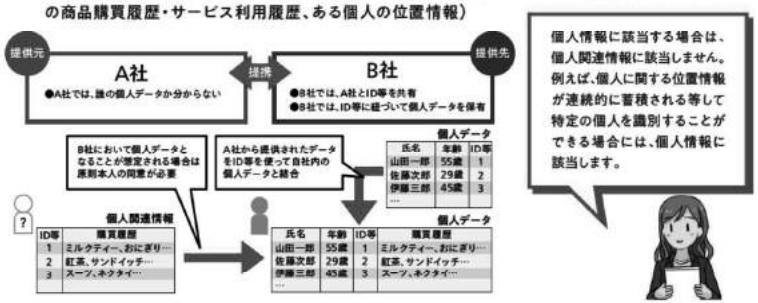

☐ 個人関連情報を第三者に提供する場合、提供先において個人データとして取得することが想定されるときは、提供元は第三者提供に関して本人同意が得られていることの確認をすることが義務付けられています。

※本人同意を得るのは、基本的に提供先です。

参考2 認定個人情報保護団体

■「認定個人情報保護団体」について

☐ 事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体です。

☐ 対象事業者への情報提供、個人情報に関する苦情の処理等を行います。

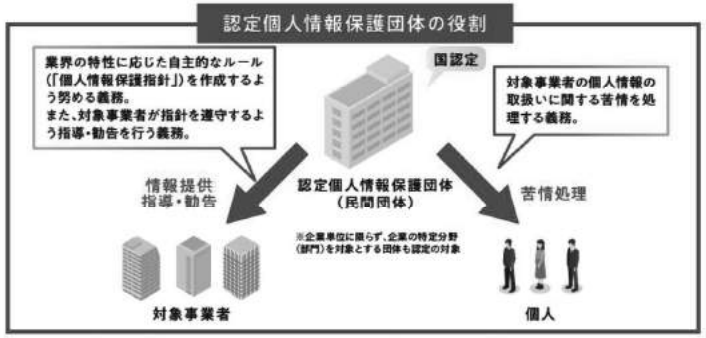

※認定個人情報保護団体の一覧は、個人情報保護委員会HPをご参照ください。
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/nintei/list/

参考3 個人情報保護法相談ダイヤル等

個人情報取扱いに関する疑問・質問は、個人情報保護委員会へご相談を！

PPC質問チャット

個人情報保護法に関する質問に回答する
24時間チャットボットサービス
https://2020chat.ppc.go.jp/

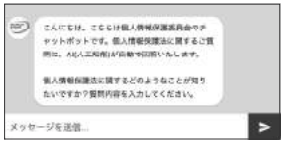

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問や、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行う、相談ダイヤル

03-6457-9849
受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

PPCビジネスサポートデスク（要予約）

事業者における個人情報保護のため、適正・効果的な活用・啓発の一環として新技術を用いた新たなビジネスモデルなど、個人情報保護法の留意事項等に関する相談受付

03-6457-9771
受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

個人情報保護委員会 検索

巻末資料　中小企業向け基本の10のチェックリスト

分類	No.	チェック項目	ポイント	関連ページ
取得・利用	□ 1	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	目的は具体的に。 ○「新商品のご案内の送付のため」 ×「当社の事業のため」	P3
	□ 2	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	取得の状況からみて利用目的が明らかなら通知・公表は不要。	P3
保管・管理	□ 3	（組織的安全管理措置） 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	個人情報の保管場所や漏えい等発生時の社内の報告先は決まっていますか？	P4-6
	□ 4	（人的安全管理措置・従業者監督） 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？	P4-6
	□ 5	（物理的安全管理措置） 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？	不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。	P4-6
	□ 6	（技術的安全管理措置） パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？	ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。	P4-6
	□ 7	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	委託先にも安全管理を徹底してもらうということ。	P4-6
第三者提供	□ 8	本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には同意不要。	P7・8
	□ 9	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には記録不要。	P7・8
開示請求等	□ 10	本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	開示等の請求に対応する人は決まっていますか？	P9・10

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうか確認する際の参考に作成したもので、これ以外にも留意すべき事項があります。個人情報保護法のルールの詳細は、本シンプルレッスンの関連ページや、個人情報保護委員会のHP等をご参照ください。

PPC
Personal Information Protection Commission JAPAN

● 本資料は、令和4年4月時点での個人情報保護法等の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。

● より詳細な内容については、個人情報保護委員会のHP等をご参照ください。

○ 個人情報保護委員会ホームページ　https://www.ppc.go.jp/
○ 中小企業サポートページ（個人情報保護法）　https://www.ppc.go.jp/purpose/SMEs/
○ 法令・ガイドライン等　https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/

2022年4月発行

【令和３年４月版】

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

※　太わくの中だけ記載してください。
※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

（ □後見 □保佐 □補助 ）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。

後見又は保佐開始のときは，８００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは，１，６００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは，２，４００円分

【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。
収入印紙（登記費用）２，６００円分はここに貼らないでください。

収入印紙（申立費用）	円				
収入印紙（登記費用）	円	準口頭		関連事件番号	年（家　）第　　号
予納郵便切手	円				

家庭裁判所 支部・出張所　御中 令和　　年　　月　　日	申立人又は同手続 代理人の記名押印	印

申立人	住所	〒　　－ 電話　　（　　）　　携帯電話　　（　　）	
	ふりがな 氏名		□ 大正 □ 昭和　　年　　月　　日生 □ 平成　　（　　歳）
	本人との関係	□ 本人　□ 配偶者　□ 親　□ 子　□ 孫　□ 兄弟姉妹　□ 甥姪 □ その他の親族（関係：　　）　□ 市区町村長 □ その他（　　）	
手続代理人	住所 （事務所等）	〒　　－　　※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話　　（　　）　　ファクシミリ　　（　　）	
	氏名		
本人	本籍 （国籍）	都　道 府　県	
	住民票上の住所	□ 申立人と同じ 〒　　－ 電話　　（　　）	
	実際に住んでいる場所	□ 住民票上の住所と同じ 〒　　－　　※ 病院や施設の場合は，所在地，名称，連絡先を記載してください。 病院・施設名（　　）電話　　（　　）	
	ふりがな 氏名		□ 大正 □ 昭和　　年　　月　　日生 □ 平成　　（　　歳）

申　立　て　の　趣　旨

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

□　本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。
※　以下は，必要とする場合に限り，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお，保佐開始申立ての場合，民法１３条１項に規定されている行為については，同意権付与の申立ての必要はありません。

□　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について保佐人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

□　本人が民法１３条１項に規定されている行為のほかに，下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも，保佐人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

記

□　本人について**補助**を開始するとの審判を求める。
※　以下は，少なくとも１つは，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について補助人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

□　本人が**別紙同意行為目録**記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには，補助人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

申　立　て　の　理　由

本人は，（※　　）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。
※　診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申　立　て　の　動　機

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は，
□ **預貯金等の管理・解約**　□ **保険金受取**　□ **不動産の管理・処分**　□ **相続手続**
□ **訴訟手続等**　□ **介護保険契約**　□ **身上保護（福祉施設入所契約等）**
□ **その他**（　　）
の必要がある。

※　上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

記載例（後見開始）

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

※　太わくの中だけ記載してください。
※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印

（ ☑後見 □保佐 □補助 ）開始等申立書

※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。

※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。
後見又は保佐開始のときは，８００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与又は同意権付与のときは，１，６００円分
保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与のときは，２，４００円分
【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。
収入印紙（登記費用）２，６００円分はここに貼らないでください。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙（申立費用）	円
収入印紙（登記費用）	円
予納郵便切手	円

準口頭		関連事件番号	年（家　）第　　号

〇〇 家庭裁判所
〇〇 支部・出張所 御中
令和 〇 年 〇 月 〇 日

申立人又は同手続代理人の記名押印　**甲 野　花 子** 印

平日（午前９時～午後５時）に連絡が取れる電話及び携帯電話の番号を正確に記載してください。

申立人	住所	〒 〇〇〇－ 〇〇〇〇 **〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号** 電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇　携帯電話 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
	ふりがな 氏名	こう の　はな こ **甲 野　花 子**	□ 大正 ☑ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 □ 平成 （ 〇〇 歳）
	本人との関係	□ 本人 ☑ 配偶者 □ 親 □ 子 □ 孫 □ 兄弟姉妹 □ 甥姪 □ その他の親族（関係： ） □ 市区町村長 □ その他（ ）	
手続代理人	住所（事務所等）	〒 － ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話 （ ） ファクシミリ （ ）	
	氏名		
本人	本籍（国籍）	〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇〇番地	
	住民票上の住所	☑ 申立人と同じ 〒 － 電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
	実際に住んでいる場所	□ 住民票上の住所と同じ 〒〇〇〇－〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は，所在地，名称，連絡先を記載してください。 **〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号** 病院・施設名（ **〇〇病院** ）電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
	ふりがな 氏名	こう の　た ろう **甲 野　太 郎**	□ 大正 ☑ 昭和 〇 年 〇 月 〇 日 生 □ 平成 （ 〇〇 歳）

成年後見人を選任する必要がある方について記載してください。

成年後見人等候補者

☐ **家庭裁判所に一任**　※　以下この欄の記載は不要
☐ **申立人**　※　申立人が候補者の場合は，以下この欄の記載は不要
☐ **申立人以外の〔 ☐ 以下に記載の者　☐ 別紙★に記載の者 〕**　★A４サイズの用紙をご自分で準備してください。

住所	〒　－ 電話 （ ） 携帯電話 （ ）	
ふりがな 氏名		☐ 昭和 ☐ 平成　年　月　日生 （　歳）
本人との関係	☐ 親族：☐ 配偶者　☐ 親　☐ 子　☐ 孫　☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪　☐ その他（関係：　） ☐ 親族外：（関係：　）	

手続費用の上申

☐　手続費用については，本人の負担とすることを希望する。

※　申立手数料，送達・送付費用，後見登記手数料，鑑定費用の全部又は一部について，本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類

※　同じ書類は本人１人につき１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。
※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
☐　本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
☐　本人の住民票又は戸籍附票
☐　成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
（成年後見人等候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
☐　本人の診断書
☐　本人情報シート写し
☐　本人の健康状態に関する資料
☐　本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
☐　本人の財産に関する資料
☐　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
☐　本人の収支に関する資料
☐（保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
☐　成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（後見人等候補者事情説明書４項に関する資料）

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

申　立　て　の　趣　旨

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☑　本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

☐　本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※　以下は，必要とする場合に限り，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお，保佐開始申立ての場合，民法１３条１項に規定されている行為については，同意権付与の申立ての必要はありません。

☐　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について保佐人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

☐　本人が民法１３条１項に規定されている行為のほかに，下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも，保佐人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

記

☐　本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※　以下は，少なくとも１つは，該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

☐　本人のために**別紙代理行為目録記載**の行為について補助人に**代理権**を付与するとの審判を求める。

☐　本人が**別紙同意行為目録**記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには，補助人の**同意**を得なければならないとの審判を求める。

申　立　て　の　理　由

本人は，（※　**認　知　症**　）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。

※　診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申　立　て　の　動　機

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は，
☑ **預貯金等の管理・解約**　☐ **保険金受取**　☐ **不動産の管理・処分**　☑ **相続手続**
☐ **訴訟手続等**　☐ **介護保険契約**　☐ **身上保護（福祉施設入所契約等）**
☐ **その他（　　）**
の必要がある。

※　上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

本人は，〇年程前から認知症で〇〇病院に入院しているが，その症状は回復の見込みがなく，日常的に必要な買い物も一人でできない状態である。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたことから本件を申し立てた。申立人も病気がちなので，成年後見人には，健康状態に問題のない長男の甲野夏男を選任してもらいたい。

法人の場合には，商業登記簿上の名称又は商号，代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を通宣の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者

☐ **家庭裁判所に一任**　※　以下この欄の記載は不要
☐ **申立人**　※　申立人が候補者の場合は，以下この欄の記載は不要
☑ **申立人以外の〔 ☑ 以下に記載の者　☐ 別紙★に記載の者 〕**　★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

住　所	〒　－ **申立人の住所と同じ** 電話　〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇　携帯電話　〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
ふりがな	**こう　の　　なつ　お**	☑ 昭和 ☐ 平成　〇 年 〇 月 〇 日 生（ 〇〇 歳）
氏　名	**甲　野　　夏　男**	
本人との関係	☑ 親　族：☐ 配偶者　☐ 親　☑ 子　☐ 孫　☐ 兄弟姉妹 ☐ 甥姪　☐ その他（関係：　　） ☐ 親族外：（関係：　　）	

手続費用の上申

☐　手続費用については，本人の負担とすることを希望する。

※　申立手数料，送達・送付費用，後見登記手数料，鑑定費用の全部又は一部について，本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類

※　同じ書類は本人１人につき１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

☑　本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
☑　本人の住民票又は戸籍附票
☑　成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
（成年後見人等候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
☑　本人の診断書
☑　本人情報シート写し
☑　本人の健康状態に関する資料
☑　本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
☑　本人の財産に関する資料
☑　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
☑　本人の収支に関する資料
☐（保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）
☐　成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（後見人等候補者事情説明書４項に関する資料）

（別紙）　　【令和３年４月版】

【保佐，補助用】

代　理　行　為　目　録

※　下記の行為のうち，必要な代理行為に限り，該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※　内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

1　財産管理関係

(1)　不動産関係

□　①　本人の不動産に関する〔□ 売却　□ 担保権設定　□ 賃貸　□ 警備　□＿＿＿＿〕契約の締結，更新，変更及び解除

□　②　他人の不動産に関する〔□ 購入　□ 借地　□ 借家〕契約の締結，更新，変更及び解除

□　③　住居等の〔□ 新築　□ 増改築　□ 修繕（樹木の伐採等を含む。）　□ 解体　□ ＿＿＿＿＿＿〕に関する請負契約の締結，変更及び解除

□　④　本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　預貯金等金融関係

□　①　預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

※　一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には，③に記載してください。

□　②　預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引

〔□ 貸金庫取引　□ 証券取引　□ 保護預かり取引　□ 為替取引　□ 信託取引　□ ＿＿＿＿＿＿〕

□　③　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　保険に関する事項

□　①　保険契約の締結，変更及び解除

□　②　保険金及び賠償金の請求及び受領

(4)　その他

□　①　以下の収入の受領及びこれに関する諸手続

〔□ 家賃，地代　□ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付　□ 臨時給付金その他の公的給付　□ 配当金　□ ＿＿＿＿＿＿〕

□　②　以下の支出及びこれに関する諸手続

〔□ 家賃，地代　□ 公共料金　□ 保険料　□ ローンの返済金　□ 管理費等　□ 公租公課　□ ＿＿＿＿＿＿〕

□　③　情報通信（携帯電話，インターネット等）に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払

□　④　本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）

□　⑤　本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）

□　⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　相続関係

※　審判手続，調停手続及び訴訟手続が必要な方は，４⑤又は⑥についても検討してください。

□　①　相続の承認又は放棄

□　②　贈与又は遺贈の受諾

□　③　遺産分割又は単独相続に関する諸手続

□　④　遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　身上保護関係

□　①　介護契約その他の福祉サービス契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　②　介護保険，要介護認定，障害支援区分認定，健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て

□　③　福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　④　医療契約及び病院への入院に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他

□　①　税金の申告，納付，更正，還付及びこれらに関する諸手続

□　②　登記・登録の申請

□　③　個人番号（マイナンバー）に関する諸手続

□　④　住民票の異動に関する手続

□　⑤　家事審判手続，家事調停手続（家事事件手続法２４条２項の特別委任事項を含む。），訴訟手続（民事訴訟法５５条２項の特別委任事項を含む。），民事調停手続（非訟事件手続法２３条２項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）

※　保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。

□　⑥　⑤の各手続について，手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること

□　⑦　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　関連手続

□　①　以上の各事務の処理に必要な費用の支払

□　②　以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求，公的な届出，手続等を含む。）

（別紙）
【保佐，補助用】

この目録は，後見開始の申立ての場合には提出する必要はありません。

代　理　行　為　目　録

※　下記の行為のうち，必要な代理行為に限り，該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

※　内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

1　財産管理関係

(1)　不動産関係

□　①　本人の不動産に関する〔□ 売却　□ 担保権設定　□ 賃貸　□ 警備　□＿＿＿＿〕契約の締結，更新，変更及び解除

□　②　他人の不動産に関する〔□ 購入　□ 借地　□ 借家〕契約の締結，更新，変更及び解除

□　③　住居等の〔□ 新築　□ 増改築　□ 修繕（樹木の伐採等を含む。）　□ 解体　□ ＿＿＿＿＿＿〕に関する請負契約の締結，変更及び解除

□　④　本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　預貯金等金融関係

□　①　預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

※　一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には，③に記載してください。

□　②　預貯金及び出資金以外の本

〔□ 貸金庫取引　□ 証券取

□ ＿＿＿＿＿＿〕

☑　③　**別紙のとおり**

一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合
別紙には，対象となる口座ごとに，銀行名，支店名，口座番号，口座種別，口座名義，取引の内容等を記載してください。
（例）
預金に関する○○銀行○○支店の口座（口座番号○○○○○○○，口座種別○○，口座名義○○○○○○○○）との一切の取引（解約（脱退）を含む。）

(3)　保険に関する事項

□　①　保険契約の締結，変更及び

□　②　保険金及び賠償金の請求及び受領

(4)　その他

☑　①　以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
〔☑ 家賃，地代　☑ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付　☑ 臨時給付金その他の公的給付　☑ 配当金　□ ＿＿＿＿＿＿〕

☑　②　以下の支出及びこれに関する諸手続
〔☑ 家賃，地代　☑ 公共料金　☑ 保険料　☑ ローンの返済金　☑ 管理費等　☑ 公租公課　□ ＿＿＿＿＿＿〕

□　③　情報通信（携帯電話，インターネット等）に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払

□　④　本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）

□　⑤　本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）

□　⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　相続関係

※　審判手続，調停手続及び訴訟手続が必要な方は，４⑤又は⑥についても検討してください。

□　①　相続の承認又は放棄

□　②　贈与又は遺贈の受諾

☑　③　遺産分割又は単独相続に関する諸手続

□　④　遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　身上保護関係

□　①　介護契約その他の福祉サービス契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　②　介護保険，要介護認定，障害支援区分認定，健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て

□　③　福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　④　医療契約及び病院への入院に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

□　⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他

□　①　税金の申告，納付，更正，還付及びこれらに関する諸手続

□　②　登記・登録の申請

□　③　個人番号（マイナンバー）に関する諸手続

□　④　住民票の異動に関する手続

□　⑤　家事審判手続，家事調停手続（家事事件手続法２４条２項の特別委任事項を含む。），訴訟手続（民事訴訟法５５条２項の特別委任事項を含む。），民事調停手続（非訟事件手続法２３条２項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）

※　保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。

□　⑥　⑤の各手続について，手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること

□　⑦　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　関連手続

☑　①　以上の各事務の処理に必要な費用の支払

☑　②　以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求，公的な届出，手続等を含む。）

【補助用】

同　意　行　為　目　録

（民法１３条１項各号所定の行為）

※　下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち，必要な同意行為に限り，該当する部分の□にチェックを付してください。

※　保佐の場合には，以下の１から１０までに記載の事項については，一律に同意権・取消権が付与されますので，同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※　内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

１　元本の領収又は利用（１号）のうち，以下の行為

□　(1)　預貯金の払戻し
□　(2)　債務弁済の受領
□　(3)　金銭の利息付貸付け

２　借財又は保証（２号）のうち，以下の行為

□　(1)　金銭消費貸借契約の締結
　　※　貸付けについては１(3)又は３(7)を検討してください。
□　(2)　債務保証契約の締結

３　不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（３号）のうち，以下の行為

□　(1)　本人の所有の土地又は建物の売却
□　(2)　本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
□　(3)　贈与又は寄附行為
□　(4)　商品取引又は証券取引
□　(5)　通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
□　(6)　クレジット契約の締結
□　(7)　金銭の無利息貸付け
□　(8)　その他　※　具体的に記載してください。

４　□　訴訟行為（４号）
　※　相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

５　□　贈与，和解又は仲裁合意（５号）

６　□　相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（６号）

７　□　贈与の申込みの拒絶，遺贈の放棄，負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（７号）

８　□　新築，改築，増築又は大修繕（８号）

９　□　民法６０２条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（９号）

10　□　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人及び民法１７条１項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（１０号）

11　□　その他　※　具体的に記載してください。
　※　民法１３条１項各号所定の行為の一部である必要があります。

【令和３年４月版】

（別紙）

この目録は，後見開始の申立て，保佐開始の申立ての場合には提出する必要はありません。

【補助用】

同　意　行　為　目　録

（民法１３条１項各号所定の行為）

※　下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち，必要な同意行為に限り，該当する部分の□にチェックを付してください。

※　保佐の場合には，以下の１から１０までに記載の事項については，一律に同意権・取消権が付与されますので，同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※　内容は，本人の同意を踏まえた上で，最終的に家庭裁判所が判断します。

１　元本の領収又は利用（１号）のうち，以下の行為

□　(1)　預貯金の払戻し

□　(2)　債務弁済の受領

□　(3)　金銭の利息付貸付け

２　借財又は保証（２号）のうち，以下の行為

□　(1)　金銭消費貸借契約の締結

※　貸付けについては１(3)又は３(7)を検討してください。

□　(2)　債務保証契約の締結

３　不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（３号）のうち，以下の行為

□　(1)　本人の所有の土地又は建物の売却

□　(2)　本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定

□　(3)　贈与又は寄附行為

□　(4)　商品取引又は証券取引

☑　(5)　通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結

☑　(6)　クレジット契約の締結

□　(7)　金銭の無利息貸付け

□　(8)　その他　*※　具体的に記載してください。*

４　□　訴訟行為（４号）

※　相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

５　□　贈与，和解又は仲裁合意（５号）

６　□　相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（６号）

７　□　贈与の申込みの拒絶，遺贈の放棄，負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（７号）

８　□　新築，改築，増築又は大修繕（８号）

９　□　民法６０２条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（９号）

10　□　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者，成年被後見人，被保佐人及び民法１７条１項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（１０号）

11　□　その他　※　具体的に記載してください。

※　民法１３条１項各号所定の行為の一部である必要があります。

【令和３年４月版】
（令和３年１１月修正）

申 立 事 情 説 明 書

※　申立人が記載してください。申立人が記載できないときは，本人の事情をよく理解している方が記載してください。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　　年　　月　　日

作成者の氏名　　印
（作成者が申立人以外の場合は，本人との関係：　　）

作成者（申立人を含む。）の住所
□　申立書の申立人欄記載のとおり
□　次のとおり
〒　　－　　
住所：

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　（　　）
（□携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　□電話してもよい　□支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

【本人の状況について】

１　本人の生活場所について

(1)　現在の生活場所について
□　自宅又は親族宅
同居者　→　□　なし（１人暮らし）
□　あり　※　同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。
（氏名：　　本人との続柄：　　）
（氏名：　　本人との続柄：　　）
（氏名：　　本人との続柄：　　）
最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）
（電車）最寄りの駅：　　線　　駅
（バス）最寄りのバス停：　　バス（　　行き）　　下車
□　病院又は施設（入院又は入所の日：昭和・平成・令和　　年　　月　　日）
名　称：
所在地：〒　　－　　
担当職員：氏名：　　役職：
連絡先：電話　　（　　）

最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）
（電車）最寄りの駅：　　線　　駅
（バス）最寄りのバス停：　　バス（　　行き）　　下車

(2)　転居，施設への入所や転院などの予定について
※　申立後に転居・入院・転院した場合には，速やかに家庭裁判所までお知らせください。
□　予定はない。
□　予定がある。（□　転居　　□　施設への入所　　□　転院）
時期：令和　　年　　月頃
施設・病院等の名称：
転居先，施設・病院等の所在地：〒　　－　　

２　本人の略歴（家族関係（結婚，出産など）及び最終学歴・主な職歴）をわかる範囲で記載してください。

年　月	家族関係	年　月	最終学歴・主な職歴
・	出生	・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

３　本人の病歴（病名，発症時期，通院歴，入院歴）をわかる範囲で記載してください。
病　　名：
発症時期：　　年　　月頃
通 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃
入 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃

病　　名：
発症時期：　　年　　月頃
通 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃
入 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃

４　福祉に関する認定の有無等について
※　当てはまる数字を○で囲んでください。
□　介護認定　（認定日：　　年　　月）
□　要支援（１・２）　　□　要介護（１・２・３・４・５）
□　非該当　　□　認定手続中

□　障害支援区分（認定日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月）
　□　区分（１・２・３・４・５・６）　□　非該当　□　認定手続中
□　療育手帳（愛の手帳など）　（手帳の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）（判定：＿＿＿＿＿＿）
□　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）
□　身体障害者手帳　（１・２・３・４・５・６　級）
□　いずれもない。

５　本人の日常・社会生活の状況について

□　本人情報シート写しを提出する。
※　以下の(1)から(6)までの記載は不要です。
□　本人情報シート写しを提出しない。
※　以下の(1)から(6)までについて，わかる範囲で記載してください。

(1)　身体機能・生活機能について

ア　食事，入浴，着替え，移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお，自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には，「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

□　支援の必要はない。
□　一部について支援が必要である。
　※　必要な支援について具体的に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　全面的に支援が必要である。

イ　今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　認知機能について

日によって変動することがあるか：□　あり　□　なし
※　以下のアからエまでにチェックを付してください（「あり」の場合は，良い状態を念頭にチェックを付してください。）。

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
※　「日常的な行為」は，食事，入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など，普段の本人の生活環境の中で行われるものを想定してください。
□　意思を他者に伝達できる。
　（日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。）
□　伝達できない場合がある。
　（正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。）
□　ほとんど伝達できない。
　（空腹である，眠いなどごく単純な意思を伝えることはできるが，それ以外の意思については伝えることができない。）
□　できない。
　（ごく単純な意思も伝えることができない。）

イ　日常的な行為に関する理解について
□　理解できる。
　（起床・就寝の時刻や，食事の内容等について回答することができる。）
□　理解できない場合がある。
　（上記の点について，回答できるときとできないときがある。）
□　ほとんど理解できない。
　（上記の点について，回答できないことが多い。）
□　理解できない。
　（上記の点について，基本的に回答することができない。）

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
□　記憶できる。
　（直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。）
□　記憶していない場合がある。
　（上記の点について，回答できるときとできないときがある。）
□　ほとんど記憶できない。
　（上記の点について，回答できないことが多い。）
□　記憶できない。
　（上記の点について，基本的に回答することができない。）

エ　本人が家族等を認識できているかについて
□　正しく認識している。
　（日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。）
□　認識できていないところがある。
　（日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが，それ以外は難しい。）
□　ほとんど認識できていない。
　（日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。）
□　認識できていない。
　（日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。）

(3)　日常・社会生活上支障となる行動障害について
※　「行動障害」とは，外出すると戻れない，物を壊す，大声を出すなど，社会生活上，場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。
□　支障となる行動はない。　□　支障となる行動はほとんどない。
□　支障となる行動がときどきある。　□　支障となる行動がある。
※　支障となる行動の具体的内容及び頻度等を記載するとともに，当該行動について支援が必要な場合は，その支援の具体的内容を併せて記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4)　社会・地域との交流頻度について

ア　家族・友人との交流，介護サービスの利用，買い物，趣味活動等によって，本人が日常的にどの程度，社会・地域と接点を有しているかについて，その交流する頻度を回答してください。

□　週１回以上　　□　月１回以上　　□　月１回未満

イ　交流内容について具体的に記載してください。

(5)　日常の意思決定について

※　「日常の意思決定」とは，毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

□　できる。
（毎日の暮らしにおける活動に関して，あらゆる場面で意思決定できる。）

□　特別な場合を除いてできる。
（テレビ番組や献立，服の選択等については意思決定できるが，治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。）

□　日常的に困難である。
（テレビ番組や献立，服の選択等についてであれば意思決定できることがある。）

□　できない。
（意思決定が全くできない，あるいは意思決定できるかどうか分からない。）

(6)　金銭の管理について

※　「金銭の管理」とは，所持金の支出入の把握，管理，計算等を指します。

□　本人が管理している。
（多額の財産や有価証券等についても，本人が全て管理している。）

□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。
（通帳を預かってもらいながら，本人が自らの生活費等を管理している。）
→支援者（氏名：＿＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿＿）
支援の内容（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

□　親族又は第三者が管理している。
（本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。）
→管理者（氏名：＿＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿＿）
管理の内容（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

【申立ての事情について】

1　本人について，これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したり，どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

□　なし

□　あり　→　＿＿＿＿＿年＿＿＿月頃

□　家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。
利用した裁判所：　＿＿＿＿＿家庭裁判所＿＿＿＿＿支部・出張所
事件番号：＿＿＿＿＿＿年（家）第＿＿＿＿＿号
□ 後見開始　□ 保佐開始　□ 補助開始　□ その他（＿＿＿＿＿）

申立人氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　任意後見契約を締結したことがある。
公正証書を作成した公証人の所属：＿＿＿＿＿＿法務局
証書番号：＿＿＿＿＿年第＿＿＿＿＿＿号
証書作成年月日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日
登記番号：第＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿号
任意後見受任者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　本人には，今回の手続をすることを知らせていますか。

※　本人が申立人の場合は記載不要です。

□　申立てをすることを説明しており，知っている。
申立てについての本人の意見　□ 賛成　□ 反対　□ 不明
後見人等候補者についての本人の意見　□ 賛成　□ 反対　□ 不明

□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。

□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

3　本人の推定相続人について

(1)　本人の推定相続人について氏名，住所等をわかる範囲で記載してください。

※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

※　推定相続人とは，仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には，「親族の意見書について」の２をご参照ください。

※　「意見１」欄にはこの申立てに関するその方の意見について，「意見２」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について，該当する部分の□にそれぞれチェックを付してください。（「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

氏　名	年齢	続柄	住　所	意見１	意見２
			〒 □ 親族の意見書記載のとおり □ 本人と同じ	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
			〒 □ 親族の意見書記載のとおり □ 本人と同じ	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
			〒 □ 親族の意見書記載のとおり □ 本人と同じ	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
			〒 □ 親族の意見書記載のとおり □ 本人と同じ	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
			〒 □ 親族の意見書記載のとおり □ 本人と同じ	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
			〒 □ 親族の意見書記載のとおり	□ 賛成 □ 反対 □ 一任	□ 賛成 □ 反対 □ 一任

			□　本人と同じ	□　不明	□　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明

(2)　(1)で挙げた方のうち，この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方，親族の意見書を提出していない方がいる場合には，その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏　　名	理由等
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり

4　本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば，チェックを付して，その名称を記載してください。

□　地域包括支援センター（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　権利擁護センター　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　社会福祉協議会　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　その他　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

5　成年後見人等候補者がいる場合は，その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。また，家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には，その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がいないなど）を記載してください。

※　家庭裁判所の判断により，候補者以外の方を成年後見人等に選任する場合があります。

＿＿＿＿＿＿＿＿

申 立 事 情 説 明 書

※　申立人が記載してください。申立人が記載できないときは、本人の事情をよく理解している方が記載してください。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

作成者の氏名　**甲　野　　花　子**　　印

（作成者が申立人以外の場合は，本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿）

作成者（申立人を含む。）の住所
☑　申立書の申立人欄記載のとおり
□　次のとおり
〒＿＿＿－＿＿＿＿
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　〇〇〇　（　〇〇〇〇　）　〇〇〇〇
（☑携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　☑電話してもよい　□支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

特になし

【本人の状況について】

1　本人の生活場所について

(1)　現在の生活場所について
□　自宅又は親族宅
同居者　→　□　なし（１人暮らし）
□　あり　※　同居している方の氏名・本人との続柄を記載してください。
（氏名：＿＿＿＿＿＿　本人との続柄：＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　本人との続柄：＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　本人との続柄：＿＿＿＿）
最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）
（電車）最寄りの駅：＿＿＿＿＿線＿＿＿＿＿駅
（バス）最寄りのバス停：＿＿＿＿＿バス（＿＿＿＿＿行き）＿＿＿＿＿下車
☑　病院又は施設（入院又は入所の日：昭和（平成）令和　〇　年　〇　月　〇　日）
名　称：**〇〇病院**
所在地：〒**〇〇〇**－**〇〇〇〇**
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
担当職員：氏名：**〇〇　〇〇**　　役職：**〇〇〇〇**
連絡先：電話　**〇〇**（**〇〇〇〇**）**〇〇〇〇**

最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）
（電車）最寄りの駅：**〇〇〇**線**〇〇〇**駅
（バス）最寄りのバス停：＿＿＿＿＿バス（＿＿＿＿＿行き）＿＿＿＿＿下車

(2)　転居，施設への入所や転院などの予定について
※　申立後に転居・入所・転院した場合には，速やかに家庭裁判所までお知らせください。
☑　予定はない。
□　予定がある。（□　転居　　□　施設への入所　　□　転院）
時期：令和　　年　　月頃
施設・病院等の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
転居先，施設・病院等の所在地：〒＿＿＿－＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　本人の略歴（家族関係（結婚，出産など）及び最終学歴・主な職歴）をわかる範囲で記載してください。

年　月	家族関係	年　月	最終学歴・主な職歴
昭〇・〇	出生	**昭〇・〇**	**〇〇学校を卒業**
昭〇・〇	**花子と婚姻**	**昭〇・〇**	**〇〇株式会社に就職**
・		**平〇・〇**	**同退職**
・		・	
・		・	

3　本人の病歴（病名，発症時期，通院歴，入院歴）をわかる範囲で記載してください。
病　　名：**認知症**
発症時期：**平成 〇** 年　〇　月頃
通 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃
入 院 歴：**平成 〇** 年　〇　月頃　～　　年　　月頃

病　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿
発症時期：　　年　　月頃
通 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃
入 院 歴：　　年　　月頃　～　　年　　月頃

4　福祉に関する認定の有無等について
※　当てはまる数字を〇で囲んでください。
☑　介護認定　（認定日：**平成 〇** 年　〇　月）
□　要支援（１・２）　☑　要介護（１・２・(3)・４・５）
□　非該当　　□　認定手続中

□　障害支援区分（認定日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月）
　□　区分（１・２・３・４・５・６）　□　非該当　□　認定手続中
□　療育手帳（愛の手帳など）　（手帳の名称：＿＿＿＿＿＿）（判定：＿＿＿＿＿＿）
□　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）
□　身体障害者手帳　（１・２・３・４・５・６　級）
□　いずれもない。

５　本人の日常・社会生活の状況について

☑　本人情報シート写しを提出する。
※　以下の(1)から(6)までの記載は不要です。

以下の(1)から(6)までは，本人情報シート写しを提出しない場合の記載例です。

□　本人情報シート写しを提出しない。
※　以下の(1)から(6)までについて，わかる範囲で記載してください。

(1)　身体機能・生活機能について

ア　食事，入浴，着替え，移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお，自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には，「支援の必要はない。」にチェックを付してください。

□　支援の必要はない。
☑　一部について支援が必要である。
※　必要な支援について具体的に記載してください。

入浴や着替えについては介助が必要である。

□　全面的に支援が必要である。

イ　今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等を記載してください。

本人が退院した場合，私も病気がちであることから，本人との同居は難しく，老人ホームの入所を検討したい。

(2)　認知機能について

日によって変動することがあるか：☑　あり　□　なし

※　以下のアからエまでにチェックを付してください（「あり」の場合は，良い状態を念頭にチェックを付してください。）。

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について

※　「日常的な行為」は，食事，入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など，普段の本人の生活環境の中で行われるものを想定してください。

□　意思を他者に伝達できる。
　（日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる。）
☑　伝達できない場合がある。
　（正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題を生じることがある。）
□　ほとんど伝達できない。
　（空腹である，眠いなどごく単純な意思は伝えることはできるが，それ以外の意思については伝えることができない。）
□　できない。
　（ごく単純な意思も伝えることができない。）

イ　日常的な行為に関する理解について

□　理解できる。
　（起床・就寝の時刻や，食事の内容等について回答することができる。）
☑　理解できない場合がある。
　（上記の点について，回答できるときとできないときがある。）
□　ほとんど理解できない。
　（上記の点について，回答できないことが多い。）
□　理解できない。
　（上記の点について，基本的に回答することができない。）

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について

□　記憶できる。
　（直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる。）
☑　記憶していない場合がある。
　（上記の点について，回答できるときとできないときがある。）
□　ほとんど記憶できない。
　（上記の点について，回答できないことが多い。）
□　記憶できない。
　（上記の点について，基本的に回答することができない。）

エ　本人が家族等を認識できているかについて

□　正しく認識している。
　（日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても会えば正しく認識できる。）
☑　認識できていないところがある。
　（日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが，それ以外は難しい。）
□　ほとんど認識できていない。
　（日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても認識できないことが多い。）
□　認識できていない。
　（日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても基本的に認識できない。）

(3)　日常・社会生活上支障となる行動障害について

※　「行動障害」とは，外出すると戻れない，物を壊す，大声を出すなど，社会生活上，場面や目的からみて不適当な行動のことをいいます。

□　支障となる行動はない。　□　支障となる行動はほとんどない。
☑　支障となる行動がときどきある。　□　支障となる行動がある。

※　支障となる行動の具体的内容及び頻度等を記載するとともに，当該行動について支援が必要な場合は，その支援の具体的内容を併せて記載してください。

病院内の自室やトイレの場所がわからず困惑することがあるので，誘導が必要となる。

(4)　社会・地域との交流頻度について

ア　家族・友人との交流，介護サービスの利用，買い物，趣味活動等によって，本人が日常的にどの程度，社会・地域と接点を有しているかについて，その交流する頻度を回答してください。

☑ 週１回以上　　☐ 月１回以上　　☐ 月１回未満

イ　交流内容について具体的に記載してください。

週に１回以上は家族が入院先へお見舞いに行って本人と話をしている。

(5)　日常の意思決定について

※「日常の意思決定」とは，毎日の暮らしにおける活動に関する意思決定のことをいいます。

☐ できる。
（毎日の暮らしにおける活動に関して，あらゆる場面で意思決定できる。）

☑ 特別な場合を除いてできる。
（テレビ番組や献立，服の選択等については意思決定できるが，治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。）

☐ 日常的に困難である。
（テレビ番組や献立，服の選択等についてであれば意思決定できることがある。）

☐ できない。
（意思決定が全くできない，あるいは意思決定できるかどうか分からない。）

(6)　金銭の管理について

※「金銭の管理」とは，所持金の支出入の把握，管理，計算等を指します。

☐ 本人が管理している。
（多額の財産や有価証券等についても，本人が全て管理している。）

☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している。
（通帳を預かってもらいながら，本人が自らの生活費等を管理している。）
→支援者（氏名：＿＿＿＿＿＿　本人との関係：＿＿＿＿＿＿）
支援の内容（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

☑ 親族又は第三者が管理している。
（本人の日々の生活費も含めて第三者等が支払等をして管理している。）
→管理者（氏名：**甲野　花子**　本人との関係：**妻**）
管理の内容（**預貯金通帳の管理を含めて，金銭管理は私が行っている。**）

【申立ての事情について】

1　本人について，これまで家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したり，どなたかとの間で任意後見契約を締結したことがありますか。

☑ なし
☐ あり　→　＿＿＿＿年＿＿月頃
☐ 家庭裁判所の成年後見制度の手続を利用したことがある。
利用した裁判所：　＿＿＿＿家庭裁判所＿＿＿＿支部・出張所
事件番号：＿＿＿＿年（家）第＿＿＿＿号
☐ 後見開始　☐ 保佐開始　☐ 補助開始　☐ その他（＿＿＿＿）

申立人氏名：＿＿＿＿＿＿

☐ 任意後見契約を締結したことがある。
公正証書を作成した公証人の所属：＿＿＿＿法務局
証書番号：＿＿＿＿年第＿＿＿＿号
証書作成年月日：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
登記番号：第＿＿＿＿－＿＿＿＿号
任意後見受任者氏名：＿＿＿＿＿＿

2　本人には，今回の手続をすることを知らせていますか。

※　本人が申立人の場合は記載不要です。

☐ 申立てをすることを説明しており，知っている。
申立てについての本人の意見　☐ 賛成　☐ 反対　☐ 不明
後見人等候補者についての本人の意見　☐ 賛成　☐ 反対　☐ 不明

☑ 申立てをすることを説明したが，理解できていない。

☐ 申立てをすることを説明しておらず，知らない。

☑ その他（**本人にはできる限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行ったが、その都度、新しい説明を聞くという印象で、説明を理解することは難しいと感じられた。**）

3　本人の推定相続人について

(1)　本人の推定相続人について氏名，住所等をわかる範囲で記載してください。

※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

※　推定相続人とは，仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。具体的には，「親族の意見書について」の２をご参照ください。

※　「意見１」欄にはこの申立てに関するその方の意見について，「意見２」欄には後見人等候補者に関するその方の意見について，該当する部分の☐にそれぞれチェックを付してください。(「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。)

氏　名	年齢	続柄	住　所	意見１	意見２
甲野　花子	**〇〇**	**妻**	〒 **申立書に記載のとおり** ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野　夏男	**〇〇**	**子**	〒 **同上** ☐ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野　冬子	**〇〇**	**子**	〒 ☑ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野　良男	**〇〇**	**孫**	〒 ☑ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
甲野　良子	**〇〇**	**孫**	〒 ☑ 親族の意見書記載のとおり ☐ 本人と同じ	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明	☑ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任 ☐ 不明
			〒 ☐ 親族の意見書記載のとおり	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任	☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 一任

			□　本人と同じ	□　不明	□　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　親族の意見書記載のとおり □　本人と同じ	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明

(2)　(1)で挙げた方のうち，この申立てに反対の意向を示している方や意向が不明な方，親族の意見書を提出していない方がいる場合には，その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏　　名	理由等
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり
	□　親族の意見書記載のとおり

4　本人に関し何らかの相談をし又は何らかの援助を受けた福祉機関があれば，チェックを付して，その名称を記載してください。

□　地域包括支援センター（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　権利擁護センター　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　社会福祉協議会　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　その他　　（名称：＿＿＿＿＿＿＿＿）
☑　相談をし又は援助を受けた福祉機関はない。

5　成年後見人等候補者がいる場合は，その方が後見人等にふさわしい理由を記載してください。また，家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には，その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がいないなど）を記載してください。

※　家庭裁判所の判断により，候補者以外の方を成年後見人等に選任する場合があります。

私たち夫婦と〇年前から同居し，本人が入院してからも病院との連絡は候補者が行っており，本人の状況について一番詳しいため。

6　家庭裁判所まで本人が来ることは可能ですか。

☑　可能である。
□　不可能又は困難である。
　　理由：＿＿＿＿＿＿＿＿

7　本人に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（本人の精神面に関し配慮すべき事項等）があれば記載してください。

日程調整については，本人の入院先の担当〇〇さん（電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）に連絡してください。

【令和3年4月版】

親　族　関　係　図

※　申立人や成年後見人等候補者が本人と親族関係にある場合には，申立人や成年後見人等候補者について必ず記載 してください。
※　本人の推定相続人その他の親族については，わかる範囲で記載してください。

（推定相続人とは，仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
具体的には，「親族の意見書について」の2をご参照ください。）

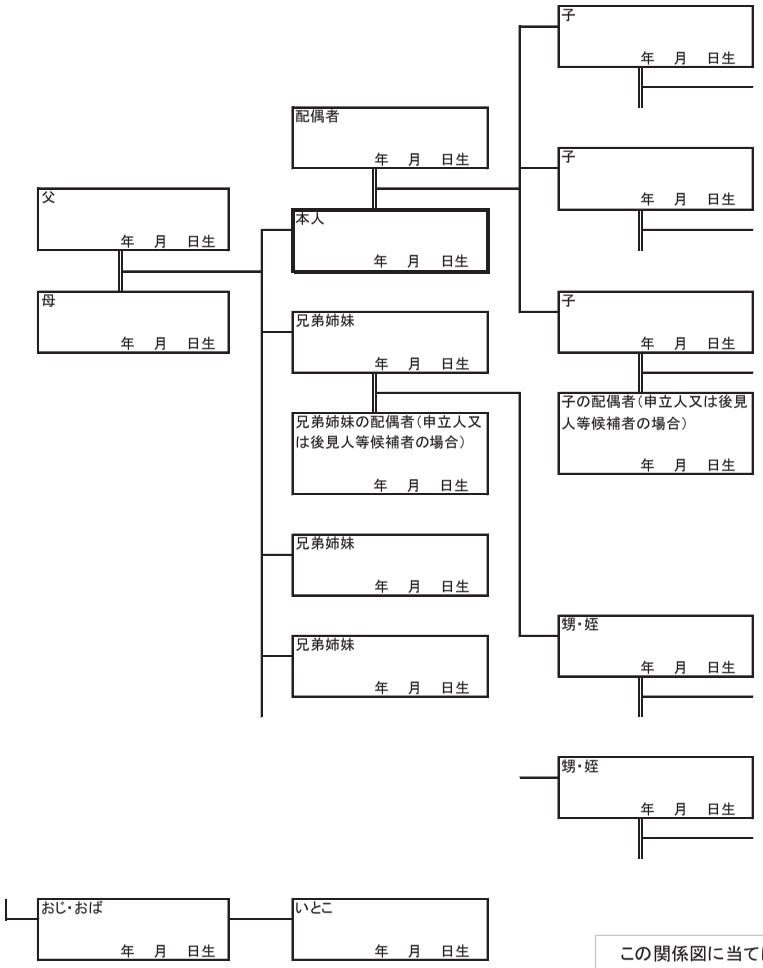

この関係図に当てはまらない身分関係があり，記載が難しい場合は，この書式を参考にして，別紙（A4サイズ）に記載してください。

【令和3年4月版】

親　族　関　係　図

※　申立人や成年後見人等候補者が本人と親族関係にある場合には，申立人や成年後見人等候補者について必ず記載 してください。
※　本人の推定相続人その他の親族については，わかる範囲で記載してください。

（推定相続人とは，仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
具体的には，「親族の意見書について」の2をご参照ください。）

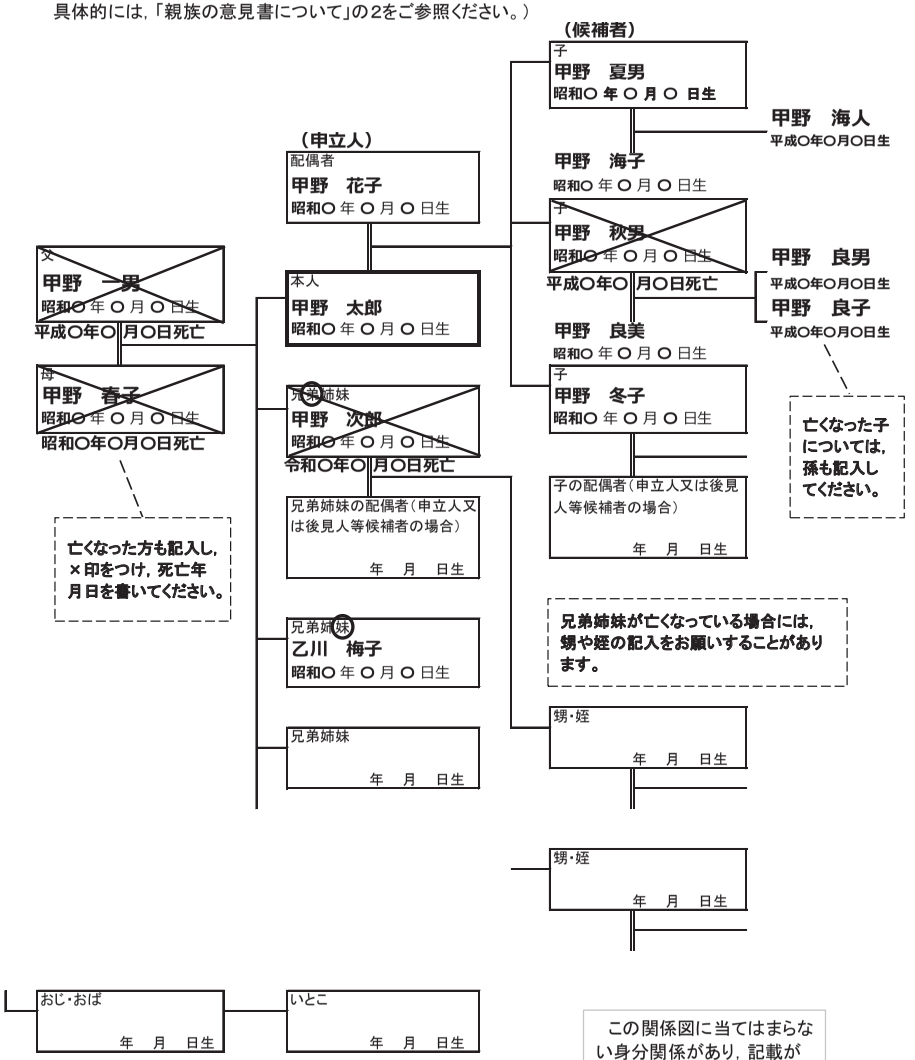

この関係図に当てはまらない身分関係があり，記載が難しい場合は，この書式を参考にして，別紙（A4サイズ）に記載してください。

親　族　の　意　見　書

1　私は，本人（ 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿）の（ 続柄：＿＿＿＿＿＿）です。

2　本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

☐　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。

【反対の理由】

☐　後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。

☐　理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：　＿＿＿＿＿＿＿＿　）が選任されることについて

（候補者がいない場合には，家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※　候補者氏名については申立人が記入してください。

☐　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（〒＿＿＿＿－＿＿＿＿＿）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話＿＿＿＿＿（＿＿＿＿）＿＿＿＿

（☐携帯　☐自宅　☐勤務先）

親族の意見書の記載例

後見開始・保佐開始・補助開始の手続では，本人（援助を必要とされている方）の親族の方の御意見も参考にして，本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

【例】　本人の親族である甲野冬子さん（続柄：本人の長女）が，本人甲野太郎さんの成年後見人（保佐人・補助人）として，候補者である甲野夏男さんがふさわしいとお考えになった場合は，以下のような記載になります。

親　族　の　意　見　書

1　私は，本人（ 氏名：甲野　太郎　）の（ 続柄：長女　）です。

2　本人について後見（保佐・補助）を開始することに関する私の意見は以下のとおりです。

☑　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。

【反対の理由】

☐　後見（保佐・補助）を開始するほど判断能力は低下していない。

☐　理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　本人の成年後見人（保佐人・補助人）の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：　甲野　夏男　）が選任されることについて

（候補者がいない場合には，家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）

※　候補者氏名については申立人が記入してください。

☑　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。又は意見がある。

理由は次のとおりである。※　書ききれない場合には別紙（A４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（〒〇〇〇－〇〇〇〇）

住　所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏　名　甲野　冬子　㊞

平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　〇〇〇　（〇〇〇〇）　〇〇〇〇

（☑携帯　☐自宅　☐勤務先）

親族の意見書について

1　後見開始・保佐開始・補助開始の手続では，本人（援助を必要とされている方）の親族の方の意見も参考にして，本人に後見・保佐・補助を開始することや成年後見人・保佐人・補助人（本人の援助を行う方）として誰が適任なのかを判断します。

2　申立時に意見書を提出していただく範囲は，仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々（この方々を「推定相続人」といいます。）です。具体的には次のとおりとなります。

(1)　本人に配偶者がいる場合

①（子どもがいる場合）配偶者と子ども
（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）

②（子どもや孫がいない場合）配偶者と父母
（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）

③（子どもや孫，父母や祖父母がいない場合）配偶者と兄弟姉妹
（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

(2)　本人に配偶者がいない場合

①（子どもがいる場合）子ども
（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）

②（子どもや孫がいない場合）父母
（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）

③（子どもや孫，父母や祖父母がいない場合）兄弟姉妹
（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

3　必要な人数分だけ親族の意見書の様式をコピーして使用してください。上記２記載に該当する親族の方にこの意見書を作成してもらった上で申立書に添付してください（親族の方に意見書を作成してもらうことが難しい場合には不要です。）。

4　申立人及び候補者の方は，意見書の提出は不要です。

5　意見書を提出されなかった親族やその他の親族の方については，家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。

6　家庭裁判所の判断によっては，候補者以外の方が成年後見人等に選任されることがあります。

後見人等候補者事情説明書

※　候補者の方が記載してください。
※　候補者の方がいない場合には提出は不要です。
※　記入式の質問には，自由に記入してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　　年　　月　　日

候補者の氏名　　印

候補者の住所
□　申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
□　次のとおり
〒　　－　　
住所：

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　（　　）
（□携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　□電話してもよい・□支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

1　あなたの現在の生活状況，健康状態，経歴など（法人が候補者の場合には記載不要です。）

(1)　職業
（職種：　　勤務先名：　　）

(2)　あなたと同居している方を記載してください。
□　同居者なし
□　同居者あり　※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。
（氏名：　　年齢：　　あなたとの続柄：　　）
（氏名：　　年齢：　　あなたとの続柄：　　）
（氏名：　　年齢：　　あなたとの続柄：　　）
（氏名：　　年齢：　　あなたとの続柄：　　）

(3) 収入等
収入（年収）（　　円）
資産
□　不　動　産

□ 預　貯　金（＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 有 価 証 券
□ そ　の　他（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
負債（借金）
□ 住 宅 ロ ー ン（＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 自動車ローン（＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 消 費 者 金 融（＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ そ　の　他（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿）（金額：＿＿＿＿＿＿＿＿円）

(4)　あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には，その方の続柄と収入を記載してください。
あなたとの続柄（＿＿＿＿）・収入（年収）（＿＿＿＿＿＿＿＿円）

(5)　あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）
□　健康体である。
□　具合が悪い。（具体的な症状：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
□　通院治療中である。
（傷病名：＿＿＿＿＿＿＿　通院の頻度：＿＿か月に＿＿回程度）

(6)　あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください（差し支えない範囲で記載してください。）。

年　月	経　　歴	年　月	経　　歴
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

2　あなたは，次のいずれかに該当しますか。
□　次の事項に該当する。
□　未成年者である。
□　家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人等を解任されたことがある。
□　破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
□　現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
□　あなたの〔□ 配偶者　□ 親　□ 子〕が，現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
□　いずれにも該当しない。

3　あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，面会頻度，介護，援助，事務等）
(1)　本人との関係　□　本人の親族（続柄：＿＿＿＿）　□　その他（＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　本人との同居の有無
現在，本人と　□　同居中である。（同居を開始した時期＿＿＿＿年＿＿月～）
□　別居中である。

(3)　本人との家計の状況
現在，本人と　□　家計が同一である。　□　家計は別である。

(4)　※　本人と別居中である方のみ回答してください。
本人との面会の状況　□　月に（＿＿）回程度　□　２～３か月に１回程度
□　半年に１回程度　□　年に１回程度
□　ほとんど会っていない　□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

(5)　あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　あなたと本人との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。
・　金銭貸借　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・　担保提供　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・　保証　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・　立替払　□　なし　□　あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
※　あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，本人に返済を求める意思がありますか。
□　返済を求める意思はない。　□　返済を求める意思がある。

※　「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5　あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　本人の財産管理と身上保護（療養看護）に関する今後の方針，計画
□ 現状を維持する（本人の財産状況，身上保護状況が変化する見込みはない。）。
□ 以下のとおり，財産状況が変化する見込みである。
（大きな収支の変動，多額の入金の予定など，具体的な内容を記載してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 以下のとおり，**身上保護（療養看護）の状況**が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス，身の回りの世話など，具体的な内容を記載してください。）

7　成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について，次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

□　家庭裁判所が，あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
□　あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
□　誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服の申立てができないこと。

8　成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1)　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。
□　理解している。
□　理解できないところがある。又は疑問点がある。
（理解できないところや疑問点について記載してください。）

□　理解できていない。
→　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますので，そちらをご覧になってください。

(2)　あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。
ア　本人の意思を尊重し，本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
イ　本人の財産を本人以外の者のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
ウ　本人の収支状況を把握し，適切に管理すること。
エ　家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的な報告を行うなど，後見等事務の監督を受けること。
□　全てに同意する。
□　同意できない。又は疑問点がある。
（同意できない理由や疑問点について記載してください。）

後見人等候補者事情説明書

※　候補者の方が記載してください。
※　候補者の方がいない場合には提出は不要です。
※　記入式の質問には，自由に記入してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

候補者の氏名　**甲　野　　夏　男**　　印

候補者の住所
☑　申立書の成年後見人等候補者欄に記載のとおり
□　次のとおり
〒＿＿＿－＿＿＿＿
住所：

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　〇〇〇　（　〇〇〇〇　）　〇〇〇〇
（☑携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　☑電話してもよい・□支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。
特になし

1　あなたの現在の生活状況，健康状態，経歴など（法人が候補者の場合には記載不要です。）

(1)　職業
（職種：**会社員**　勤務先名：**〇〇株式会社**）

(2)　あなたと同居している方を記載してください。
□　同居者なし
☑　同居者あり　※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。
（氏名：**甲野　花子**　年齢：**〇〇**　あなたとの続柄：**母**）
（氏名：**甲野　海子**　年齢：**〇〇**　あなたとの続柄：**妻**）
（氏名：**甲野　海人**　年齢：**〇〇**　あなたとの続柄：**長男**）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿）

(3)　収入等
収入（年収）（**〇〇〇万**円）
資産
□　不　動　産

☑ 預　貯　金（　**〇〇〇万**　円）
☐ 有 価 証 券
☐ そ　の　他（内容：　　）
負債（借金）
☐ 住 宅 ロ ー ン（　　円）
☑ 自動車ローン（　**〇〇万**　円）
☐ 消 費 者 金 融（　　円）
☐ そ　の　他（内容：　　）（金額：　　円）

(4)　あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には，その方の続柄と収入を記載してください。
あなたとの続柄（　**妻**　）・収入（年収）（　**〇〇〇万**　円）

(5)　あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）
☑ 健康体である。
☐ 具合が悪い。（具体的な症状：　　）
☐ 通院治療中である。
（傷病名：　　　通院の頻度：　か月に　回程度）

(6)　あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について書いてください（差し支えない範囲で記載してください。）

年　月	経　　歴	年　月	経　　歴
平〇・〇	**〇〇学校を卒業**	・	
平〇・〇	**〇〇株式会社に就職**	・	
・		・	
・		・	
・		・	

2　あなたは，次のいずれかに該当しますか。
☐ 次の事項に該当する。
☐ 未成年者である。
☐ 家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人等を解任されたことがある。
☐ 破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
☐ 現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
☐ あなたの〔☐ 配偶者　☐ 親　☐ 子〕が，現在，本人との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
☑ いずれにも該当しない。

3　あなたと本人との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，面会頻度，介護，援助，事務等）
(1)　本人との関係　☑ 本人の親族（続柄：　**子**　）　☐ その他（　　）

(2)　本人との同居の有無
現在，本人と　☐ 同居中である。（同居を開始した時期　年　月～）
☑ 別居中である。

(3)　本人との家計の状況
現在，本人と　☐ 家計が同一である。　☑ 家計は別である。

(4)　※　本人と別居中である方のみ回答してください。
本人との面会の状況　☑ 月に（　**4**　）回程度　☐ ２～３か月に１回程度
☐ 半年に１回程度　☐ 年に１回程度
☐ ほとんど会っていない　☐ その他（　　）

(5)　あなたが本人のために介護や援助など行っていることがあれば記載してください。
本人が入院してから入院先の病院と連絡を取っており，週１回，面会に行っている。

4　あなたと本人との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。
・ 金銭貸借　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容　　）
・ 担保提供　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容　　）
・ 保証　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容　　）
・ 立替払　☑ なし　☐ あり（具体的な金額，内容　　）
※　あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，本人に返済を求める意思がありますか。
☐ 返済を求める意思はない。　☐ 返済を求める意思がある。

※　「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

5　あなたが候補者となった経緯や事情を記載してください。
〇年前から本人を含む両親と二世帯住宅で同居して面倒を看てきており，本人が入院してからも前述のとおり入院先の病院と連絡を取るなど，本人の状況を把握していることから，私が候補者となった。

6　本人の財産管理と身上保護（療養看護）に関する今後の方針，計画
☐ 現状を維持する（本人の財産状況，身上保護状況が変化する見込みはない。）。
☑ 以下のとおり，**財産状況**が変化する見込みである。
（大きな収支の変動，多額の入金の予定など，具体的な内容を記載してください。）
本人の弟である甲野次郎が令和〇年〇月に亡くなり，遺産分割手続が行われる予定で，財産を取得する可能性がある。

☑ 以下のとおり，**身上保護（療養看護）**の状況が変化する見込みである。
（必要となる医療や福祉サービス，身の回りの世話など，具体的な内容を記載してください。）

本人が退院した場合，申立人の体調を考えると同居は難しいので，将来的には老人ホームの入所を検討したい。

7　成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について

成年後見人・保佐人・補助人の選任の手続について，次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

☑ 家庭裁判所が，あなた以外の人を成年後見人・保佐人・補助人に選任する場合があること。
☑ あなたを成年後見人・保佐人・補助人に選任するとともに成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人を選任する場合があること。
☑ 誰を成年後見人・保佐人・補助人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服の申立てができないこと。

8　成年後見人・保佐人・補助人の役割及び責任について

(1) 家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任を理解していますか。

☑ 理解している。
□ 理解できないところがある。又は疑問点がある。
（理解できないところや疑問点について記載してください。）

□ 理解できていない。
→ 家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで，成年後見人・保佐人・補助人の役割や責任について説明していますので，そちらをご覧になってください。

(2) あなたが成年後見人・保佐人・補助人に選任された場合には次のことに同意しますか。

ア　本人の意思を尊重し，本人の心身の状態や生活状況に配慮すること。
イ　本人の財産を本人以外の者のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，本人に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。
ウ　本人の収支状況を把握し，適切に管理すること。
エ　家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的な報告を行うなど，後見等事務の監督を受けること。

☑ 全てに同意する。
□ 同意できない。又は疑問点がある。
（同意できない理由や疑問点について記載してください。）

財　産　目　録

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人（ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）の財産の内容は以下のとおりです。

※ 以下の１から９までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。
※ 以下の１から８までの財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**財**産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**財１－２**」と付記してください。）
※ 財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　預貯金・現金

□ 次のとおり　□ 当該財産はない　□ 不明

※ 「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普□定□					□
2			□普□定□					□
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
6			□普□定□					□
7			□普□定□					□
8			□普□定□					□
9			□普□定□					□
10			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合　計								

２　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□ 次のとおり　□ 当該財産はない　□ 不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□
合　計						

3　生命保険，損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人	資料
1							□
2							□
3							□
4							□
5							□

4　不動産（土地）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

5　不動産（建物）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

6　債権（貸付金，損害賠償金など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

7　その他（自動車など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

8　負債

□　次のとおり　□　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

9　遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

□　相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）

□　相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）

□　不明　　（相続財産目録は作成する必要はありません。）

財　産　目　録

令和　〇　年　〇　月　〇　日　　作成者氏名　　甲野　花子　　印

本人（　　甲野　太郎　　）の財産の内容は以下のとおりです。

※　以下の１から９までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。
※　以下の１から８までの財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**財**産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**財１－２**」と付記してください。）
※　財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　預貯金・現金

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1	〇〇銀行		☑普□定 □	10000-12345678	令和〇年〇月〇日	1,468,422	申立人	☑
2	〇〇銀行	〇〇	☑普□定 □	1234567	令和〇年〇月〇日	749,860	同上	☑
3	〇〇銀行	〇〇	□普☑定 □	2345678	令和〇年〇月〇日	2,000,000	同上	☑
4	〇〇信託銀行	〇〇	□普☑定 □	3456789	令和〇年〇月〇日	5,000,000	同上	☑
5			□普□定 □					□
6			□普□定 □					□
7			□普□定 □					□
8			□普□定 □					□
9			□普□定 □					□
10			□普□定 □					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）						0		
合　計						9,218,282		

２　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1	株式	〇〇電気工業	500株	1,000,000	〇〇証券	☑
2	投資信託	〇〇ファンド	200口	2,000,000	〇〇信託銀行	☑
3	国債	利付国債（〇年）第〇〇回	100万円	1,000,000	〇〇証券	☑
4						□
5						□
合　計				4,000,000		

３　生命保険，損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人	資料
1	〇〇生命保険株式会社	生命保険	11-1111	10,000,000	本人	申立人	☑
2	〇〇損害保険株式会社	損害保険	222-222	10,000,000	本人	本人	☑
3							□
4							□
5							□

４　不動産（土地）

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇番〇	宅地	134.56	自宅	☑
2	〇〇市〇区〇丁目	〇番〇	宅地	120.34	丁川四郎に賃貸中の建物No.２の敷地	☑
3						□
4						□
5						□

５　不動産（建物）

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇	〇番〇の〇	居宅	1階　100.20 2階　90.50	自宅	☑
2	〇〇市〇区〇丁目〇番地〇	〇番〇	居宅	1階　92.90 2階　60.20	丁川四郎に賃貸中	☑
3						□
4						□
5						□

６　債権（貸付金，損害賠償金など）

☑　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1	丙山　三郎	平成〇年〇月〇日 1,200,000円貸付	600,000	預貯金No.1の通帳に毎月末日10,000円振込	□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計			600,000		

相 続 財 産 目 録

令和 ＿＿年＿＿月＿＿日　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人（ ＿＿＿＿＿＿ ）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。

※　被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には，この目録をコピーするなどして，被相続人ごとにこの目録を作成してください。

※　以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の相続財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，相続財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**相**続財産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**相１－２**」と付記してください。）

※　相続財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	（ ＿＿＿＿＿＿ ）
本人との続柄	（本人の ＿＿＿＿＿＿ ）
被相続人が亡くなられた日	（□　平成 ・ □　令和＿＿年＿＿月＿＿日）
本人の法定相続分	（ ＿＿＿＿ 分の ＿＿＿＿ ）
遺言書	（□　あり　　□　なし　　□　不明）

１　預貯金・現金

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普□定□					□
2			□普□定□					□
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
6			□普□定□					□
7			□普□定□					□
8			□普□定□					□
9			□普□定□					□
10			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合　計								

７　その他（自動車など）

□　次のとおり　☑　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

８　負債

☑　次のとおり　□　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1	**〇〇銀行〇〇支店**	**住宅ローン**	**1,000,000**	**預貯金No.1の通帳から毎月30,000円引落し**	☑
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計			**1,000,000**		

９　遺産分割未了の相続財産（本人が相続人となっている遺産）

☑　相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）

□　相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）

□　不明　　（相続財産目録は作成する必要はありません。）

2　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□
合　計						

3　生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

4　不動産（土地）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

5　不動産（建物）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

6　債権（貸付金，損害賠償金など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

7　その他（自動車など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

8　負債

□　次のとおり　□　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

相 続 財 産 目 録

令和 〇 年 〇 月 〇 日　　作成者氏名 甲野　花子 印

本人（ 甲野　太郎 ）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※　本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。
※　被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には，この目録をコピーするなどして，被相続人ごとにこの目録を作成してください。
※　以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。
※　以下の相続財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，相続財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**相**続財産目録の「**1** 預貯金・現金」の「No. **2** 」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**相1－2**」と付記してください。）
※　相続財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名	（ 甲野　次郎 ）
本人との続柄	（本人の 弟 ）
被相続人が亡くなられた日	（□ 平成 ・ ☑ 令和 〇 年 〇 月 〇 日）
本人の法定相続分	（ 2 分の 1 ）
遺言書	（□ あり　☑ なし　□ 不明）

1　預貯金・現金

☑ 次のとおり　□ 当該財産はない　□ 不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1	〇〇銀行	〇〇	☑普□定□	4567891	令和〇年〇月〇日	561,234	乙川梅子	☑
2	〇〇銀行	〇〇	□普☑定□	5678912	令和〇年〇月〇日	4,000,000	乙川梅子	☑
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
6			□普□定□					□
7			□普□定□					□
8			□普□定□					□
9			□普□定□					□
10			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）						0		
合　計						4,561,234		

2　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□ 次のとおり　☑ 当該財産はない　□ 不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□
合　計						

3　生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

□ 次のとおり　☑ 当該財産はない　□ 不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

4　不動産（土地）

☑ 次のとおり　□ 当該財産はない　□ 不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1	〇〇市〇〇町〇丁目	〇〇番	宅地	123.45	更地	☑
2						□
3						□
4						□
5						□

5　不動産（建物）

□ 次のとおり　☑ 当該財産はない　□ 不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

6　債権（貸付金，損害賠償金など）

□　次のとおり　☑　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

7　その他（自動車など）

□　次のとおり　☑　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

8　負債

□　次のとおり　☑　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　計					

【令和3年4月版】

収　支　予　定　表

令和＿＿年＿＿月＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人（　＿＿＿＿＿＿　）の収支予定は以下のとおりです。

※　以下の収支について記載し，資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，収支予定表との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**収**支予定表の「**１**本人の定期的な収入」の「No.**２**国民年金」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**収１－２**」と付記してください。）

※　収支の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　本人の定期的な収入

No.	名称･支給者等	月　額（円）	入金先口座･頻度等	資料
1	厚生年金		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
2	国民年金		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
3	その他の年金（　　）		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
4	生活保護等（　　）		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
5	給与･役員報酬等		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
6	賃料収入（家賃，地代等）		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
7			□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
8			□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
収入の合計（月額）　＝		**円**	**年額（月額×12か月）＝**	**円**

２　本人の定期的な支出

No.	品　目		月　額（円）	引落口座･頻度･支払方法等	資料
1	生活費	食費･日用品			□
2		電気･ガス･水道代等		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
3		通信費		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
4				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
5				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
6	療養費	施設費		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
7		入院費･医療費･薬代		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
8				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
9				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
10				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□

【令和3年4月版】

収　支　予　定　表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日　　作成者氏名　甲野　花子　㊞

本人（　甲野　太郎　）の収支予定は以下のとおりです。

※　以下の収支について記載し，資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，収支予定表との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**収**支予定表の「**1**本人の定期的な収入」の「No.**2**国民年金」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**収1－2**」と付記してください。）

※　収支の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

1　本人の定期的な収入

No.	名称･支給者等	月　額(円)	入金先口座･頻度等	資料
1	厚生年金	150,000	**2か月に1回** ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
2	国民年金（**老齢基礎年金**）	60,000	**2か月に1回** ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
3	その他の年金（　　）			□
4	生活保護等（　　）			□
5	給与･役員報酬等			□
6	賃料収入（家賃，地代等）	80,000	**丁川四郎から毎月** ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
7	**貸付金の返済**	10,000	**丙山三郎から毎月** ☑財産目録預貯金No. 1 の口座に振り込み	☑
8				□
収入の合計(月額)＝		300,000 円	**年額(月額×12か月)＝**	3,600,000 円

2か月ごと，四半期ごと，1年に1回の収入などは月額に按分した金額を記載してください（割り切れない場合には，小数第一位を切り上げて記載してください。）。なお，支出の記載においても同様です。

2　本人の定期的な支出

No.	品　目		月　額(円)	引落口座･頻度･支払方法等	資料
1	生活費	食費･日用品	10,000	**現金払い**	☑
2		電気･ガス･水道代等		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
3		通信費		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
4				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
5				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
6	療養費	施設費		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
7		入院費･医療費･薬代	120,000	**毎月20日に現金払い** □財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	☑
8				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
9				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
10				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□

No.	品　目		月　額(円)	引落口座･頻度･支払方法等	資料
11	住居費	家賃		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
12		地代		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
13				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
14				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
15				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
16	税金	固定資産税		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
17		所得税		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
18		住民税		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
19				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
20				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
21	保険料	国民健康保険料		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
22		介護保険料		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
23		生命(損害)保険料		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
24				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
25				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
26	その他	負債の返済		□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
27		こづかい			□
28				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
29				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
30				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
31				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
32				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
33				□財産目録預貯金No.　の口座から自動引き落とし	□
支出の合計(月額)　＝			円	**年額(月額×12か月)＝**	円

月額　(収入の合計)－(支出の合計)＝　＋･－	円
年額　(収入の合計)－(支出の合計)＝　＋･－	円

11	住居費	家賃		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
12		地代		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
13				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
14				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
15				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
16	税金	固定資産税	20,000	5月，7月，9月及び12月に ☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
17		所得税	3,000	3月に現金一括払い □財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	☑
18		住民税	3,000	6月，8月，10月及び1月に ☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
19				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
20				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
21	保険料	国民健康保険料	4,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
22		介護保険料	4,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
23		生命(損害)保険料	8,000	☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
24				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
25				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
26	その他	負債の返済	30,000	住宅ローン ☑財産目録預貯金No. 1 の口座から自動引き落とし	☑
27		こづかい			□
28				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
29				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
30				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
31				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
32				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
33				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
支出の合計(月額)＝			202,000 円	年額(月額×12か月)＝	2,424,000 円

月額 (収入の合計) − (支出の合計) = ⊕ −	98,000 円
年額 (収入の合計) − (支出の合計) = ⊕ −	1,176,000 円

(家庭裁判所提出用)

診　断　書 (成年後見制度用)

(表　面)

1　氏名　　男・女

年　月　日生 (　歳)

住所

2　医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール　□　点 (　年　月　日実施)　□ 実施不可

MMSE　□　点 (　年　月　日実施)　□ 実施不可

脳画像検査　□ 検査名：　(　年　月　日実施)　□ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

□ あり

所見 (部位・程度等)：

□ なし

知能検査　□ 検査名：　(　年　月　日実施)

検査結果：

その他　□ 検査名：　(　年　月　日実施)

検査結果：

短期間内に回復する可能性

□ 回復する可能性は高い　□ 回復する可能性は低い　□ 分からない

(特記事項)

3　判断能力についての意見

□ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

□ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

□ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

□ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

(意見)※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

裏面に続く

（裏　面）

（家庭裁判所提出用）

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

□ 障害なし □ ときどき障害がみられる □ 頻繁に障害がみられる □ いつも障害がみられる

（　　）

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

□ 問題なくできる □ だいたいできる □ あまりできない □ できない

（　　）

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

□ 問題なくできる □ だいたいできる □ あまりできない □ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

□ 問題なくできる □ だいたいできる □ あまりできない □ できない

（　　）

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

□ 障害なし □ ときどき障害がみられる □ 頻繁に障害がみられる □ いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

□ 障害なし □ ときどき障害がみられる □ 頻繁に障害がみられる □ いつも障害がみられる

（　　）

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（　　）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（　　）

※ 「本人情報シート」の提供を □ 受けた □ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（　　）

以上のとおり診断します。　　年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名　　印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

2/2　　（令和３年１０月版）

４　診断書記載例

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【表面】

（家庭裁判所提出用）

診　断　書（成年後見制度用）

（表　面）

1　氏名　　○○　○○　　（男）・女

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日生（ 80 歳）

住所　○○県○○市○○町○○－○○

2　医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

レビー小体型認知症（DLB）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

2015年頃より幻視が出現。夕方などに「人が見える」と述べたり，夜間の睡眠中に誰かと言い争っているような言動がみられるようになった。物の置き忘れが目立つようになり，簡単な計算も出来なくなったため，2016年6月，A病院神経内科を受診。DLBと診断された。かかりつけBクリニックへ通院し治療を継続していた。2018年頃には書字が困難となった。2019年3月頃より幻視が活発となり，また，「妻が自分に危害を加えようとしている」と述べ，妻への暴力がしばしばみられるようになったため，同年7月，紹介にて当院（精神科）初診。DLBにともなう幻覚妄想状態の増悪と診断し，入院にて治療を行うこととした。薬物療法，専門リハビリテーションにて病状は徐々に改善し，2020年5月に退院。特別養護老人ホームへ入所し，引き続き，当院にて定期的に通院加療を行っている。

各種検査

長谷川式認知症スケール ☑ 8 点（ 2021 年 4 月 10 日実施） □ 実施不可

ＭＭＳＥ ☑ 7 点（ 2021 年 4 月 10 日実施） □ 実施不可

脳画像検査 ☑ 検査名：頭部ＭＲＩ（ 2018 年 7 月 5 日実施） □ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

☑ あり

所見（部位・程度等）：側頭葉内側面（海馬領域）に中等度，側頭葉前方～前頭葉～頭頂葉に軽度の萎縮を認める。

□ なし

知能検査 □ 検査名：（　　年　　月　　日実施）

検査結果：

その他 ☑ 検査名：ドーパミントランスポーター（DaT）シンチグラフィー（2018年7月5日実施）

検査結果：両側線条体におけるDaTの著明な集積低下

短期間内に回復する可能性

□ 回復する可能性は高い ☑ 回復する可能性は低い □ 分からない

（特記事項）

3　判断能力についての意見

□ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

□ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

□ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

☑ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※ 慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

1/2　裏面に続く

モデル事例１：認知症(重度)，施設入所【裏面】

（家庭裁判所提出用）　（裏　面）

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

☐ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☑ いつも障害がみられる

（デイルームから自室に帰ることが困難。慣れた生活環境においても，目的に沿った単独での移動が見守りのもとでも難しく，必ず誘導が必要である。）

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

☐ 問題なくできる　☐ だいたいできる　☑ あまりできない　☐ できない

（あいさつ，食欲・身体状態を尋ねる簡単な問いに対する返答等はできるが，しばしば意識傾眠にて疎通困難のことが多い。）

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

☐ 問題なくできる　☐ だいたいできる　☐ あまりできない　☑ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

☐ 問題なくできる　☐ だいたいできる　☐ あまりできない　☑ できない

（施設スタッフ，他の入居者との会話に際して，問いかけに対して無関係の内容を答えることが多く，また，日々の日課に際しても，まとまりのある行動をとることができない。）

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

☐ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☑ いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

☐ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☑ 頻繁に障害がみられる　☐ いつも障害がみられる

（数分前の会話の話題，行事の後でどのような活動をしたか等を想起できず，近時記銘力の障害が顕著である。自らの誕生日もしばしば答えることができず，遠隔記憶の障害も進んでいる。）

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（妻の面会に際して，妻であると認識できず，かつ，古い友人の妹であると述べる等の，相貌失認が認められる。加えて，人物誤認妄想も認められ，「何者かが悪意をもって自分に近づいてきている」等と述べ，被害関係念慮の形成傾向もみられる。）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（　）

※ 「本人情報シート」の提供を　☐ 受けた　☑ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（　）

以上のとおり診断します。　2021　年 9　月 10　日

病院又は診療所の名称・所在地　○○県○○市○○町○○－○○

担当診療科名　○○○○

担当医師氏名　○　○　○　○　㊞

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

2/2　（令和3年１０月版）

モデル事例２：認知症（軽度～中等度），在宅，独居【表面】

（家庭裁判所提出用）

診　断　書（成年後見制度用）　（表　面）

1 氏名　○○　○○　男 (女)

○○○○ 年 ○　月 ○　日生（ 62 歳）

住所　○○県○○市○○町○○－○○

2 医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

アルツハイマー病（AD：若年性認知症）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

2014年（55歳），会社の事務職をしていたが，仕事上のミスが多くなっていた。2016年には職場でも家庭でも明らかな物忘れがみられるようになったため，A病院神経内科を受診。ADの診断のもと，薬物療法が開始された。仕事は職場での支援を受けながら続けたが，2018年12月，1年間の休職の後，退職。2018年4月以後，当院（精神科）で通院に訪問看護を併用し治療を続けている。2019年よりデイケアを開始。訪問介護等の介護保険サービスも併用し，在宅療養を支えているが，最近は，計算，預金の出し入れも難しくなり，単身の生活のため，徐々に生活上の困難がみられるようになっている。

各種検査

長谷川式認知症スケール ☑　16　点（ 2021　年 7　月 15 日実施）　☐ 実施不可

ＭＭＳＥ　☑　18　点（ 2021　年 7　月 15 日実施）　☐ 実施不可

脳画像検査　☑ 検査名：頭部ＣＴ　（ 2016　年 7　月 1 日実施）　☐ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

☑ あり

所見（部位・程度等）：側頭葉内側面（海馬領域）に中等度，頭頂葉に軽度の萎縮を認める。

☐ なし

知能検査　☐ 検査名：　（　年　月　日実施）

検査結果：

その他　☑ 検査名：脳血流シンチグラフィー（SPECT）（ 2016　年 7　月 1 日実施）

検査結果：後部帯状回，楔前部の有意な血流低下

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い　☑ 回復する可能性は低い　☐ 分からない

（特記事項）

3 判断能力についての意見

☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

☐ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

☑ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

☐ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※ 慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

1/2　裏面に続く

モデル事例２：認知症(軽度～中等度)，在宅，独居【裏面】

（家庭裁判所提出用）　（裏　面）

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

□ 障害なし　□ ときどき障害がみられる　☑ 頻繁に障害がみられる　□ いつも障害がみられる

（自宅周辺では道に迷うことはないが，少し離れた所では道に迷うため，携帯電話でケアマネジャー等に支援を受けている。）

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

☑ 問題なくできる　□ だいたいできる　□ あまりできない　□ できない

（日常会話はよく成立し，疎通も良好である。）

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

□ 問題なくできる　□ だいたいできる　☑ あまりできない　□ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

□ 問題なくできる　□ だいたいできる　☑ あまりできない　□ できない

（複雑な内容の理解が困難であり，社会的話題，今後の本人の生活について等の込み入った話題に関しては，理解・判断ができず戸惑うことが多い。社会的手続も一人では困難である。）

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

□ 障害なし　□ ときどき障害がみられる　☑ 頻繁に障害がみられる　□ いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

□ 障害なし　☑ ときどき障害がみられる　□ 頻繁に障害がみられる　□ いつも障害がみられる

（近時記銘力の低下が著明で，重要な行事予定，日課等も覚えることは困難で，その都度，直前に知らせ確認するようにしている。生年月日，若い頃の経験等の遠隔記憶は比較的保たれている。）

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（日常の家事は，調理等も含め，ある程度自立しているが，メニューが単純となったり，同じ食材を沢山買って冷蔵庫にため込んでいることが多い。服薬の忘れもしばしばのため，ヘルパーに支援を依頼している。金銭管理も困難で，別に暮らしている長女が行なっている。）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（　）

※　「本人情報シート」の提供を　☑ 受けた　□ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（本人情報シートから、以下について考慮した。入浴，更衣，洗濯等の身の回りのことは，現在のところ，一人で行えていること。別に暮らしている長女，長男，本人の兄弟についても正しく認識しており，また，日常生活に支障となる行動障害も認められないこと。）

以上のとおり診断します。　2021 年 10 月 14 日

病院又は診療所の名称・所在地　○○県○○市○○町○○－○○

担当診療科名　○○○○

担当医師氏名　○　○　○　○　印

【医師の方へ】

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

2/2　（令和３年１０月版）

モデル事例３：知的障害（重度），施設入所【表面】

（家庭裁判所提出用）　（表　面）

診　断　書（成年後見制度用）

1　氏名　○○　○○　男（女）

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日生（○○ 歳）

住所　○○県○○市○○町○○－○○

2　医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

重度知的障害（Ｆ７２）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

8か月の早産にて出生，体重1350グラムでしばらくの間は保育器管理をされたが，染色体異常などは認めない。初語・初歩ともに遅く，意味のある言葉が出ず，3歳児健診で知的な遅れを指摘された。幼稚園は周りとの交流ができず一人遊びで過ごした。小中学校は特別支援学級，以後は在宅で母と二人暮らしであったが，母が死去したために現在の障がい者支援施設に入所，現在に至る。

各種検査

長谷川式認知症スケール　□　点（　年　月　日実施）　□ 実施不可

ＭＭＳＥ　□　点（　年　月　日実施）　□ 実施不可

脳画像検査　☑ 検査名：頭部ＭＲＩ　（○ 年 ○ 月 ○ 日実施）　□ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

☑ あり

所見（部位・程度等）：大脳皮質全般に軽度な萎縮を認め，前頭葉及び側頭葉の萎縮があるが程度は軽度であり，器質的な損傷はない。

□ なし

知能検査　☑ 検査名：田中・ビネー知能検査　（○ 年 ○ 月 ○ 日実施）

検査結果：ＩＱ２５と重度知的障害のレベルを認めた。

その他　□ 検査名：　（　年　月　日実施）

検査結果：計算能力としては一桁の加減算もできず，簡単な図形の模写などもできない。

短期間内に回復する可能性

□ 回復する可能性は高い　☑ 回復する可能性は低い　□ 分からない

（特記事項）

発育初期より精神発達の遅滞を認め，言語コミュニケーションができず，疎通性も著しく損なわれている。今後，短期間でこのような状態が回復する可能性はないものと考える。

3　判断能力についての意見

□ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

□ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

□ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

☑ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

1/2

裏面に続く

モデル事例３：知的障害（重度），施設入所【裏面】

（家庭裁判所提出用）　（裏　面）

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☑ いつも障害がみられる

（季節や場所，時間などの概念が理解できず，生活上の広範囲において支援を要している。）

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☑ できない

（ごく簡単な意思表示のみ可能であり，家人以外の第３者との意思疎通はほぼ不能であり，理解しているか否かも不明である。身振り手振りでの反応レベルである。）

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☑ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☑ できない

（言語を通じての理解困難であり，抽象的な事象の理解はできておらず，物事の判断には常に支援を要している。）

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☑ いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☑ いつも障害がみられる

（直前に示した物品などもおぼえておらず，記憶力の著しい障害を認める。）

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（簡単な読み書きもほとんどできず，物事の分別能力も著しく損なわれている状態である。）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（本人の意にそぐわないことに対しては，噛みつき行為・パニック・飛び出し行為などの行動を起こすことがある。療育手帳（地域によって名前が異なることがある）A2所持中。）

※ 「本人情報シート」の提供を ☑ 受けた ☐ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（日々の日常生活における状態や行動等について，適応能力判断の参考とした。）

以上のとおり診断します。　○○○○年 ○ 月 ○ 日

病院又は診療所の名称・所在地　○○県○○市○○町○○－○○

担当診療科名　○○○○

担当医師氏名　○ ○　○ ○　㊞

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

2/2　（令和３年１０月版）

モデル事例４：知的障害（軽度），在宅，親族と同居【表面】

（家庭裁判所提出用）

診　断　書（成年後見制度用）　（表　面）

1 氏名　○○　○○　男（女）

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日生（ ○○ 歳）

住所　○○県○○市○○町○○－○○

2 医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

軽度知的障害（Ｆ７０）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

幼少期より物覚えの悪さを周囲は感じるも，特に精査等は受けなかった。小中と普通学級に通うが成績は悪く，友人関係も限られた数人との交流程度で，授業の内容もあまり理解できていなかったらしい。

中学卒業後に現在の工場に勤めており，簡単な単純作業であるもののミスが多く，しばしば注意をされているとのことである。

各種検査

長谷川式認知症スケール ☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可

ＭＭＳＥ ☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可

脳画像検査 ☑ 検査名：頭部ＣＴ（ ○ 年 ○ 月 ○ 日実施） ☐ 未実施

脳の萎縮または損傷等の有無

☑ あり

所見（部位・程度等）：大脳皮質の全般的萎縮を認めるが，程度としては軽度であり，器質的な損傷は認めない。

☐ なし

知能検査 ☑ 検査名：田中・ビネー知能検査（ ○ 年 ○ 月 ○ 日実施）

検査結果：IQ５６という結果を認めた。

その他 ☑ 検査名：（ 年 月 日実施）

検査結果：２桁程度の簡単な加減算はできるが，３桁になると誤答が多くなる。漢字の書字・読字は小学生レベルであり，誤字も多い。

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☑ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

（特記事項）

発育初期よりの精神発達遅滞であり，今後，短期間でこの状態が回復する可能性はないものと考える。

3 判断能力についての意見

☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。

☑ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。

☐ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

☐ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※ 慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

1/2　裏面に続く

モデル事例４：知的障害（軽度），在宅，親族と同居【裏面】

（家庭裁判所提出用）　　（裏　面）

判定の根拠

(1)　見当識の障害の有無

☑ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☑ いつも障害がみられる

（時間・場所・季節などの理解は出来ており，そのことにおける社会生活上の特記すべき障害は認めない。）

(2)　他人との意思疎通の障害の有無

☐ 問題なくできる　☑ だいたいできる　☐ あまりできない　☐ できない

（簡単な日常会話程度の意思疎通は可能で，それらにおいては特記すべき障害はないが，内容が込み入ってくるとスムーズな意思疎通は難しくなる。）

(3)　理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

☐ 問題なくできる　☑ だいたいできる　☐ あまりできない　☐ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

☐ 問題なくできる　☑ だいたいできる　☐ あまりできない　☐ できない

（簡単な事柄の理解は出来ているが，複雑なことや同時にいくつもの事の理解や判断は困難であり，混乱してしまう。）

(4)　記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

☐ 障害なし　☑ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☐ いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

☐ 障害なし　☑ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☐ いつも障害がみられる

（簡単な事柄においては障害は目立たないが，同時にいくつもの事項が重なると忘れ易い。）

(5)　その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（簡単な日常生活は遂行できるが，物事に優先順位をつけることや計画を立てることなどに支援を要している。
単身で高額な買い物や計画的に金銭管理を行うことは困難であり，支持援助を要する。）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（過去に収入に不釣り合いな高額ローンを組んだこともあり，金銭管理に支援が必要と思われる。）

※　「本人情報シート」の提供を　☑ 受けた　☐ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（日常生活の全般的状況についての情報提供を受けたが，判断能力の医学的判断においての勘案事項は無い。）

以上のとおり診断します。　　〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

病院又は診療所の名称・所在地　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

担当診療科名　〇〇〇〇

担当医師氏名　〇 〇　〇 〇　㊞

【医師の方へ】

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。
※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。
※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

2/2　（令和3年１０月版）

モデル事例５：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【表面】

（家庭裁判所提出用）　　（表　面）

診　断　書（成年後見制度用）

1　氏名　〇〇　〇〇　　㊚ 女

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日生（ 57 歳）

住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

2　医学的診断

診断名（※判断能力に影響するものを記載してください。）

統合失調症（妄想型）

所見（現病歴，現症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

高校を卒業後，東京の専門学校に通っている時，発病。「電車に乗ると、皆が自分を監視している」，「完全犯罪で殺される」等の考えが浮かび，続いて本人を非難する内容の幻聴が間断なく出現。錯乱状態となり，1986年3月A病院へ入院。退院後も，しばらく同院へ通院の後，帰郷の上，1988年1月当院（精神科）を初診。以後、当院にて通院加療を行うも，幻聴が持続するとともに，「政治的に迫害されている」「外国から電波で操られている」等の体系化した被害妄想が高度に続いた。病状の再燃・増悪を繰り返し、入退院を6回ほど重ねた。
2019年1月からグループホームへ入居し，精神科デイケアへ通院していた。2021年7月，格別な誘因なく，妄想状態の著しい再燃あり，当院へ第7回目の入院加療を行うこととなり，現在も入院加療中である。

各種検査

長谷川式認知症スケール　☐　　点（　　年　月　日実施）　☐ 実施不可
ＭＭＳＥ　☐　　点（　　年　月　日実施）　☐ 実施不可
脳画像検査　☐ 検査名：　（　　年　月　日実施）　☑ 未実施
脳の萎縮または損傷等の有無
☐ あり
所見（部位・程度等）：
☐ なし
知能検査　☐ 検査名：　（　　年　月　日実施）
検査結果：実施していないが，知能水準には明らかな障害は認められないと考える。
その他　☐ 検査名：　（　　年　月　日実施）
検査結果：

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い　☑ 回復する可能性は低い　☐ 分からない

（特記事項）

3　判断能力についての意見

☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができる。
☑ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。
☐ 支援を受けなければ，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。
☐ 支援を受けても，契約等の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。

（意見）※　慎重な検討を要する事情等があれば，記載してください。

1/2　裏面に続く

モデル事例５：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【裏面】

（家庭裁判所提出用）　　（裏　面）

判定の根拠

(1)　見当識の障害の有無

☑ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☐ いつも障害がみられる

（　　）

(2)　他人との意思疎通の障害の有無

☐ 問題なくできる　☑ だいたいできる　☐ あまりできない　☐ できない

（幻聴，妄想状態が活発の際，時に昏迷様状態を示すことがあり，その際は意思疎通が困難となる。幻覚妄想症状は持続的に認められるが，情動面の安定している時は，概ね疎通は可能である。）

(3)　理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物が

☐ 問題なくできる　☑ だいたいできる　☐ あまりできない　☐ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払が

☐ 問題なくできる　☑ だいたいできる　☐ あまりできない　☐ できない

（思考の論理性，理解力，判断力は概ね保たれているが，強固に体系化された妄想に関連した事柄については，理解，判断ともに障害が認められる。）

(4)　記憶力の障害の有無

・最近の記憶（財布や鍵の置き場所や，数分前の会話の内容など）について

☑ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☐ いつも障害がみられる

・過去の記憶（親族の名前や，自分の生年月日など）について

☑ 障害なし　☐ ときどき障害がみられる　☐ 頻繁に障害がみられる　☐ いつも障害がみられる

（　　）

(5)　その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

（「政治的に迫害されたことを補償する目的で，外国および日本政府から多額の賠償金が支払われているはずで，銀行口座には1億円以上の預金がある」と誇大的観念を述べるも，乱費することもなく，日常の金銭の自己管理はでき，グループホームの世話人の日常生活への支援も受け入れていた。）

参考となる事項（本人の心身の状態，日常的・社会的な生活状況等）

（2年ほど前より慢性心不全を併発。長時間の身体活動が困難となっているが，病棟内における日常生活動作は自立している。）

※　「本人情報シート」の提供を　☐ 受けた　☑ 受けなかった

（受けた場合には，その考慮の有無，考慮した事項等についても記載してください。）

（　　）

以上のとおり診断します。　　2021　年 10 月 1 日

病院又は診療所の名称・所在地　○○県○○市○○町○○－○○

担当診療科名　○○○○

担当医師氏名　○　○　○　○　　㊞

【医師の方へ】

※　診断書の記載例等については，後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からダウンロードできます。

※　参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは，本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として，本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は，診断への活用を御検討ください。

※　家庭裁判所は，診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき，本人の判断能力について判断します（事案によって医師による鑑定を実施することがあります。）。

2/2　　（令和３年１０月版）

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　　年　　月　　日

本人	作成者
氏　　名：　　印	氏　　名：　　印
生年月日：　　年　　月　　日	職業(資格)：
	連　絡　先：
	本人との関係：

1　本人の生活場所について

☐ 自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☐ あり　☐ なし）

☐ 施設・病院

→ 施設・病院の名称　　

住所　　

2　福祉に関する認定の有無等について

☐ 介護認定　（認定日：　　年　　月）

☐ 要支援（１・２）　☐ 要介護（１・２・３・４・５）

☐ 非該当

☐ 障害支援区分（認定日：　　年　　月）

☐ 区分（１・２・３・４・５・６）　☐ 非該当

☐ 療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）

☐ 精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

☐ 支援の必要はない　☐ 一部について支援が必要　☐ 全面的に支援が必要

（今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか：☐ あり　☐ なし

（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について

☐ 意思を他者に伝達できる　☐ 伝達できない場合がある

☐ ほとんど伝達できない　☐ できない

イ　日常的な行為に関する理解について

☐ 理解できる　☐ 理解できない場合がある

☐ ほとんど理解できない　☐ 理解できない

ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について

☐ 記憶できる　☐ 記憶していない場合がある

☐ ほとんど記憶できない　☐ 記憶できない

エ　本人が家族等を認識できているかについて
□　正しく認識している　　□　認識できていないところがある
□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
□　支障となる行動はない　　□　支障となる行動はほとんどない
□　支障となる行動がときどきある　□　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について
□　週１回以上　□　月１回以上　□　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
□　できる　□　特別な場合を除いてできる　□　日常的に困難　□　できない

(6) 金銭の管理について
□　本人が管理している　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
□　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
□　申立てをすることを説明しており，知っている。
□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
□　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

（令和２年１２月版）

4　本人情報シート記載例

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：○○　　○○　　印
職業(資格)：○○県社会福祉士会　相談員
連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
本人との関係：○○県社会福祉士会において成年後見制度の専門相談窓口を設けており，入所施設から本人情報シート作成の依頼を受けた。

1　本人の生活場所について
□　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　□　あり　□　なし）
☑　施設・病院
→　施設・病院の名称　特別養護老人ホーム○○園
住所　○○県○○市○○町○○－○○

※シートの記入に当たっては本人及び本人の妻と複数回面談し，施設関係者からの情報も参考にした。

2　福祉に関する認定の有無等について
☑　介護認定　（認定日：　○○年　○月）
□　要支援（１・２）　☑　要介護（１・２・３・(4)・５）
□　非該当
□　障害支援区分（認定日：　年　月）
□　区分（１・２・３・４・５・６）　□　非該当
□　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　）（判定　）
□　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
□　支援の必要はない　□　一部について支援が必要　☑　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

２０１６年３月頃より心身状態が悪化し，同居の妻への暴力行為があったため，７月に専門医療機関（精神科）初診、入院となった。加療，リハビリテーションを受け，症状が改善し，２０１７年５月に退院と同時に現在の特別養護老人ホームへ入所した。食事はセッティングがあれば自力摂取可能。それ以外の日常生活については，ほぼ全面的に見守りや声掛け，直接介助が必要である。現在の入所施設で安定した生活を送られている。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☑　あり　□　なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
□　意思を他者に伝達できる　☑　伝達できない場合がある
□　ほとんど伝達できない　□　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
□　理解できる　☑　理解できない場合がある
□　ほとんど理解できない　□　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
□　記憶できる　□　記憶していない場合がある
☑　ほとんど記憶できない　□　記憶できない

1/2

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☐ 正しく認識している　☑ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない　☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐ 支障となる行動はない　☐ 支障となる行動はほとんどない
☑ 支障となる行動がときどきある　☐ 支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

施設内の自室やトイレの場所がわからず，困惑しているときが多いが，適切な声掛け誘導によって対応可能である。また，日々のスケジュール（食事の時間や活動など）は理解ができず，不安になると職員や他の入居者に尋ねることが多く，その対応が本人にとって受け入れがたいものであると，不穏になることがある。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐ 週１回以上　☐ 月１回以上　☑ 月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐ できる　☐ 特別な場合を除いてできる　☑ 日常的に困難　☐ できない

(6) 金銭の管理について
☐ 本人が管理している　☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☑ 親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

妻が管理しているが，妻自身も高齢であり，本人との関係性が必ずしも良好ではないこともあり，負担感が強い。また，施設から本人に必要な日用品や行事への参加費を求めるときに，妻自身の判断で「不要」とされてしまうことが多い，とのこと。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

本人は施設において，本人自身の楽しみや生活の豊かさを感じる機会が得られず，制限的な生活になってしまっていることも否めない。本人には収入（年金）があり，本人の意思決定を支援しながら本人の興味関心を拡げるためにも活用できることが望ましい。また心身状態の変化から今後，入院加療が必要となることも想定されるため，本人の意思を尊重しながら適切に契約行為を行える第三者が存在することが，妻にとっても助けとなると考え，そのことで妻との関係性の修復も期待される。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☐ 申立てをすることを説明しており，知っている。
☑ 申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐ その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

本人には可能な限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行った。施設の相談員同席のもと，また，妻の面会時，本人が作成者に馴染みを感じられたことを受け，作成者のみとも面談した。その都度，新しい説明を聞く，という印象で，説明を理解することは難しいと感じられたが，その都度の説明においては，「そんな人がいたらありがたいね」「でも○○ちゃん（古い友人の妹，というが本当は妻のこと）がいるからね」という発言があった。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

本人に日常的に関わる関係者は，施設内で完結している。本人の資産を考えれば，さまざまな選択肢が考えられる。本人の意向や意思を尊重しながら模索していくために必要な契約が行える者が必要。また，比較的高額な年金や預貯金を適切に管理し，居所についても本人の状態に合った，また，本人が望むような過ごし方が可能な施設を新たに検討できる体制をつくっていく。妻との関係性を構築していくためには，高齢となった妻の支援体制を意識した関わりが求められる。

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：○○　　○○　　印
職業(資格)：○○市社会福祉協議会（社会福祉士）
連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
本人との関係：○○市中核機関の相談員

1　本人の生活場所について
☑ 自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☑ あり　☐ なし）
☐ 施設・病院
→ 施設・病院の名称
住所

2　福祉に関する認定の有無等について
☑ 介護認定　（認定日：○○○○　年　○　月）
☐ 要支援（１・２）　☑ 要介護（１・２・③・４・５）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐ 区分（１・２・３・４・５・６）　☐ 非該当
☐ 療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☐ 精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐ 支援の必要はない　☑ 一部について支援が必要　☐ 全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

在宅で介護保険サービスを利用し，別居の長男や長女の支援を得て生活を継続しているが，最近は食材を大量に買い込んで腐らせる，サービス利用日や時間を忘れて外出するなど，サービス提供が受けられないことが増えてきている。ケアマネージャーはサービスの見直しが必要だと考えている。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☑ あり　☐ なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☑ 意思を他者に伝達できる　☐ 伝達できない場合がある
☐ ほとんど伝達できない　☐ できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☐ 理解できる　☑ 理解できない場合がある
☐ ほとんど理解できない　☐ 理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐ 記憶できる　☑ 記憶していない場合がある
☐ ほとんど記憶できない　☐ 記憶できない

モデル事例２：認知症（軽度），在宅，独居【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☐　正しく認識している　　☑　認識できていないところがある
☐　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　　☐　支障となる行動はほとんどない
☑　支障となる行動がときどきある　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

鍋を焦がすことが，３か月に１回程度ある。ＩＨは本人が希望していないため，使用していない。ヘルパーが来る日や時間を忘れてしまい，自宅にいないため，ヘルパーが支援に入れないときが，月に一，二回程度ある。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☑　週１回以上　☐　月１回以上　☐　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　　☑　特別な場合を除いてできる　☐　日常的に困難　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　☑　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

別居の長女が定期預金通帳を管理しているが，日常的な金銭管理は本人が行っている。最近は日常的な金銭管理が難しくなり，長女が社協の日常生活自立支援事業が使えないか，と相談してきた。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

介護保険サービス提供事務所からは，ケアマネージャーがサービス利用を増やす必要がある，ということが本当に本人の意向に基づいているのかとの疑問が示されている。また，長男や長女からは，これ以上本人に関わる時間がとれないなかで，本人の一人暮らしの継続について心配との意見。本人は自宅以外の生活については一切考えておらず，どのように生活していくことができるか，かなり早急に検討していくことが必要になっている。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☑　申立てをすることを説明しており，知っている。
☐　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

説明についての理解は良好。しかし，長女にやってもらうのに手続きが必要なのか，と疑問を述べられる。また，長女は仕事や家庭のことが忙しく，頼むのは悪いという気持ちや，長女から「そろそろ施設に入ることを考えて」と言われた言葉に対して抵抗感を持っている。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

本人は自分の希望や思いを他者に伝えることができ，その実現に向けて支援関係者はこれまでも関わってきている。しかし，徐々に認知機能が低下していることはあり，支援体制をこれまでとは違う内容で検討することも，本人の安全や安心のためには必要なことである。福祉サービスの利用などの契約行為の代理ができる形が望ましく，本人もそれを希望している。家族の思いも支えながら，安易に施設入所という選択肢にならないためには，第三者の担い手が，本人の意思や意向を尊重しつつ家族とも調整をとっていくこと，そのために支援関係者と連携体制をとり，チームとして本人を支えていく体制をつくれることが重要である。

モデル事例３：知的障害（重度），施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：○○　　○○　　印
職業(資格)：障害福祉サービス計画相談（社会福祉士）
連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
本人との関係：○○市受託事業者

1　本人の生活場所について
☐　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　　☐　あり　　☐　なし）
☑　施設・病院
→　施設・病院の名称　障害者支援施設○○園
住所　○○県○○市○○町○○－○○

2　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　年　　月）
☐　要支援（１・２）　　☐　要介護（１・２・３・４・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　　☐　非該当
☑　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　療育手帳　）（判定　Ａ２　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　　☐　一部について支援が必要　　☑　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

本人は，在宅で母と二人暮らしだったが，母が８月に自宅で倒れているところを近隣住民に発見され，救急搬送された。その翌日に母は死亡。本人は重度知的障害があり，母の日常的な世話で生活をしていたが，母の死亡に伴い，在宅生活ができなくなり，行政が緊急の措置として，現在の障害者支援施設に短期入所を行った。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☐　あり　☑　なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☐　意思を他者に伝達できる　　☐　伝達できない場合がある
☑　ほとんど伝達できない　　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☐　理解できる　　☑　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　　☑　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　　☐　記憶できない

モデル事例３：知的障害（重度），施設入所【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☐　正しく認識している　☐　認識できていないところがある
☑　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　☐　支障となる行動はほとんどない
☑　支障となる行動がときどきある　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

これまで，ほとんど外部のサービスを利用することなく，自宅で母と２人で生活をしていたため，新しい環境になじむことが難しく，他の利用者や施設の職員に対して，自分の思いどおりにならないときに，手をあげようとすることがある。その場合はゆっくり対応することで落ち着く。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐　週１回以上　☐　月１回以上　☑　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　☐　特別な場合を除いてできる　☑　日常的に困難　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　☐　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☑　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

緊急対応として，行政施設への短期入所を措置にて決定した。本人の金銭管理については，事務管理として，行政から入所施設○○園に委任をしている（成年後見人等が選任されるまで）。
○○園　施設長　○○　○○氏

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

本人は母が亡くなったことをどのように受け止めて理解できているか，これまで本人と関わってきた第三者がほとんどいないため，関係者による意思決定支援のための会議は開催できなかった。しかし，日常生活場面では食事については本人なりの希望や意思が示せるため，本人の意思を引き出すことは十分可能ではないかと考える。今後，本人の日常生活の中で，意思決定支援に配慮した対応がなされる環境であることが重要である。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☐　申立てをすることを説明しており，知っている。
☑　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

言語によるコミュニケーションが困難であるため，図を示したり，共に行動するなどして説明を試みたが，本人がどのように理解することができたか，把握できなかった。しかし，本人は，自分のことを見てくれる人や，自分に向き合ってくれる人に対しては，好意的な態度を示す。後見人等が選任されることで，本人と関わりを持つ支援関係者が増え，本人の生活の支援に向けて，選択肢が広がることが可能となると考える。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

母の死という緊急事態への対応として措置による短期入所となっている。今後の安定した生活を送るために，本人の意思を尊重し，意思決定支援に配慮し，方針を決定することが求められる。短期入所から本入所契約をするのかどうかが当面の後見人の課題である。この課題に対応するためには，本人を取り巻く支援関係者を増やし，本人を中心とした意思決定支援に向けての会議を開催することが必要と考える。また，その後の社会生活の中で，本人が獲得する能力があると考えられるため，定期的に本人の状況を把握し，本人が支援を受ければできることを増やしていくことで成年後見人等の権限，類型の見直しが必要である。

2/2　（令和２年１２月版）

モデル事例４：知的障害（軽度），在宅，親族と同居【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：○○　　○○　　印
職業(資格)：○○市社会福祉協議会（社会福祉士）
連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
本人との関係：○○市中核機関職員

1　本人の生活場所について
☑　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☐　あり　☑　なし）
☐　施設・病院
→　施設・病院の名称
住所

2　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　年　　月）
☐　要支援（１・２）　☐　要介護（１・２・３・４・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　☐　非該当
☐　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　☑　一部について支援が必要　☐　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

本人は在宅で家族（両親、妹）と同居。中学校卒業後，父親の知人の紹介で現在の工場に１７年務めている。数年前より，職場の同僚や先輩に貸した金銭を返してもらえなかったり，本人が希望していない物品（栄養食品）をローンで購入するなど，金銭管理においてトラブルが目立つようになった。心配した母親が地域の社会福祉協議会に金銭管理の支援について相談した。日常生活の行為や就労については自分でできている。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☐　あり　☑　なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。
エの項目は裏面にあります。）
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☑　意思を他者に伝達できる　☐　伝達できない場合がある
☐　ほとんど伝達できない　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☑　理解できる　☐　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　☑　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　☐　記憶できない

1/2

モデル事例４：知的障害（軽度），在宅，親族と同居【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☑　正しく認識している　　☐　認識できていないところがある
☐　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　　☑　支障となる行動はほとんどない
☐　支障となる行動がときどきある　　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

家族関係は良好である。工場での作業では，指示の出し方によって，理解ができず，時間がかかったり間違えることがある。しかし、ルーティン作業については，問題なく作業に取り組める。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☑　週１回以上　　☐　月１回以上　　☐　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　　☑　特別な場合を除いてできる　　☐　日常的に困難　　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　　☑　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

預貯金は母親が通帳を管理している。給料は本人が通帳を管理し，日常的な買い物等は自身で行っている。通常黒字であるので，給料支給時に残金は預金している。ときどき給料支給前に本人管理の通帳が残高不足になることがあり，お金を貸したり，必要外の物品を買っていることがわかった。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

日常生活が大きく変化する可能性は今のところないが，職場の同僚や先輩との関係において，本人の意思に沿わない金銭の使い方になってしまうことがあり，その場合は、本人とともにお金の使い方を考える人や，状況によっては取消し等の対応ができる人が必要となる。また，近々本人が就職したときから本人を支えてきた上司（社長）が退職するため，本人の職場の中での立ち位置や就労内容に変化が生じる恐れがある。必要に応じて手帳の取得や障害福祉サービスの利用について，本人への情報提供等が求められる。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☑　申立てをすることを説明しており，知っている。
☐　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

母親ははじめ，日常生活自立支援事業の利用を希望したが，本人の状況や今後予測される変化に応じた対応ができる成年後見制度（補助が想定される）を本人にも説明したところ，本人には始め，「親に相談するから必要ない」と言われた。しかし，実務に詳しく経験のある専門職を紹介し，話を聞いてもらう時間を設けたところ，「こんな人に相談できるのであれば、お願いしてもいいかも」という気持ちの変化がみられた。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

本人は日常的なことは家族の支援を受けて自立してできているので，日常的なことを超えるような特別な状況（職場の人や知人から，お金を貸してほしい，何か購入してほしい）を言われたときには相談をすることができるように，まずは本人との関係構築に努めてほしい。その上で，将来を見据えて障害福祉サービスの必要性の判断や手帳の取得など，福祉関係者との連携を構築し，本人が望む生活を安心して継続できるよう，法的権限をもって関わってほしい。代理の必要性は現時点ではすぐにはないが，将来は福祉サービスの利用契約があるとよい。また，限定的な取消権も本人と話し合って決める必要がある。

モデル事例５：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　〇〇〇〇年　〇　月　〇　日

本人
氏　　名：〇〇　　〇〇
生年月日：〇〇〇〇年　〇　月　〇　日

作成者
氏　　名：〇〇　　〇〇　　印
職業(資格)：病院職員（精神保健福祉士）
連　絡　先：〇〇病院医療相談室
本人との関係：〇〇さんの退院後生活環境相談員

1　本人の生活場所について
☐　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　　☐　あり　　☐　なし）
☑　施設・病院
→　施設・病院の名称　〇〇精神科病院
住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

2　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　年　　月）
☐　要支援（１・２）　　☐　要介護（１・２・３・４・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　　☐　非該当
☐　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☑　精神障害者保健福祉手帳　（１・②・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☑　支援の必要はない　　☐　一部について支援が必要　　☐　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

病状は回復しており，退院後はグループホームの再入所及び精神科デイケアの再利用が予定されている。まとまったお金が手元にあると，政治関連の書物を買い込むことがある。金銭管理に関して，収支の計算や声かけ，見守りが必要である。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☑　あり　☐　なし
（※　ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☑　意思を他者に伝達できる　　☐　伝達できない場合がある
☐　ほとんど伝達できない　　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☑　理解できる　　☐　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☑　記憶できる　　☐　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　　☐　記憶できない

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☑　正しく認識している　　☐　認識できていないところがある
☐　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　　☐　支障となる行動はほとんどない
☑　支障となる行動がときどきある　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

ご本人は自身に「危害が加えられる」との不安が常にある。不安が強くなると自室に閉じこもりがちになり，服薬や食事が疎かになる。現在は入院中で不安な気持ちは軽減しているが，退院後の生活には不安があるという。また気持ちが大きくなって不必要な買い物をしてしまうこともあったが，落ち着いている時には充分自己管理できる。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐　週１回以上　☑　月１回以上　☐　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　　☑　特別な場合を除いてできる　☐　日常的に困難　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　☐　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☑　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

手元に金銭があればすぐに使い切ってしまう傾向があり，入院前のグループホーム入所中は近隣に住む親族が金銭を１週間分ずつ渡すなど，支援付で自己管理していた。親族は高齢なためこれ以上の支援は難しくなっている。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

課題については，病院内の医療保護入院者退院支援委員会で協議を行った。これまで，ご本人の財産管理（税金支払い，年金管理，不動産管理等）は親族が代わりに行ってきた。今後は頼めなくなるため，大金の管理や複雑な事務手続きに関してご本人は不安を感じており，支援を必要としているということを確認した。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☑　申立てをすることを説明しており，知っている。
☐　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

今回の入院直前は非常に苦しい体験があったという。退院後グループホームで自立した生活を送るためには，金銭管理や健康維持へのアドバイスができる支援者が必要であることを理解している。健康状態の悪化のサインなどは「自分では気がつかないことが多い」とご本人は述べる。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

金銭管理については，１週間分を手渡すという方法を取れば自己管理可能と思われる。またグループホームの職員と連絡を取りながら，ご自身では気がつかない健康状態の変化などを把握する。変化があった場合はご本人に伝えたり，病院と共有するなど連携を取る必要がある。

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

令和2年10月

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン *（※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く）*	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1. 策定時期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 （平成30年3月改訂）	令和元年5月	令和2年10月	
2. 誰の（意思決定）支援か	障害者	認知症の人 （※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。）	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3. ガイドラインの趣旨（意思決定支援等の担い手を含む）	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと）を示すもの	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン *（※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く）*	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
4. ガイドラインが対象とする主な場面	①日常生活における場面 ・食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的生活習慣に関する場面 ②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面	①日常生活における場面 ・例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等 ②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合や、1人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分する等	人生の最終段階における医療・ケアの場面 ・「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2～3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月～数年で死を迎える場合がある ・どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による	医療に係る意思決定の場面 （※主に、本人の意思決定が困難な場合について記述）	本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面 ・例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定、②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定、③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいい難い支出をする場合等	A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインは、より非日常的な場面を対象とするイメージ
5. 意思決定支援等のプロセス等	可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。 ①意思決定支援責任者の配置 ②意思決定支援会議の開催 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成 ④サービスの提供 ⑤モニタリングと評価・見直し	本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。 ①人的・物的環境の整備（本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等） ②意思形成支援（適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援）、意思表明支援（意思を適切に表明・表出することへの支援）、意思実現支援（本人の意思を生活に反映することへの支援）。各プロセスで困難・疑問が生じた場合、チーム会議も併用・活用	本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。 ①医療従事者からの適切な情報提供と説明 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要		本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。 ①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開	各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン *（※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く）*	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
6.（代理）代行決定（※）について ※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと	①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、根拠を明確にしながら本人の意思・選好を推定 ②本人の意思推定がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断	（※本人の意思決定能力に欠ける場合の代理代行決定はガイドラインの対象外） （※なお、本人の意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される（「重大」か否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の蓋然性の観点から判断））	本人意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断（いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする） ①家族等が本人意思を推定できる場合、その推定意思を尊重 ②家族等が本人意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする		①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う ②意思推定すら困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現すると本人に見過ごすことができない重大な影響が生ずる場合等には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う	・Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨明記 ・その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からなされる代行決定等のプロセスについても記述
7.（意思決定支援等における）成年後見人等の役割・関与の在り方	①サービス提供者とは別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める ②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づく方針が齟齬しないよう、意思決定支援のプロセスに参加	意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者とともにチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う	（記述なし）	①契約の締結等（受診機会の確保・医療費の支払） ②身上保護（適切な医療サービスの確保） ③本人意思の尊重（本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加等）　など （※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記）	①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体性を持って関与 ②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促す	・後見人等について、A・Bのガイドラインでは主として他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに関与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載 ・Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

２０２０年（令和２年）１０月３０日

意思決定支援ワーキング・グループ

目　次

第１　はじめに
１　ガイドライン策定の背景..... １
２　ガイドラインの趣旨・目的等..... ２

第２　基本的な考え方
１　本ガイドラインにおける意思決定支援の定義..... ２
２　本ガイドラインにおける意思決定能力の定義..... ３
３　本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則 ３
(1) 意思決定支援の基本原則..... ３
(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則..... ３
４　後見人等として意思決定支援を行う局面..... ４

第３　意思決定支援における後見人等の役割
１　関連する基本原則の確認..... ５
２　意思決定支援のための環境整備（事前準備）..... ５
(1) 環境整備の必要性・目的..... ５
①　本人のエンパワメント..... ５
②　支援者側の共通認識・基本的姿勢..... ５
(2) 環境整備の手順、環境整備に対する後見人等の関与の仕方・役割.. ６
(3) 本人と後見人等の信頼関係の構築..... ６
３　後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス（個別課題が生じた後の対応）..... ７
(1) 本人にとって重大な影響を与えるような意思決定について..... ７
(2) 支援チームの編成と支援環境の調整..... ７
①　支援チームの編成..... ７
②　支援環境の調整・開催方法等の検討..... ８
(3) 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備..... １０
(4) ミーティングの招集..... １０
(5) 本人を交えたミーティング..... １０
①　進行方法の工夫..... １０
②　意思形成支援におけるポイント..... １１
③　意思表明支援におけるポイント..... １２
(6) 意思が表明された場合..... １２
(7) アセスメントシートへの記録..... １３

第４　意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割
１　関連する基本原則の確認..... １３
２　意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは..... １３
３　意思決定能力アセスメントの方法..... １３
(1) 意思決定能力アセスメント..... １３
(2) アセスメントシートへの記録..... １４
４　本人の意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）アプローチ.... １４
(1) 基本的な考え方..... １４
(2) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則..... １５
(3) アセスメントシートへの記録..... １５

第５　本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等における後見人等の役割
１　関連する基本原則の確認..... １６
２　本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等.. １６
(1) 基本的な考え方..... １６
(2) 検討方法..... １６
(3) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則..... １７
(4) アセスメントシートへの記録..... １７

第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
１　関連する基本原則の確認..... １７
２　本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定..... １８
３　本人にとっての「最善」を検討するための方法..... １８
(1) 最後の手段としての位置付け..... １８
(2) 本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件..... １８
(3) 本人にとっての最善の利益を検討する際の協議事項..... １９
４　検討結果に基づく後見人等としての行動原則..... ２０
５　アセスメントシートへの記録..... ２１

第１　はじめに

１　ガイドライン策定の背景

２０１７年（平成２９年）３月２４日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることが目標とされ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされている。

このような背景には、２０００年（平成１２年）の成年後見制度発足以来、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきたことがある。そのため、今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要がある。

民法８５８条、８７６条の５第１項、８７６条の１０第１項においても、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められている。しかし、実務においては、本人の判断能力が低下していることを理由に、本人の意思や希望への配慮や支援者等との接触のないまま後見人等自身の価値観に基づき権限を行使するなどといった反省すべき実例があったことは否定できない[1]。

後見人等を含め、本人に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するためには、意思決定支援についての共通理解が必要である。そこで、意思決定支援を踏まえた後見事務についての理解が深まるよう、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループにおいて検討を重ね、成年後見制度の利用者の立場にある団体からのヒアリング等の結果を踏まえつつ、本ガイドラインを策定した。

本ガイドラインに記載されていることが意思決定支援の全てではないことは言うまでもなく、意思決定支援については他にも多数のガイドラインやテキストが存在するものの、本ガイドラインが、専門職後見人、親族後見人、市民後見人等のいずれにとっても、本人の意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされ、活用されることを期待するものであり、そのためには、今後、関係各団体等において、それぞれの後見人等の属性に合わせた普及・啓発方法が展開されることが望ましい。

また、本ガイドラインは意思決定支援を踏まえた後見事務の実現に向けた一つ

[1] 典型的には、本人が在宅での地域生活を希望しているのに十分な検討をせずに施設等の利用を支援者らが選択し、本人の保護という名目の下、本人に説得をしてしまう例などが挙げられる。

の出発点にすぎず、完成形ではない。認知症や精神障害、知的障害、発達障害等の内容や程度には個人差があるが、適切な意思決定支援は本人の権利擁護につながるものであることからすれば、今後、専門職団体における本ガイドラインに基づく意思決定支援の経験の蓄積を経て、本人の属性や特性に応じた更なる深化・発展が期待されるところである。

2　ガイドラインの趣旨・目的等

本ガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務、保佐事務、補助事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考[2]となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと）を示すものである[3]。

なお、本ガイドラインには、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートを５種類添付している（様式１～５）。後見人等がそれぞれのプロセスごとにアセスメントシートへの記録を行うことで、意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に実践できているかを省みることができると考えられる[4]。

第２　基本的な考え方

１　本ガイドラインにおける意思決定支援の定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、本人の意思決定をプロセスとして支援するものであり、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）と、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）を中心とする（なお、形成・表明された意思をどのように実現するかという意思実現支援は、本ガイドラインにいう意思決定支援には直接には含まれないが、後見人等による身上保護の一環として実践されることが期待される。）[5]。

[2] 後述のとおり、本ガイドラインはチームによる意思決定支援を前提とするものである。そのため、チーム形成やチームの連携に向けて中核機関がサポートを行う際や、中核機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と後見人等を含めたチームが連携する際の参考として活用されることも期待される。

[3] 後見監督人は直接、意思決定支援に関与する者ではないが、意思決定支援を踏まえた後見事務を監督する立場にあることからすれば、後見監督人においても意思決定支援について理解をしておくことが望ましい。

[4] 既に実践において活用されている他のアセスメントシート等を使用することでも問題ない。

[5] 意思実現支援としては、例えば、生活の本拠について検討する場面において、本ガイドラインのプロセスに沿って意思形成支援・意思表明支援が行われた結果、自宅をリフォームした上で在宅での生活を継続する旨の本人意思が示されたのであれば、後見人等としては、身上保護活動の一環として、自宅のリフォームのための契約締結など必要な後見事務を適切に行うことが求められる。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、後見人等による「代行決定」とは明確に区別される。すなわち、①意思決定支援が尽くされても本人による意思決定や意思確認が困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、最後の手段として、後見人等が法定代理権に基づき本人に代わって行う決定（代行決定）とは区別されるものである。

2　本ガイドラインにおける意思決定能力の定義

意思決定能力[6]とは、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力であるが、意思決定を行う場面では通常次の４つの要素が必要と考えられる。

(1) 意思決定に必要な情報を理解すること（情報の理解）
(2) 意思決定に必要な情報を記憶として保持すること（記憶保持）
(3) 意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること（比較検討）
(4) 自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること（意思の表現）

3　本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

(1) 意思決定支援の基本原則

第１　全ての人は意思決定能力があることが推定される。
第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

第４　意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする[7]。

[6] 意思決定能力は法律で定められた概念ではなく、意思能力や行為能力とは異なるものである。本ガイドラインでは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであるという考え方を採用している。

[7] 成年後見人等の権限の広さや本人の生活に与える影響の大きさに鑑み、意思決定支援のプロセスを踏まえない

第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第７　一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第１原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

４　後見人等として意思決定支援を行う局面

後見人等による意思決定支援は、飽くまで後見事務の一環として行われるものである以上、後見人等が直接関与して意思決定支援を行うことが求められる場面は、原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面[8]に限られる。

本人の特性を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるが、一般的な例としては、①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合、②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合などが挙げられる[9]。

ただし、それ以外の局面における意思決定支援に関しても、後見人等として、後記第３の２(2)に記載した関与が求められる[10]。

安易な推定に基づく法定代理権の行使・不行使を戒めるという趣旨から、本ガイドラインでは、意思推定を代行決定と捉え、濫用を防止するための慎重な検討を求めるという立場を採用している。

[8] 一般的には日常的と評価される行為でも、本人にとっては日常的とは言えない場合もあり得る。そのような場面では、本人にとっての重要性に鑑みて、後見人等がその意思決定支援に関与することが求められていると考えられることから（例えば、これまで携帯電話やスマートフォンを所有していなかった本人が初めてこれらを購入することになったため、機種や料金プランを選択する場合など）、本ガイドラインでは、「本人にとっての影響の大小」を基準としている。

[9] 「成人した本人の人生周期（ライフサイクル、ライフステージ）」においては本人にとっていくつかの重大な意思決定を求められる場面が考えられる（就職、転居、転職、サービスの契約と利用、入院、施設入所、相続等）。これらの課題は、本人からの相談や家族や支援者らからの情報提供だけではなく、後見人等が本人の生活状況を確認することからも発見される。

[10] 後見人等は医療行為に関する同意権は有していないが、医療の局面における後見人等の関与の在り方については、厚生労働省 2018 年度厚生労働行政推進調査事業費補助地域医療基盤開発推進研究事業「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（２０１９年５月）を参照されたい。

第３　意思決定支援における後見人等の役割

＊本項に対応するアセスメントシート：様式１

１　関連する基本原則の確認

第１　全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

２　意思決定支援のための環境整備（事前準備）

(1) 環境整備の必要性・目的

後見人等が直接関わる意思決定支援の事務としては、本人に重大な影響を与える法律行為及びそれに付随する事実行為が主である。

しかしながら、そのような課題が生じてからいきなり意思決定支援をしようとしても容易ではなく、日頃から日常的な事柄について、本人が自ら意思決定をすることができるような支援がされ、そのような意思決定をした経験が蓄積されるという環境が整備されている必要がある。

①　本人のエンパワメント

特に、本人が自信を持って意思決定を行うことができるためには、本人の自尊心や達成感が日頃から満たされていることが重要である。

したがって、日常的に、本人が自ら意思決定を行う機会に接し、成功・失敗に至る過程を経ながら、「自らの意思決定が他者に尊重された」という経験を本人が得られるよう、後見人等も含めた本人に関わる支援者らが協力して支援をする（エンパワメント）環境が整備されることが求められる[11][12]。

②　支援者側の共通認識・基本的姿勢

本人の意思決定に向けた支援は、これを支援する者の態度や本人との信頼関係、立ち会う人との関係性や環境による影響を受ける。また、意思決定支援をする支援者側の共通理解が乏しい場合、本人の意思決定や意思表明を引き出す支援が十分に行われなかったり、本人の意思を都合よく解釈した事実上の代行決定が行われたりするおそれもある。さらに、職業倫理や価値観の

[11] 従前、本人が自ら意思決定をしたという経験の少ない人については、日常生活において何を食べるか、今日何を着るかなどの身近な決定を支援者らの支援によって繰り返すことにより、自身の意思を尊重される体験を積むことができ、自信を持って意思を表明することができるようになる。

[12] 本人がエンパワメントを受けて変化した結果、支援者らがそのような本人の姿に感化され、支援活動に一層前向きになることもある。

違いから、本人と支援者間、支援者相互の対立を招くことも懸念される[13]。

したがって、意思決定支援を行うに際しては、後見人等を含めた本人に関わる各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身につけておく必要がある。そこで、本ガイドラインないし関連する他の意思決定支援ガイドライン[14]をあらかじめ読み合わせておく、又は研修等に参加するなど、意思決定支援を行うに当たっての共通認識を得ておくことも重要である。

(2) 環境整備の手順、環境整備に対する後見人等の関与の仕方・役割

後見人等が就任した時点では、既に本人は、親族や介護サービス、障害者福祉サービス事業者のスタッフや医療従事者等による支援を受けていることが多い（潜在的なチームの存在）。後見人等としては、本人が日常生活を送るに当たって、これらの支援者によって、本人の意思決定が適切に支援され、表明された意思が十分に尊重されているかどうかを把握しつつ、以下の点に留意して活動を進める必要がある。

＜留意するポイント＞
- 後見人等に就任した後、なるべく早期に本人や支援者らと接触すること[15]
- 本人の状況や支援状況を把握し、支援者らの輪に参加すること
- 本人の意思が周囲の支援者らから十分に尊重されていないとみられる場合には、環境の改善を試みること

特に専門職後見人の場合は、選任された時点では本人に関する情報量が親族や介護サービス事業者と比べて圧倒的に少ないことを自覚し、意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることが重要である。

なお、意思決定を支援するチームが編成されていないような場合や、チームの編成を変更する必要があるような場合には、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター、発達障害者支援センターがチーム支援の起点となるよう、中核機関のサポートを受けながら働きかけを行うことが望ましい。

(3) 本人と後見人等の信頼関係の構築

後見人等としては、本人と定期的な面談、日常生活の観察や支援者らからの

[13] 他方で、それぞれの立場や考え方が異なることを認識し、多角的な視点から検討することによって本人の多面的な生活を支援することができるという認識を持つことが重要である。
[14] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（２０１７年３月）、厚生労働省医政局地域医療計画課「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（２０１８年３月）、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（２０１８年６月）、厚生労働省 2018 年度厚生労働行政推進調査事業費補助地域医療基盤開発推進研究事業「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（２０１９年５月）。
[15] 本人との信頼関係が構築されていない段階では、本人から直接得られる情報は限定的になりがちであるため、親族等の周囲の支援者らからの情報収集に努めることが有益な場合も多い。

情報収集、生活歴の把握等を通じて積極的にコミュニケーションを図ることにより、本人が安心して自分の意思を伝えることができ、後見人等とともに意思決定支援のプロセスに参加することに意欲を持つことができるような信頼関係を構築しておくことも重要と考えられる。後見人等が本人にとってどのような存在であるのかを本人自身に正しく認識してもらうことにより、本人としても安心して支援を受けることができるようになるはずである。

3　後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス（個別課題が生じた後の対応）

(1) 本人にとって重大な影響を与えるような意思決定について

本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場面において、後見人等に求められるのは、本人の意思決定のプロセスを丁寧に踏むという意識及びそのプロセスに積極的に関わるということである。具体的には、後見人等は、基本的に以下の場面で一定の重要な役割を担うことになる。

①　支援チームの編成と支援環境の調整
②　本人を交えたミーティング

もっとも、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場合においても、本人の意思が明らかであり、支援者においても本人の意思に沿うことで異論がないような場合には、本ガイドラインのプロセスを必ずしも全て経る必要があるわけではない。

(2) 支援チームの編成と支援環境の調整

①　支援チームの編成

支援チームの編成は、本来は福祉関係者において責任を持って行うことが想定された事柄ではあるが、後見人等も、日頃から本人の意思決定支援のための環境整備がなされていることを前提に、ミーティング主催者とともに意思決定を支援するメンバーの選定に主体性を持って関わっていくことが望ましい。

一般的には、親族、介護支援専門員、相談支援専門員、施設長・施設ケアマネジャー等相談支援専門職・相談員、地域包括支援センター等行政機関の担当者、主治医・看護師・臨床心理士、医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士などが支援メンバー候補者であるが、これらの者に限るわけではなく、本人が希望する場合には、本人が信頼する友人やボランティア、当事者団体のメンバーなどが加わることもあり得る。第三者的な立場のメンバーが加わることで、支援者らが無意識のうちに自分達の価値観に基づきプロセスを進

めることを防ぐという効果も期待される。本人の思いや意思が反映されやすいチームとすることを意識しつつ、課題に応じて適切なメンバーを選ぶことが重要である[16]。

基本的には、本人との日常のコミュニケーションの方法をよく知る者、専門的見地から発言ができる者、その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者などがバランス良くメンバーに加わることが望ましい。メンバーには、本人の意思が明確に表明されない場合であっても本人の意思自体は存在するということを十分に理解し、その意思を汲もうとする姿勢が求められる。

一方で、当該事案において本人と利害が明らかに対立する者、本人の意思決定に不当な影響を与える可能性のある者の参加は好ましくなく、慎重な判断が求められる。

②　支援環境の調整・開催方法等の検討

本人を交えたミーティングに先立ち、支援チームのメンバー間において、ミーティングの趣旨やミーティングにおける留意点をお互いに理解するように努め、また本人にとってどのような形でミーティングを開催するのが適切であるかを、以下の点に留意して慎重に検討することが望ましい。

チームが機能しているような場合、後見人等は、コーディネーターとして振る舞う必要はなく、以下の留意事項も踏まえ、他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかをチェックし、問題がある場合には改善を促すという形での関与をしていくことが求められる[17]。また、後見人等のみならず、他の支援者においても、意思決定支援が適切なプロセスをたどっているかについて、相互にチェックし合うような環境が整備できると更に望ましい。他方で、後見人等は、他の支援者らとは異なり、最終的な決定権限（法定代理権）を有しているが、自分の価値観が最終的な決定に影響しないよう、意思決定支援の準備につき他の支援者らの意向を尊重するという意識を持つことも重要である。

これに対し、チームがうまく機能していないような場合には、後見人等は、中核機関等からの支援を受けて他の支援者らに働きかけを行い、支援者らの意識の改善を図った上で検討を進めたり、チームの再編成を試みたり（上記２⑵参照）するなど、支援環境の調整段階から主体的に関与することが望ましい。

[16] 毎回、メンバー全員が形式的に集まる必要はない。
[17] 支援環境の調整段階で他の支援者らが中心となって検討を行うことも少なくなく、後見人等が必ずしも検討の場に常に同席を求められるとは限らない。

＜ミーティング開催に当たっての留意事項＞

▸ 本人は、いつ、どこで、どのような方法であれば安心して参加できるか。また、誰に意思決定支援のチームに参加してほしいか。

本人の特性・生活スタイルから避けた方がよい時間帯がないか、本人が一番安心して意思を表明できる場所はどこか、本人が安心して話をすることができる支援者が誰かについて十分に配慮すべきである。

必ずしも「ケース検討会議」のような場面がいつも適切とは限らず、たとえば本人との少人数でのミーティングを行い本人の意思を十分に引き出した上で、本人意思の確認・共有のために支援メンバーが揃う場を設けるなど、段階的にミーティングを行っていくことが望ましいケースもあり得る。

▸ 本人は、どのようなコミュニケーションの方法を望んでいるか。また、本人の意思決定を支援するために必要な調整・コミュニケーション手段について意識されているか。

本人がミーティングにおいて適切に意思形成・表明ができるよう、本人が意思決定を行う場合の課題を整理し（関連する情報の理解・記憶・比較・表現等の各要素に留意して）、支援者らが本人の意思の形成を促し、引き出していくための手段を検討する[18]。

また、本人が課題を理解し、自分なりの意思決定を行うためには、ミーティングの進行における工夫や本人の特性に合わせたコミュニケーションスキル（意思疎通の技術）が必要である。そのため、誰が進行役（ファシリテーター）を務め、本人との意思疎通を誰がどのように図り、本人が実質的にミーティングに参加できるようにどのように工夫するか等、支援チーム全体で予め検討しておくべきである。

▸ 意思決定支援に関するミーティングであることが参加者により理解されているかどうか。

ミーティングの呼びかけ方によっては、参加者が会議の趣旨について抱くイメージが変容してしまう危険性がある。支援者らの価値観に基づく結論が先にありき（いわゆる「落としどころ」を決めて臨む）での本人を説得するために集まる場では決してないことを予め留意事項として認識させることが重要である。

▸ ミーティングにおけるメンバーの役割やルールが参加者により理解され

[18] 例えば、本人の状況によっては、支援メンバーの些細な言葉や態度に敏感に反応し、影響されることもあり得るため、何気ない感想やコメント（例えば「○○だと大変そうだね」という言葉で当該選択肢は避けるべきと考えてしまう）にも気を遣う必要があるかもしれない。また、質問の仕方によっては、本人へのプレッシャーになることもあるかもしれない（例えば「どうして○○しないの？」「○○したいと思わない？」など）。さらに、本人の意思疎通手段が限られている場合には、本人にとって最も意思が表出しやすいコミュニケーション手段が何かを考え、適切な通訳者の確保、タブレット端末、絵カード、写真等の準備等が必要になるかもしれない。

ているか。

ミーティングの参加者がすることは「本人の意見、考えを引き出す」こと、「支援者らの価値観を押し付けない」ことであり、避けなければならないことは参加者が望ましいと考えることを押しつけたり、その方向に誘導・説得したりしないこと、本人の話を頭ごなしに否定・批判をしないことである。

なお、検討のための手段としては、支援チームのメンバーが直接会って事前の打合せをするほか、電話、メール、ファックス等で確認・意見交換するなど、支援チームの構成や従来の支援実績、対象となる課題、本人の状況等により、その方法は様々であってよい。

(3) 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備

支援チームのメンバー、環境整備、開催方法を検討していく過程において、本人が信頼している意思決定支援のキーパーソンによって、本人にあらかじめミーティングの趣旨を説明しておくことが必要である。たとえば、支援メンバーの情報やミーティングの予定日時、場所のほか、自分で自分のことを決めていくことが大切であること、意思を決めていくためにメンバーができる限り協力すること、本人の意思を尊重し、受け止めてくれるメンバーがいるので安心して意見を述べてよいことなどを丁寧に説明する。その際、本人としては、課題についての自分の思いを聞いてもらうことが会議に向けた心の準備になることもあるため、本人が何か課題について思いを伝えようとしている場合には、本人の話に耳を傾けることも重要である[19][20]。

(4) ミーティングの招集

進行管理に責任を持つ者において、関係者を招集する。その際、必要な資料の準備も行う[21]。

(5) 本人を交えたミーティング

① 進行方法の工夫

ミーティングでは、主催者等（後見人等が兼ねることもある）は、事前の環境調整を踏まえて設定されたテーマ及びミーティングのルールに沿って

[19] この確認に当たっては、例えば、本人が「はい」等と了解するような言葉を述べていても、本人の表情や動作等を観察しながら本人の意思を確認することが望ましい場合もある。
[20] 支援メンバーを通じて本人の思いを聞き出し、後見人等に伝えてもらうこともあり得る。
[21] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（２０１７年３月）、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（２０１８年６月）等参照。

以下②・③の支援プロセスが展開されているかに注意しながら、会議を適切に進行する必要がある。ミーティングは必ずしも１回とは限らず、複数回開催したり[22]、本人の意思形成の状況によっては、その間に見学や体験を導入したりすることが有効な場合もある。

事前の環境調整で確認したことなどを踏まえ、本人の置かれている状況を、本人の特性を踏まえつつ分かりやすく説明するとともに、課題となる意思決定事項に関連する本人の意思や考えを引き出すことができるよう最大限努力する。

加えて、本人の意思や考えを踏まえつつ、現在の本人が採り得る選択肢を分かりやすく示す。選択肢については、それぞれのメリット・デメリットなどを説明する必要がある場合もあるが、その際には、殊更誘導や本人の選択を意図的に狭めるような説明、プレッシャーを与える言動のないよう配慮する必要がある。説明方法は、言葉によるものに限らず、タブレット端末、パンフレット、写真、絵カード等の視覚的な資料を用いるなどの工夫も考えられる。

このような本人の意思形成支援を行った上で、他者の不当な影響が及ばない状態において、本人が自らの意思を表明できるよう支援する。適切なコミュニケーション手段の選択はもちろん、表明を直接受け取る支援者、場所、時間、雰囲気などにも配慮すべきである。

後見人等は、本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される。ただし、後見人等だけで一連の意思決定支援を全て提供できるものではないため、主催者、参加者と適宜役割分担をし、以下のポイントに留意しながら、チーム全体として意思決定支援のプロセスを展開できるようにすることが大切である。

② 意思形成支援におけるポイント

□支援者らの価値判断が先行していないか？
- ▸ 判断の前に本人の希望に着目し、できる限り「開かれた質問」[23]で尋ねる。

□本人の「理解」と支援者らの「理解」に相違はないか？
- ▸ 本人に説明してもらう。同じ趣旨の質問を、時間をおいて、違う角度から行ってみる。
- ▸ 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。

[22] 本人の反応や意見次第では、支援チームのメンバーや開催方法等を再検討することも考えられる。
[23] 「開かれた質問」とは、「はい」「いいえ」では答えられない自由な答えを求める質問のこと。「どうして？」「どんな点が？」など。

▸ 本人に体験してもらうことによって本人の理解を深める。

□選択肢を提示する際の工夫ができているか？

▸ 比較のポイント、重要なポイントを分かりやすく示す。

▸ 文字にする。図や表を使う。ホワイトボードなども活用する。

□他者からの「不当な影響」はないか？

③　意思表明支援におけるポイント

□決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？

▸ 時間をかけてコミュニケーションを取る。

▸ 重要な意思決定の場合には、時間をおいて、再度、意思を確認する。

▸ 時間の経過や置かれた状況、同席者の影響によって意思は変わり得ることを許容する。

▸ 本人の意思決定を強いるものではない（本人がむしろ支援者らに判断を任せたいという意思を持つこともあり得る。）。

□本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？

▸ これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を吟味する。

▸ 表面上の言葉にとらわれず、本人の心からの希望を探求する。

□意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？

▸ 支援者らの態度、人的・物的環境に配慮する。時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

(6) 意思が表明された場合

第１原則において、全ての人は意思決定能力があることが推定されている。

したがって、本人及び支援者らにおいて意思決定能力について特段疑問を持たない限り、後見人等は、本人の意思決定に沿った支援を展開することが通常である（なお、意思実現支援は本ガイドラインにおける意思決定支援には直接含まれないものの、後見人等としては、身上保護の一環として、後見人等が本人の意思の実現に向けて適切に行動することが期待される。）。

もっとも、表明された意思が本人の意思であるかは慎重に確認する必要があり、支援者らによる意思決定支援が適切にされていないおそれがある場合[24]や、本人の表明された意思に関し、支援者らの評価・解釈に齟齬や対立がみられる場合には、再度意思決定支援を行う必要がある。

また、本人の意思に揺らぎがみられるような場合には、一旦本人が意思を表明した場合であっても、直ちにその実現に移るのではなく、一定期間見守り、表明された意思が最終的なものであるかを確認する必要がある。

[24] 例えば、過剰な誘導や、周りの思惑に基づき本人を説得するようなアプローチを繰り返し、本人が「同意」せざるを得ないような状況に追い込んだ上で、それが本人の意思決定と取り扱われているような場面などが考えられる。

(7) アセスメントシートへの記録

後見人等は、(1)～(6)における意思決定支援のプロセスについて、アセスメントシート様式１に随時記録する。

第４　意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割

＊本項に対応するアセスメントシート：様式２・様式３

１　関連する基本原則の確認

第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第４　意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

２　意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは

特定の意思決定について、意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり（本人とのコミュニケーションが困難である場合や、本人の意思の揺らぎが大きい場合など）、かつ、法的保護の観点から決定を先延ばしにすることができない場合もある。その場合には、下記３のとおり、本人の意思決定能力のアセスメント（評価）を行った上で、意思決定をすることが困難であると判断された場合には、代行決定のプロセスに移行することになる。

なお、決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

３　意思決定能力アセスメントの方法

(1) 意思決定能力アセスメント

本ガイドラインにおける意思決定能力の定義からすれば（第２の２）、意思決定能力アセスメントは、本人が独力で特定の意思決定ができるか否かを評価するものではなく、支援者ら自身が意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる４要素につき満たされないものがあるかを評価することとなる。

理解　：与えられた情報を理解する力
- ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が意思決定に関連する情報を理解することができなかったかを評価する。

記憶保持：決定するためにその情報を十分に保持する力
- ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が情報を必要な時間、頭の中に保持することができなかったかを評価する。

比較検討：決定するためにその情報を検討する力
- ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人がその情報に基づく選択肢を比較検討することができなかったかを評価する。

表現　：決定について他者に伝える力
- ▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が意思決定の内容を他者に伝えることができなかったかを評価する。

ここで重要なことは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであることから[25]、本人に意思決定能力がないと決めつけることなく、４要素を満たすことができるように、後見人等を含めたチーム全体で支援をすることが必要であるということである。

このように、意思決定能力アセスメントは本人の能力の有無のみを判定するアプローチではなく、支援を尽くしたといえるかどうかについても、チーム内で適切に検討することが求められる。

(2) アセスメントシートへの記録

意思決定能力アセスメントの検討プロセスについては、アセスメントシート様式２に記録する。

4　本人の意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）アプローチ

(1) 基本的な考え方

意思決定能力アセスメントを実施した結果、本人の意思決定や意思確認が、その時点ではどうしても困難と評価された場合、代行決定が検討されることになる。もっとも、その場合であっても、後見人等が直ちに自らの価値

[25] 意思決定能力に関する基本的な考え方については、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（２０１８年6月）４頁脚注 ix を参照

判断に従って何が本人にとって最善であるかを決定することは避けるべきである。後見人等を含めた支援チームが集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定することを試みることが必要である[26]。

すなわち、本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、本人はどのような意思決定をしていたのかをまずは推定する必要がある。

収集された事実については、一見すると矛盾していたり、古すぎる情報、又聞き情報といったものも存在したりするため、信頼できる情報を適切に選別していく必要もある。さらに整理された事実に基づいて、本人の意思や価値観を合理的に推定していくために関係者による評価が行われる。後見人等は、本人の権利擁護の代弁者であるという意識を持ち、十分な根拠に基づいて本人の意思推定が行われているか、関係者による恣意的な本人の意思推定が行われていないかどうか等を注視していくことが求められる。

このような整理や評価は、単独で行うことは通常困難であり、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から検討する必要がある。意思推定は、本人に意思決定能力があればどのような決断をしていたのかを第三者が推定し、判断するものである。支援チームがいかに努力したとしても本人の意思そのものとは異なって解釈される可能性があることから、慎重な取扱いが求められる。

(2) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

ミーティングの結果、本人の意思が推定できる場合には、第５原則「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」に該当しない限り、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開することとなる。

他方、意思推定すら困難な場面では、第５原則及び第６原則に沿って行動することが検討される（最善の利益に基づくアプローチ。第５参照）。

(3) アセスメントシートへの記録

後見人等は、上記４(1)の本人の意思推定に基づく代行決定の検討プロセスについて、アセスメントシート様式３に記録する。

[26] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（２０１７年３月）参照。

第５　本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等における後見人等の役割

＊本項に対応するアセスメントシート：様式４

１　関連する基本原則の確認

第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合等には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

２　本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

(1) 基本的な考え方

意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合や、第４のプロセスを踏むことにより本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合がある。その場合、当該意思をそのまま実現することは適切ではないため、法的保護の観点から、「最善の利益」に基づいた代行決定を行うことが許容される。

また、本人の意思を実現すると、権利侵害を第三者に生じさせるような場面においても、個別具体的な事情に応じて、「最善の利益」に基づく代行決定を検討すべき場合がある。

(2) 検討方法

「重大な影響」といえるかどうかについては、以下の要素から判断する。

①　本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか

②　一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか

③　その発生の可能性に確実性があるか

例として、自宅での生活では本人が基本的な日常生活すら維持できない場合や、本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合が挙げられる。

意思推定の場面と同様、このような整理や評価は、単独で行うことは通常

困難であり、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から、明確な根拠を示して検討する必要がある。

(3) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

ミーティングを踏まえて、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が発生する可能性が高いと評価される場合等には、後見人等は、本人が示した意思決定（推定意思の場合には､本人に意思決定能力があれば示したであろう意思決定）であったとしても、法的保護の観点から、同意しない（同意権・代理権の不行使）又は本人の示した意思とは異なる形での代行決定（代理権、取消権の行使）を行うことがある[27]。

他方、第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合には、本人なりの価値判断に基づく意思決定であることを踏まえ、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開することが期待される。

(4) アセスメントシートへの記録

後見人等は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるかどうかの検討プロセスについて、アセスメントシート様式４に記録する。

第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

＊本項に対応するアセスメントシート：様式５

１　関連する基本原則の確認

第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第７　一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第１原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

[27] この場合、本人の意思とは異なる結果を招くことになるため、それによって本人に生じる負担等に対し、継続的な支援が必要となり得ることに留意する必要がある。

2　本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定

これまで述べてきたとおり、①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合や、②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合には、後見人等は、「最善の利益」に基づく代行決定を行うことになる。

本ガイドラインで採用されている最善の利益は「本人にとっての最善の利益」、すなわち、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方である。この点、「自分ならこうする。この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」と、第三者の価値観で決めるという客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していないことに注意が必要である。

3　本人にとっての「最善」を検討するための方法

(1) 最後の手段としての位置付け

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、意思推定の場面とは異なり、本人の意思よりも他者の判断が優越し得る場合がある（本人の意思や推定意思とは異なる他者決定があり得る）ということに留意する必要がある。したがって、使い方を誤るとかえって本人の自己決定権の侵害となる可能性もあるため、最後の手段として慎重に検討されるべきものである。

特に後見人等としては、付与された代理権、取消権をどのように行使すべきかを検討する上で、第６原則を踏まえて、下記(2)のように検討すべきである。

(2) 本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件

□ 意思決定能力アセスメントが実施されているか？当該意思決定について、意思決定支援が尽くされているか否かを吟味する過程があったか？

□ その結果、意思決定支援の限界場面と評価できるか？

- ▸ 意思決定支援が尽くされたにもかかわらず、本人の意思決定や意思確認がどうしても困難であり、かつ、意思推定すら困難といえるか？
- ▸ 本人にとって見過ごすことができない重大な影響に該当するといえるか？

□ これ以上決定を先延ばしできない場面と評価できるか？

- ▸ 意思決定をしないこと（思うようにさせておくこと）もまた決定であり、行動しないことが本人に与える結果についても念頭におく必要がある。

□ 後見人等による代行決定が及ぶ意思決定か？
後見人等が代行決定することができない意思決定（身分関係の変動、身体への侵襲を伴う医療に関する意思決定等）には当たらないことの確認が必要である。
また、他の法律による介入が必要と判断される場合（例えば虐待防止法における「やむを得ない事由による措置」の発動など）には、所管する関係機関に対して会議への同席を求めることも検討する。

□ 課題とされている意思決定に関与する本人の支援者らから、本人の選好・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られているか？

□ 本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されているか？

後見人等は、本人にとっての最善の利益の判断に至る過程が適切に議論されているかどうかを確認する必要があるが、このような議論の整理や評価は、後見人等や支援者らが単独で行うことは通常困難である。

したがって、緊急判断が求められる場面でない限り、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から検討する必要があるが、その際には、無意識のうちに支援のしやすさを優先していないか、最初から結論を決めており、代行決定を後付けの根拠としようとしていないかといった点に注意しなければならない。

(3) 本人にとっての最善の利益を検討する際の協議事項[28]

① 本人の立場に立って考えられるメリット、デメリット（本人の主観的利益・損失を含む）を可能な限り挙げた上で、比較検討する。表（バランスシート）に記録することが望ましい。

② 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。
二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考える。

③ 本人にとっての最善の利益を実現するに当たり、本人の自由の制約が可能な限り最小化できるような選択肢はどれかを検討する。
例えば、住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、本人にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命又は身体の安全を守るために、 本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくて済むような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をする

[28] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（２０１７年３月）参照。

ことが求められる。

4　検討結果に基づく後見人等としての行動原則

後見人等は、最善の利益に関する協議結果を踏まえて、与えられた裁量・権限の範囲において、代行決定を行う。

最善の利益に関する協議が、後見人等及び関連する支援者らにおいて真摯に行われることによって、当該代行決定が合理的かつ適切な情報に基づいて行われたことが推定される。将来的には、後見人等による権限行使・不行使が適切であったことを担保するための根拠資料となることも想定される。

重要なことは、第１原則である。特定の意思決定についてこれ以上先延ばしができない場面において、後見人等による代行決定がされたとしても、将来にわたり本人が当該意思決定をすることができないと評価されることはないし、ましてやそれ以外の意思決定を行う能力がないと評価されることもない。なぜならば、意思決定能力アセスメントや代行決定は、意思決定をする・しないといった判断が迫られている限定的な場面の中で行われる本人の意思決定プロセスに対するその場限りの介入であり、異なる時点・場面においては、同じ意思決定に関する課題に対しても、本人（及び支援者らの意思決定支援力の総体として）の意思決定能力は変化し得るからである。

例えば、生命・身体の具体的危機に直面しているセルフ・ネグレクト状態に置かれた本人に対する介入の場面では、本人の意思決定支援を十分に行う余裕がない中で検討が進み、限られた時間の中での支援では本人自身の意思決定・意思確認がどうしても困難、又は意思が推定できても「見過ごすことのできない重大な影響」が既に発生している場面として評価され、自宅から施設へ本人の住まいの変更に関する諸契約について、後見人等が代行決定せざるを得ない場面も考えられる。

しかし、一旦本人が安全な環境に置かれ、意思決定支援を行う時間的余裕が確保でき、再び意思決定支援のプロセスを丁寧に経ることが可能となった段階においては、本人の住まいや生活に関わる意思決定を本人自身が行うことのできる可能性も十分考えられる。本人の自由の制約を可能な限り最小化する観点からも、一旦代行決定がなされたからといって、本人が今後意思決定することのできる機会を取り上げるのではなく、再編成された意思決定支援チームによって、本人による意思決定の機会が最大限提供され、本人自身の意向・身上・価値観を踏まえた今後の住まいや生活を可能な限り保障していくことが求められる。

したがって、再び何らかの意思決定が課題となる場面が生じた場合には、改めて意思決定支援のプロセスに立ち戻って支援が展開される必要がある。

5　アセスメントシートへの記録

後見人等は、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討プロセスについて、アセスメントシート様式５に記録する。

以上

意思決定支援ワーキング・グループ　参加者一覧

最高裁判所
- 家庭局第二課長　木　村　匡　彦
- 家庭局付　小　田　誉太郎
- 家庭局第二課家事手続第三係専門職　浅　岡　　彩

厚生労働省
- 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
  - 室長　松　﨑　俊　久
  - 室長補佐　渡　邉　英　介
  - 室長補佐　上　辻　暁　久
  - 成年後見制度利用促進専門官　川　端　伸　子
  - 主査　安　藤　　亨
- 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉部地域生活支援推進室
  - 虐待防止専門官　片　桐　公　彦
  - 相談支援係長　池　沼　憲　一
  - 係員　布　野　晃　平
- 老健局認知症施策・地域介護推進課
  - 課長補佐　南　　恵　理
  - 係員　加　藤　わか葉
  - 係員　小　幡　俊　輔

日本弁護士連合会
- 日弁連高齢者・障害者権利支援センター
  - センター長　青　木　佳　史
  - 事務局次長　亀　井　真　紀
  - 委員　水　島　俊　彦

公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート
- 専務理事　西　川　浩　之
- 常任理事　中　村　栄　一
- 常任理事　安　井　祐　子

公益社団法人　日本社会福祉士会
- 理事・後見委員会委員長・
  意思決定支援プロジェクト委員長　星　野　美　子
- 後見委員会委員・意思決定支援プロジェクト委員　大　輪　典　子
- 後見委員会委員　大　川　浩　平

添　付　資　料

本ガイドラインの添付資料一覧

アセスメントシート

- **様式１（個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート）**
- **様式２（個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート）**
- **様式３（意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート）**
- **様式４（本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート）**
- **様式５（本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート）**

参考資料

- **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン　基本的な考え方**

  本ガイドラインの基本的な考え方をまとめています。本ガイドラインの全体像を理解する際の参考にご覧ください。

- **チャート**

  本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスをわかりやすく示すためにチャートにしたものです。各プロセスに対応するアセスメントシートの様式番号を記載していますので、実際にアセスメントシートを使用する際の参考にしてください。

- **参考事例**

  架空の事例です。アセスメントシート様式１及び２は、この事例をもとに記入例　を作成しています。

- **アセスメントシート様式１の解説（記入例あり）**
- **アセスメントシート様式２の解説（記入例あり）**
- **アセスメントシート様式３の解説（記入例あり）**
- **アセスメントシート様式４の解説（記入例あり）**

  参考事例とは別の架空事例をもとに記入例を作成しています。

- **アセスメントシート様式５の解説（記入例あり）**

  様式４の続きとして、参考事例とは別の架空事例をもとに記入例を作成しています。

【様式１】　　個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

Ⅰ．全体の概要

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ **（課題となる意思決定）**					
このテーマが生じた経過概要					

Ⅱ．支援環境の調整等（日時、方法、場所を記入　　）

検討したメンバー
意思決定に関する課題の検討内容
□ミーティング開催趣旨の確認　　□本人が望むコミュニケーション方法の検討 □本人が安心できる時間、場所、開催方法の検討　　□その他（　　） □本人が安心できる支援者の検討
支援者が本人の理解、記憶、比較検討を支援するために、ⅢやⅣで行う工夫　　検討をした項目を〇で囲む
本人の真意を探る　　開かれた質問で尋ねる　　本人に説明させその理解を確認する 選択肢につき比較のポイントを示す　　文字にする　　図や表を使う　　ホワイトボード等の使用 他者からの不当な影響の排除　　コミュニケーションに時間をかける 時の経過や状況により意思が変化することを許容する　　意思決定を強いない 再度の確認(重要な決定の場合)　　その他（　　）
決定事項、役割分担、今後の動き方

Ⅲ．ミーティング前の本人への趣旨説明　（日時、方法、場所を記入　　）

説明した人	
説明の内容	□趣旨説明　□参加メンバーの選定　□本人の好みや価値観の把握　□意思意向の確認
Ⅱで検討した支援の実施	□実施できた □実施できなかった　理由：
本人の考え意見や希望	
Ⅲを終えⅣをどう工夫するか	

Ⅳ．本人を交えたミーティング　（日時、方法、場所を記入　　）

参加メンバー	
検討の内容	
支援者の姿勢（全てチェックが付くように支援する）	□支援者らの価値判断を先行させていない。□本人の理解と支援者らの理解に相違はない。 □選択肢を提示する際の工夫ができている。□決断を迫るあまり、本人を焦らせていない。 □本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性がある。 □意見を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はない。
Ⅱで検討した支援の実施	□実施できた □実施できなかった　理由：
本人の考え意見や希望	
具体的な結論	
再度意思決定支援を行う必要性	□ある（支援者らの評価・解釈に大きな相違や対立がある、意思に揺らぎが見られるなど） 理由： □なし

Ⅴ．その後の状況

【基本原則】

第１　全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

【様式２】　　個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート

Ⅰ．概要

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ **（課題となる意思決定）**					
過去の支援状況	□【様式１】添付				
実施日	年　月　日　時　分～　時　分　場所（　　）				
検討メンバー					

Ⅱ．意思決定能力アセスメント

前提（決定期限）	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ □延長できない（期限：　年　月　日まで） □延長できる　➡　【様式１】へ戻る。
Ａ **意思決定を行う場面で通常必要と考えられる４要素につき満たされないものがあるか？**	□本人が関連情報について理解できなかった □本人が関連情報について記憶保持できなかった □本人が関連情報について比較検討できなかった □本人が意思を表現できなかった 根拠：
Ｂ **支援者側が上記期限までに実行可能な意思決定支援を尽くしたか？**	□期限までに可能な支援は全て尽くした 支援内容： □実行可能な支援が残されている　➡　【様式１】へ戻る。

➡上記アセスメントの結果、

□Ａ・Ｂいずれも当てはまる（支援を尽くしても、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる４要素のうち満たされない要素がある）

⇒本人は、その時点で、その課題について意思決定をすることが困難と評価される

意思推定アプローチ（様式３）へ

□それ以外

⇒意思決定支援に戻る（様式１）

【基本原則】

第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

【様式３】　　意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート

Ⅰ．概要　□【様式２】と同じにつき記載省略

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ **（課題となる意思決定）**					
過去の支援状況	□【様式１】添付　□【様式２】添付				
実施日	年　月　日　時　分～　時　分　場所（　　）				
検討メンバー					

Ⅱ．意思推定に基づく代行決定を行うにあたっての検討

前提（決定期限）	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ □延長できない（期限：　年　月　日まで） □延長できる　➡　【様式１】へ戻る。
本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、どのような意思決定を行うかを推定できるか？	□推定可　➡　推定意思の内容 □推定困難　➡　理由
本人の意思推定のために明確な根拠となり得るエピソード、情報提供者、関連資料など	
代行決定に当たっての留意事項 **※チェックできない項目がある場合には、第１～第３原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。**	□結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 □本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 □支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 （サービスの利用を検討している場合のみ） □サービス利用ありきになっていない。

➡上記検討の結果、
□推定意思の実現を支援する。
□推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される
⇒本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合の検討（様式４）へ
□意思の推定すら困難
⇒最善の利益に基づく代行決定の検討（様式５）へ

【基本原則】
第４　意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

【様式４】　本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート

Ⅰ．概要　　□【様式　　】と同じにつき記載省略

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ **（課題となる意思決定）**					
過去の支援状況	□【様式１】添付　□【様式２】添付　□【様式３】添付				
実施日	年　月　日　時　分～　時　分　場所（　　）				
検討メンバー					

Ⅱ．本人の示した意思（推定意思）の実現は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずるかどうかの検討

本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。	□はい⇒根拠　　□いいえ
一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。	□はい⇒根拠　　□いいえ
その発生の可能性に確実性があるか。	□はい⇒根拠　　□いいえ

➡上記検討の結果、

□すべて「はい」に該当する

⇒以下の方法につき検討

□本人の意思決定に同意しない（同意権・代理権を行使しない）

□本人の示した意思とは異なる形での代行決定（代理権、取消権の行使）を検討する

⇒様式５（本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討）へ

□上記以外

⇒意思又は推定意思の実現へ

【基本原則】

第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

第５ ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

【様式５】　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート

Ⅰ．概要　□【様式　　】と同じにつき記載省略

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ **（課題となる意思決定）**					
過去の支援状況	□【様式１】添付　□【様式２】添付　□【様式３】添付　□【様式４】添付				
実施日	年　月　日　時　分～　時　分　場所（　　）				
検討メンバー					

Ⅱ．検討

本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件 **※すべての条件を満たしている必要があります。**	□意思決定の期限が迫っており、これ以上決定を先延ばしできない。 ⇒期限：　年　月　日まで □後見人等による代行決定が及ぶ意思決定である。 □本人の好み・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られている。 □本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されている。
代行決定に当たっての留意事項 **※チェックできない項目がある場合には、第１～第３原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。**	□結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 □本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 □支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 （サービスの利用を検討している場合のみ） □サービス利用ありきになっていない。
本人にとっての最善の利益の検討 考えうる選択肢の提示と比較検討　（本人の好み・価値観に近い順、自由の制約がより少ない選択肢から順に、本人の視点を踏まえてそれぞれの要素を検討してください。）	選択肢●： 選択することのメリット／選択することのデメリット 選択肢●： 選択することのメリット／選択することのデメリット ※選択肢はできる限り多く検討してください。
結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由	代行決定の内容： 理由：
モニタリング実施時期	□３か月後　□６か月後　□その他（　　）

【基本原則】
第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
第７　一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第１原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン　基本的な考え方

意思決定支援ワーキング・グループ

本ガイドラインの背景・趣旨・目的

後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの

後見人として意思決定支援を行う場面…＊1

○本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為
（例）施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合　など
（ただし、その他の局面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…＊2）

意思決定支援のプロセス

支援チームによる対応

【意思決定支援のための環境整備】

日常的な事柄につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要

・本人のエンパワメント

本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要

・支援者側の共有認識・基本的姿勢

各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要

【意思決定支援の具体的プロセス】

①支援チームの編成と支援環境の調整

ⅰ支援チームの編成
- 福祉関係者の責任において行うことを想定
- 本人の思いや意思が反映されやすいチームとする（メンバーには、本人の意思を汲もうとする姿勢が求められる）

ⅱ支援環境の調整・開催方法等の検討
- メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
- 本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する（日時・場所や参加者等）

ⅲ本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備

ⅳミーティングの招集
- 進行管理に責任を持つ者が関係者を招集

②本人を交えたミーティング
- 主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行
- 本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考えをできる限り引き出す
- 誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す

③意思が表明された場合
- 意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う

※意思決定能力：個別の意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力

後見人等の関与の仕方・役割

※後見人としてのチェック機能…＊2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する

（留意点）
- 意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要
- なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加する
- 本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる

※後見人としての意思決定支援…＊1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい

（チームが機能している場合）
- 他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる

（チームが機能していない場合）
- 中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい

※後見人は、自分の価値観が決定に影響しないように気を付ける必要がある

※後見人としての意思決定支援…＊1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される

代行決定のプロセス（支援チームによる）

◇本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない

意思決定や意思確認が困難とみられる局面

○意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり、かつ、決定を先延ばしにすることができない場合

意思決定能力アセスメント（評価）

支援者が意思決定支援を尽くしているかも併せ、対象となる意思決定に関し、
⑴理解、⑵記憶保持、⑶比較検討及び⑷表現の４要素を検討し、その時点で本人が意思決定をすることが困難かどうかを判断する

※支援を尽くしたと言えるかどうかについても、チーム内で適切に検討する
※全ての人は意思決定能力があることが推定される。
※決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

○アセスメントの結果、本人の意思決定がその時点ではどうしても困難と評価された場合

意思推定に基づく代行決定

根拠を明確にしながら、本人の意思及び選好の推定を試みる

ⅰ 本人の意思が推定できる場合
➡ 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じない限り、推定意思に基づいて支援を行う

ⅱ 意思推定すら困難な場合
➡ 最善の利益に基づく代行決定…＊３

本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

○意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等
➡ 法的保護の観点から、**最善の利益に基づいた代行決定を行うこと**が許容される

○重大な影響といえるかどうかについての判断要素

①本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
③その発生に確実性があるか

ⅰ 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合
本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される

ⅱ 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合
法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある
①本人の意思実現について同意しない（同意権・代理権の不行使）
②最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）･･･＊４

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

後見人等が、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う場合

①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、意思を推定することさえできない場合･･･＊３
②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合･･･＊４

※本ガイドラインにおける最善の利益とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方。客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していない
※最善の利益に基づく代行決定は、最後の手段として慎重に検討されるべき
（検討を誤ると本人の自己決定権の侵害となる可能性もある。支援のしやすさを優先していないかや、結論ありきの検討になっていないかにつき注意する必要がある。）
◇一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、意思決定能力があるという前提に立って、再び意思決定支援を行わなければならない

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、意思決定支援が必要です。

例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合　など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます
- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います
- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1～3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！



意思決定支援後のプロセスへ（右側→）

後見人等の役割

メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス

本人から意思が表明された
- その意思が真意と思われる
- その意思が真意か疑問がある

本人の意思の確認が困難
- 決定を先延ばしできる
- 決定を先延ばしできない

意思決定支援を続ける

意思実現の支援に移る



意思決定能力アセスメント 様式2

支援者側が支援を尽くしたかどうか、チームで検討しましょう！尽くせていないときは、支援に戻りましょう。



- 本人は意思決定をすることが困難とは言えない
- 本人はその時点でその課題について意思決定をすることが困難

意思決定支援へ戻る

意思推定アプローチ 様式3
本人の意思・選好を推定する

推定意思の実現の支援に移る

本人の意思・推定意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される 様式4

意思の推定すら困難

本人にとっての最善の利益アプローチ 様式5
「本人にとっての最善の利益」を検討し、後見人が代行決定を行う

このアプローチは、最後の手段です。意思決定支援を尽くしましょう。なお、「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重しながら、他の要素も考慮する、という考え方です。「こうするのが本人のためだ。」と第三者の価値観で決めることとは異なります。



※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

参考事例：居所の決定における意思決定支援

本事例は、「意思決定支援を踏まえた後見事務に関するガイドライン」を理解するために作成した事例で、アセスメントシート様式１～様式３の記載例に対応しています。
ガイドラインに即して分かりやすく進行するよう、支援者の動きを極端にしたり、簡潔にしたりして示しています。

個別課題発生時における意思決定支援【様式１】

【本人の現在の状況】

北川　太郎さん

66 歳、自宅に独居。てんかんがあり、療育手帳を所持。年金と生活保護を受給。

要介護１。家の向かいにあるデイサービスを週 2 回利用する契約をしているが、ほとんど利用出来ていない。しかし、デイサービスに朝夕、顔を出しに来ている。

【本人の目指す暮らし】

インコと一緒に、ここで暮らしたい。好きなものを食べたい。自分でできることは自分でやりたい。

【生活歴と成年後見制度利用までの経過】

○年　○○で生まれる。2 人兄弟の弟。

○年（本人 33 歳）に父病死。

○年（本人 34 歳）～自宅に母と二人暮らし。

○年（本人 55 歳）、母の病死。その後、独居。

2 年前（本人 64 歳）、本人の世話をしていた兄死亡。

1 年前（本人 65 歳）、障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替え。

その後、てんかんの発作への不安から毎日のように救急車を呼ぶことが続き、発作で倒れてしまうこともあったため、半年前に薬の調整のために入院、3 ヶ月後に退院した。入院中に、医療機関が「○○権利擁護センター」（以降、中核機関と表記）に相談したことから、中核機関の支援を受けて遠方に住む甥が親族申立てをし、中核機関の受任調整により第三者の専門職が保佐人に選任された。

【職歴】

飲食店での調理経験、警備員として勤務した経験がある。

【最近の状況】

もともと、本人は障害福祉の訪問系サービスを受けていたが、65 歳になり介護保険サービスへ移行。「いずれは入所するのだから、集団で過ごす事に慣れる必要がある」と考えたケアマネジャーが[1]、特別養護老人ホームに併設のデイサービスの利用を勧めたが、本人はデイサービスのレクリエーションを嫌がり、代わりに朝夕、「俺が警備をしなきゃ」と、デイサービスの事務所を覗きにくる状態が続いていた。

本人が自転車で町中を走り回っている生活に不安を感じたデイサービスの看護師は、①本人の薬を預かり、デイサービスで服薬を管理すること、②自転車の鍵をデイサービスで預かることを提案、本人はこれを激しく嫌がり、「(サービスを) 全部止め」と怒鳴った。さらにそれ以来、看護師に会うたび怒鳴りつけるようになり、デイサービスがケアマネジャーに状況を報告した。

【保佐人として、意思決定支援ガイドラインに沿った支援をしようと思った最初の場面】

ケアマネジャーから保佐人に、施設入所の検討と自転車の処分の提案があった。

「チーム支援が上手くいかなくなっている」と感じた保佐人は中核機関へ支援を求めた。[2]

【意思決定支援ミーティング開催の提案】

サービス担当者会議（本人は嫌がって欠席）に出席した保佐人は、本人と一緒に今後のことを決める意思決定支援ミーティングの開催を提案。ケアマネジャーやデイサービスの相談員は提案にとまどっていたものの、「【全部止め】という本人の言葉は、本人なりのＳＯＳではないか」と伝えると、支援者からの同意が得られた。

【支援環境の調整・開催方法等の検討】

サービス担当者会議の終了後、中核機関も加わって、意思決定支援ミーティングの開催方法等の検討を行った。

ケアマネジャーから入院・入所の提案があったが、デイサービスの相談員からは「看護師に対して怒鳴りつけるが、それ以外の職員や利用者に対して怒鳴るということはない。入所は早いのでは？」という意見も出され、本人を交えたミーティングの実施が決定した。意思決定支援ミーティングの開催趣旨や、留意点、工夫すべき点を話し合い、以下を決定した。

- 話し合いの中身が本人に分かりやすいよう、ホワイトボードシートを用いる。説明する際には目で見て理解ができるよう、パンフレット等を用いる。

---

[1]コンパクトにガイドラインの内容を説明するために、この事例のケアマネジャーは、保護的な考え方の人物として設定しています。

[2] 中核機関を対象とした研修で、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて触れていますが、全ての中核機関の職員が、後見人の支援をできる体制は、まだ整っていません。後見人からも、中核機関や支援者に対し、これらのガイドラインの提示をする等をお願いします。

- 本人の意思がゆらぐ可能性があるので、その場で決定を強要しないようにする。
- 本人がどのように生活したいと思っているかという希望や選好について話してもらった上で、その生活を支えるためのサービス利用を検討する。本人に質問するときは、回答を強要しないよう、できるだけ「開かれた質問」で尋ねる。
- 本人の自宅で、活動的な時間帯である午前中に開催することを提案する。
- ケアマネジャーより、本人がかつて使っていたホームヘルプサービスの事業所に、本人がどのような状況だと安心して話ができるのかを、問い合わせる。
- 本人への趣旨説明は、信頼関係がある中核機関の職員が行い、保佐人も同行する。
- 保佐人は、本人の服薬管理の必要性について、主治医から情報収集する。
- 中核機関職員が意思決定支援ミーティングの招集を行う。

【ミーティングに向けた準備】

ケアマネジャーがかつて利用していたホームヘルプサービスの事業所に問い合わせたところ、本人が母親から教えてもらった服薬管理や金銭管理をしっかりとやっていて、そのことに誇りをもっていることが分かった。

保佐人が主治医に服薬管理の必要性を問い合わせたところ「本人はしっかりと管理できている、他者が管理する必要はない」とのこと。生活保護のケースワーカーにも連絡し、意思決定支援ミーティングの開催に向けて調整をしていることを伝えて出席を依頼、了承を得た。

【本人への趣旨説明】

中核機関職員と保佐人とで本人宅を訪問、「北川さんに必要なお手伝いについて、北川さん自身が決めていくための話し合いをしたい」と話をした。

本人は「母ちゃんに教えてもらったやり方で薬も間違えないように飲んでいる。食べ物のことも自転車のこともロを出されてうるさい。ちゃんとやってるのに」「もう（サービスは）いらないって言ってるのに！」と反応したが、「北川さんにとって、イヤなことが無くなる話し合いをしたいと思ってるんですよ」と説明すると、渋々だが、ミーティング開催を認めた。

本人との話し合いの結果、本人の自宅で午前中の時間帯でミーティングを開催することが決まった。ミーティングに出席するメンバーについても相談したところ、デイサービスの職員については「相談員は来てもいい（看護師が来るのはイヤ)」とのことであった。

生活の選好については、「インコと暮らしたい」「好きなものを食べて暮らしたい」「自分でできることは自分でやりたい」と思っていること、「自転車で町の中を見て回ること」「インコの世話をして一緒に遊ぶこと」を楽しみに思っていて、「家の中でじっとしていること」「インコが死ぬこと」がイヤだと思っていることも分かった。

サービスについての希望は「前みたいに、うちに人が来て欲しい。自分がデイサービスに行くのはイヤだ。婆さんばっかりいる中に入りたくない」とのことであった。

ミーティングで何から話し合うか、どう座るかについても本人と相談することを予定していたが、途中から本人の機嫌が悪くなり、趣旨説明を切り上げた。

趣旨説明後、今までの生活や思いを最もよく知る人物に関わってもらう必要性を感じた保佐人は、かつて利用していたホームヘルプサービスのヘルパー事業所にミーティング出席のお願いをすることにした。

中核機関職員が日程調整を行い、本人宅で意思決定支援のためのミーティングを開催することとなった。

【意思決定支援のための本人を交えたミーティング】

○月○日 9 時 30 分～　本人宅

出席者：本人、保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービスの相談員、以前利用していたヘルパー事業所所長、生活保護のケースワーカーは緊急対応のため欠席

かつて利用していたヘルパー事業所の所長が来てくれたことに本人は喜び、所長に自分の隣に座るよう促した。会議の冒頭に中核機関職員が「これは、北川さん自身が、これからの生活のことを決めていくための会議です」「北川さんが自分のお気持ちを話しやすいように、皆さん工夫してください」と話すと、本人が「はいはい、皆さん、よろしくお願いしますよ！」と挨拶、和やかな雰囲気でミーティングは始まった。

趣旨説明の際に聞き取った事項を書いた紙を用意し、本人はそれを見ながら、毎日の生活の様子、工夫、嬉しいと思っていること、イヤだと思っていることを自分で説明した。本人の服薬管理方法や主治医の見解を知り、支援チームの中にあった「不安」が解消された。

保佐人が、「自転車の事故が心配だから、保険に入ってはどうか？」と損害賠償保険パンフレットで説明をすると本人は乗り気になり、保険加入することになった。

本人は、「前みたいに（ヘルパーに）うちに来て欲しい」と要望、ホームヘルプサービスと訪問看護を導入することになった。

【その後】

その後、ホームヘルプサービスと訪問看護が導入され、本人は喜んで受け入れた。デイサービスに朝夕と顔を出すことを止めることはなかったが、看護師と顔を会わせないように工夫し、状態も落ち着いている。

個別課題発生時における意思決定能力のアセスメント【様式２】

【状況の変化】

３年が経過。訪問看護師や主治医の「塩分を控えるように」という助言を聞き入れ、本人は週２回、デイサービスで昼食をとるようにもなった。デイサービスにいる間は、看護師とは口をきかず、レクレーションに参加することはないものの、他の利用者のことを気にかけて、あちこち世話をしてまわっており、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」と言うようなこともあった。

ある時、脳梗塞を起こして入院、重度の麻痺が残り、歩くことができなくなった。保佐人は主治医から、「言語障害、脳血管性認知症もある」と告げられた。

【意思決定のためのあらゆる支援】

退院に向け、医療ソーシャルワーカーや保佐人が本人の退院後の意向を確認しようとしても、本人は全く答えることがなかった。

療養型の病院に入院するか、特別養護老人ホームに入所するか、在宅での生活を試みるか、選択肢は３つあり、本人に対して絵や写真を使って説明し、文字ボードを使って意思の表明ができるよう試みた。しかし、本人は目は開けているものの、反応がなかった。１週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。

唯一、インコの写真を見せたところ、本人は目を見開き、声を挙げた。

【意思決定能力アセスメント】

主治医から「これ以上、退院を待つことはできないので、系列の療養型病院に入院してほしい」と提案があり、保佐人はカンファレンスで意思決定能力のアセスメントを行った。司会は医療ソーシャルワーカーが行い、保佐人及び中核機関が進行をサポートした。

その結果、これ以上、入院期間を延ばすことはできないことから「意思決定の期限が迫っている」ことを確認し、現在考えられる支援として以下の支援をしたことを確認した。

- 絵や写真をつかった説明
- 文字ボードを使った表明の支援
- 繰り返しの説明
- 時間帯を変えての説明
- 医師や言語聴覚士、その他の支援者（訪問看護師やヘルパー、ケアマネジャー）からの助言

他に、考えられる支援があるか検討したが特に提案はなく、考えられるすべての支援を尽くしたが、退院後の生活に向けた「本人の意思確認が困難な状態にある」ことから、「代行決定」を行うこととした。

意思推定に基づく代行決定【様式３】

【意思推定に基づく代行決定の検討】

本人の意思推定のための明確な根拠となる関連資料として、ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録表、本人情報シート、インコの写真を用意し、それらを見ながらチームで話し合った。

本人がデイサービスで、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」とたびたび言っていたことや、インコの写真を見せた際に本人が目を見開き声を挙げたことが確認できたため、「本人の意思推定に基づく代行決定」として、本人が通いなれていたデイサービスに併設の特別養護老人ホームへの入所の契約をすることとした。

本人の状態像から、後見類型に移行する方がよいかどうかの検討も行ったが、「今後の刺激によって、本人のコミュニケーション力が変化していく可能性がある」という医師の見解があり、これから入所するホームでの生活を見守ってから、類型変更については再検討することとした。

【その後】

退院後、入院時からインコを預かってくれていたデイサービス併設の特別養護老人ホームに、本人は入所した。

本人は、「だからさ」「あれだよ」という言葉以外に言葉を発することはできないが、表情豊かに喜怒哀楽を示すようになった。また、指を指したりしながら、「外に出たい」「インコのところに行きたい」といった内容を、表現できるようになってきた。

【様式１】　　個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート
記入例・解説

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートは、①後見人等が意思決定支援のプロセスを適切に踏んでいることを自ら確認すること、②後に同様又は別の課題が生じた際の参考資料とすることを目的として作成をするものです。後見人等以外の支援者と共有することもありますが、作成・管理は後見人等が行うことを前提にしています。

Ⅰ．全体の概要

本　人	○○　○○	**記入者**	○○　○○	**本人との関係**	保佐人
テーマ（課題となる意思決定）	居所の決定における意思決定支援（本人が今後利用する介護保険サービスについて、入所が必要か？）				
このテーマが生じた経過概要	支援者の服薬管理、自転車のカギの管理を嫌がった本人がサービス利用を止めたいと言いだし、ケアマネジャーより施設入所の提案があった為、意思決定支援ミーティングを開催。				

Ⅱ．支援環境の調整等（　○月○日○時～　デイサービス会議室で実施　）

検討したメンバー	保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービス相談員
意思決定に関する課題の検討内容	
■ミーティング開催趣旨の確認 ■本人が安心できる時間、場所、開催方法の検討 ■本人が安心できる支援者の検討	□本人が望むコミュニケーション方法の検討 ■その他（本人をよく知る人からの情報収集）
支援者が本人の理解、記憶、比較検討を支援するために、ⅢやⅣで行う工夫　検討をした項目を○で囲む	
本人の真意を探る　開かれた質問で尋ねる　本人に説明させその理解を確認する 選択肢につき比較のポイントを示す　文字にする　図や表を使う　ホワイトボード等の使用 他者からの不当な影響の排除　コミュニケーションに時間をかける 時の経過や状況により意思が変化することを許容する　意思決定を強いない 再度の確認（重要な決定の場合）　その他（　　）	
決定事項、役割分担、今後の動き方	
➢ 今後の生活についての本人の希望や選好を聞いてから、サービスについて検討する。 ➢ 本人の自宅で、午前中に実施する。 ➢ 安心して話ができる環境について、ケアマネジャーが情報収集する。 ➢ 主治医からの情報収集は保佐人が行う。 ➢ 本人への趣旨説明は保佐人と中核機関職員とで実施、参加メンバーについての希望も確認する。 ➢ ミーティング招集の呼びかけは中核機関が実施する。	

Ⅲ．ミーティング前の本人への趣旨説明（○月○日○時～、本人宅で、対面で実施　）

説明した人	○○　○○（保佐人）、○○　○○（中核機関職員）
説明の内容	■趣旨説明　■参加メンバーの選定　■本人の好みや価値観の把握　■意思意向の確認 ○○さんにとっていやなことが無くなる話し合いをしたいことを説明。 話し合いに出席したからといって、その場で決めなくても良いことも伝えた。
Ⅱで検討した支援の実施	□実施できた ■実施できなかった　（　一部実施できなかった　）
	理由：本人に、話し合いの順番等を説明し、ミーティング参加者の席順についても相談したいと考えていたが、デイサービスの職員が出席しても良いか尋ねた後、機嫌が悪くなり話を続けることを嫌がったため、一部、実施できなかった。
本人の考え	イソコと暮らしたい、好きな物を食べて暮らしたい、自分でできることは自分でやりたい。

【基本原則】
第１　全ての人は意思決定能力があることが推定される。
第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

コメントの追加 [1]: ガイドライン p.7～8 の「第３の３(2)支援チームの編成と支援環境の調整」に対応する部分です。

コメントの追加 [2]: ガイドライン p.8～10 の「ミーティング開催にあたっての留意事項」を示しています。全てにチェックする必要は無く、検討した内容をチェックします。

コメントの追加 [3]: ガイドライン p.11～12 の「意思形成支援におけるポイント」「意思表明支援におけるポイント」に記載された工夫例をいくつか示しています。全ての項目を囲む必要は無く、検討した項目を○で囲みます。

コメントの追加 [4]: 上記の項目の例示を参考にしながら、「本人への趣旨説明」や「本人を交えたミーティング」に向けて、支援者と共に準備をして、決まったことを記録します。

コメントの追加 [5]: ガイドライン p.10 の「第３の３(3)本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備」に対応する部分です。

コメントの追加 [6]: Ⅱの欄で検討した支援を実施しながら、本人にミーティング開催の趣旨を説明し、参加メンバーの選定や、本人の選好や意思意向を確認します。

コメントの追加 [7]: Ⅱで検討した支援が実施できなかった場合には、その理由を記録し、Ⅳのミーティングでどのような工夫をすべきか再考します。

意見や希望	母に教えてもらったやり方で、薬も間違えないように飲んでいる。食べ物のことも自転車の事も口を出されてうるさい、サービスはいらない。 説明者からミーティングの趣旨を説明すると、渋々了承。(デイサービス職員の出席については)相談員なら来てもいい。
Ⅲを終えⅣをどう工夫するか	本人の考えをもっともよく知る、かつての支援者に、支援を求める必要性を確認。 ケアマネジャーが、以前の訪問介護事業所と連絡をとり、ミーティングに出席可能かどうか打診することとした。

コメントの追加 [8]: 課題そのものや，ミーティングの方法等について，本人の考え，意見や希望を記載します。

Ⅳ．本人を交えたミーティング （○月○日○時～、本人宅で、会議体で実施 ）

参加メンバー	保佐人、中核機関職員、ケアマネジャー、デイサービス相談員、以前利用していたホームヘルパー事業所の所長
検討の内容	ホワイトボードシートとリーフレットを用いて、本人の理解を促進。 趣旨説明時に示された本人の選好、意思意向の表示→服薬管理方法の確認、主治医の見解の確認→サービスについての本人の意向確認→自転車の損害賠償保険の紹介
支援者の姿勢（全てチェックが付くように支援する）	■支援者らの価値判断を先行させていない。■本人の理解と支援者らの理解に相違はない。 ■選択肢を提示する際の工夫ができている。■決断を迫るあまり、本人を焦らせていない。 ■本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性がある。 ■意見を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はない。
Ⅱで検討した支援の実施	■実施できた □実施できなかった　理由：
本人の考え 意見や希望	以前利用していたホームヘルプサービス事業所の参加を大変喜んだ。選好、生活への意向はⅢのまま。（サービスについては)「前みたいにうちに来て欲しい」と変化があった。
具体的な結論	訪問看護とホームヘルプサービスの利用手配を望むようになった。 損害賠償保険の加入をすることになった。事業者の入所を望む姿勢も解消された。
再度意思決定支援を行う必要性	□ある（支援者らの評価・解釈に大きな相違や対立がある、意思に揺らぎが見られるなど） 理由： ■なし

コメントの追加 [9]: ガイドライン p.10～11 の「第3の3(5)本人を交えたミーティング」に対応する部分です。Ⅱで検討した支援を実施しながら、本人を交えたミーティングに参加（時として主催）し、検討した事項を「検討の内容」に記録します。

コメントの追加 [10]: 支援者が本人の意思を尊重する姿勢で臨むことができているかをチェックします。この内容欄はガイドライン p.11～12 に掲載されており、全てにチェックがつくことが望ましい欄です。

コメントの追加 [11]: 決まったことや、決まらなかったことを記録します。なお、1度のミーティングで無理に決める必要はありません。

Ⅴ．その後の状況

その後、ケアマネジャーがホームヘルプサービスと訪問看護サービス導入のプランを作成、保佐人として本人が契約できるよう支援した。本人は「うちに人がくる」ことを大変喜んで受け入れた。デイサービスに朝夕と顔を出すことを止めることはなかったが、看護師も顔を会わせないように工夫し、状態も落ち着いている。

コメントの追加 [12]: 「本人を交えたミーティング」を実施しても意思が決定されない場合は多くあります。再度意思決定支援を行う必要性を検討し、記録します。
意思決定を先延ばしすることができる場合には、さらに支援を継続するために、Ⅱ～Ⅴのプロセスを繰り返し実施し、その内容をその都度記録していきます。

【基本原則】
第１　全ての人は意思決定能力があることが推定される。
第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

【様式２】　　個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート

記入例・解説

この様式は、①本人の意思決定や意思確認が困難とみられ、かつ、②決定をこれ以上先延ばしにすることができない場合に使用します。

Ⅰ．概要

本　人	○○　○○	**記入者**	△△　△△	**本人との関係**	保佐人
テーマ（課題となる意思決定）	退院後にどこで生活をするか				
過去の支援状況	■【様式１】添付				
実施日	○年　○月　○日　○時　○分～　○時　○分　**場所**（○×病院カンファレンスルーム）				
検討メンバー	中核機関、地域包括支援センター、元ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー、看護師、保佐人				

Ⅱ．意思決定能力アセスメント	
前提（決定期限）	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ ■延長できない（期限：○年　○月　○日まで） □延長できる　➡　【様式１】へ戻る。
A **意思決定を行う場面で通常必要と考えられる４要素につき満たされないものがあるか？**	■本人が関連情報について理解できなかった □本人が関連情報について記憶保持できなかった □本人が関連情報について比較検討できなかった ■本人が意思を表現できなかった **根拠**：医療ソーシャルワーカー、保佐人が現在の状況を伝え、退院の意向を複数回確認したが、本人は答えられなかった。医師からは言語障害、脳血管性認知症の影響が大きいとの所見。
B **支援者側が上記期限までに実行可能な意思決定支援を尽くしたか？**	■期限までに可能な支援は全て尽くした 支援内容：本人に絵や写真･文字ボードを使って説明や意思表明の支援を試みたが、本人は目を開けているものの反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。 医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。 □実行可能な支援が残されている　➡　【様式１】へ戻る。

➡上記アセスメントの結果、

■Ａ・Ｂいずれも当てはまる（支援を尽くしても、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる４要素のうち満たされない要素がある）

⇒本人は、その時点で、その課題について意思決定をすることが困難と評価される

意思推定アプローチ（様式３）へ

□それ以外

⇒意思決定支援に戻る（様式１）

【基本原則】

第２　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

コメントの追加 [　1]: 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく、支援の有無や程度によって変動します。

したがって、意思決定能力アセスメントでは、本人の能力（A）だけではなく、支援者が十分意思決定支援をしたといえるかどうか（B）も同時に評価の対象となります。

意思決定支援が十分にされているかどうかは、意思決定支援アセスメント（様式１）の状況を踏まえて判断しましょう。

【様式３】　　意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート
記入例・解説

この様式は、意思決定能力アセスメント（様式２）の結果、「本人は、課題について意思決定することが困難と見られる局面」において使用します。

Ⅰ．概要　■【様式２】と同じにつき記載省略

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ（課題となる意思決定）					
過去の支援状況	□【様式１】添付　□【様式２】添付				
実施日	年　月　日　時　分～　時　分　場所（　　）				
検討メンバー					

Ⅱ．意思推定に基づく代行決定を行うにあたっての検討

前提（決定期限）	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か？ ■延長できない（期限：　〇年　〇月　〇日まで） □延長できる　➡　【様式１】へ戻る。
本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、どのような意思決定を行うかを推定できるか？	■推定可　➡　推定意思の内容 ・推定内容：今まで一緒に過ごしていたインコと共に、デイサービスと同じような環境で暮らしたい。 ・理由：これまで本人は自宅での生活を継続しながら、ヘルパーやデイサービスの支援を受けていた。自分のことは自分でするといった価値観や母親譲りの自己流のやり方を誇りに感じており、他者からの介入や制約には反発することが多かった。他方、インコをかわいがっており、インコの写真を見せた際に唯一反応を返す等、インコとのやりとりが本人の生活の一部であり、重要な価値観となっているように思われる。以前から体調の悪化を自覚しており、「歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」と度々発言していたことからも、今なお自宅での生活を希望するとは考えにくく、インコを預かってくれているデイサービス併設の特別養護老人ホームへの入所を希望することが合理的に推定される。療養型病院への転院という選択肢もあるが、制約に不満を抱きやすい性格からすると、施設よりも自由の制限が大きい療養型病院での生活は希望しないことが合理的に推定される。 なお、施設では、本人の自己流のやり方を尊重しながらのケアが求められるだろう。 □推定困難　➡　理由
本人の意思推定のために明確な根拠となり得るエピソード、情報提供者、関連資料など	①これまでのエピソード ・今後希望する生活についての発言 …「インコと暮らしたい」「好きなものを食べて暮らしたい」「自分でできることは自分でやりたい」「俺も爺になって歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」 ・本人が嫌がっていたこと …「食べ物のことも自転車のことも口を出されてうるさい」、制約的な言動をする看護師を怒鳴るなど、自由が制限されることを嫌がる ・不慣れな状況、人がいるとイライラしやすい ・「うちに人がくる」ことを大変喜んで受け入れた ・長年ホームヘルプサービスを使っていた ②意思決定能力アセスメント時の状況

【基本原則】
第４ 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

コメントの追加 [1]: 本人の意思を推定するためには、本人の生活上の意向や好き嫌い、価値観等を把握しておく必要があります。
これらの情報は、本人の日常生活やサービス提供場面における本人の表情や感情、行動に関する記録などの情報に加えて、これまでの生活歴、人間関係等様々な情報から拾い出す必要があります。
ただし、中には、一見すると矛盾している情報や、古すぎる情報なども混在している可能性もあります。情報の新しさや詳しさ等に注意しながら、チーム内で複数の視点から、何が信頼できる事実であり、その事実からどのような本人の意思が導かれるかを検討することが大切です。

	ほとんど反応はなかったが、唯一、インコの写真を見せたところ、目を見開き、体を起こそうとして声を挙げた。 ③情報提供者 検討メンバー及び主治医・在宅ケア時のヘルパー ④関連資料 ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録票、本人情報シート、インコの写真
代行決定に当たっての留意事項 **※チェックできない項目がある場合には、第１～第３原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。**	■結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 ■本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 ■支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 （サービスの利用を検討している場合のみ） ■サービス利用ありきになっていない。

➡上記検討の結果、

■推定意思の実現を支援する。

□推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される

⇒本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合の検討（様式４）へ

□意思の推定すら困難

⇒最善の利益に基づく代行決定の検討（様式５）へ

コメントの追加 [2]: 本ガイドラインでは、後見人等の権限濫用防止の観点から、意思推定を代行決定の一類型であると位置付けています。代行決定に安易に進まないように、これらの留意事項が踏まえられているかどうかについても確認しておきましょう。

【基本原則】

第４ 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

【様式４】　本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート
記入例・解説

この様式は、本人の表明された意思又は推定意思を実現しようとすると「本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面」において使用します。
本人に当該意思決定に関する意思決定能力が十分にあると思われる場合でも、本人を保護するという観点から、本人の意思決定に介入する必要性があるかどうかを吟味します。

Ⅰ．概要　　□【様式　　】と同じにつき記載省略

本　人	△△　△△	**記入者**	××　××	**本人との関係**	成年後見人〇〇　〇〇
テーマ **（課題となる意思決定）**	居所の決定（肺炎の治療で入院中、土砂崩れにより自宅が半壊状態になった。本人の帰宅願望が強いが、修繕費用を出すことが経済的に困難。本人は入院中に認知症が進行している。外出許可をとって本人に半壊状態の自宅を見てもらったり、修繕費用の見積もりを見てもらったりして帰宅が困難であることを理解してもらうものの、記憶保持が難しく「うちに帰りたい」と発言している。）				
過去の支援状況	■【様式１】添付　□【様式２】添付　□【様式３】添付				
実施日	〇年　〇月　〇日　〇時　〇分～　〇時　〇分　場所（　〇〇病院相談室　）				
検討メンバー	成年後見人、医療ソーシャルワーカー、民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、姪の子				

Ⅱ．本人の示した意思（推定意思）の実現は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずるかどうかの検討

本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。	■はい⇒根拠　　□いいえ 今の状態の家に住むことについて、役所の建築指導相談課に相談したところ、「柱や壁が傾いているため、倒壊のおそれが高く、危険」との回答であった。
一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。	■はい⇒根拠　　□いいえ 自宅に戻り、家が倒壊した場合、逃げ遅れて本人の命が失われるという重大な影響を生じうる。
その発生の可能性に確実性があるか。	■はい⇒根拠　　□いいえ 役所の建築指導相談課の回答によれば、通常レベルの台風や地震であっても一旦発生すれば「倒壊のおそれは高く」、高齢の本人が逃げ遅れて本人の命が失われるとの結果が発生する確実性がある。

➡上記検討の結果、
■すべて「はい」に該当する
⇒以下の方法につき検討
□本人の意思決定に同意しない（同意権・代理権を行使しない）
■本人の示した意思とは異なる形での代行決定（代理権、取消権の行使）を検討する
⇒様式５（本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討）へ
□上記以外
⇒意思又は推定意思の実現へ

【基本原則】
第３　一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。
第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

コメントの追加 [　1]: 様式４及び様式５の記入例は、「参考事例」とは別の事例を前提としたものです。具体的には、本人が半壊状態となった自宅への帰宅願望が強く、支援者らが一連の意思決定支援を行ったものの、本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるおそれがあると考えられたため〔様式４〕、最終的に、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行った〔様式５〕という事例です。実際には、様式１を作成したのち、様式４及び様式５を作成する流れとなりますが、様式１の記載例は省略しています。

コメントの追加 [　2]: この場面では、本人の自己決定権の不当な侵害とならないように、３つの要件がそれぞれ充たされるかどうかを慎重に検討する必要があります。
たとえ周りからは不合理に見える内容だとしても、本人の示した意思（推定意思）を実現した場合に、「取り返しがつかないような結果がほぼ確実に生じる」とまでは言えないならば、本人なりの価値観に基づいた意思決定と考え、本人の意向に寄り添った支援を試みることが望まれます。
他方、「取り返しがつかないような結果がほぼ確実に発生する」場合、例えば、自宅での生活を続けることで本人が日常生活すら維持できない場合などは、本人を保護するという観点から、本人の意思とは異なる代行決定を行うことが許容されることもあります。
その場合、チームによる複数の視点から検討することが大切です。

【様式５】　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート
記入例・解説

この様式は、①本人の意思の推定すら困難な場合（様式２・様式３）か、②本人の示した意思等の実現が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合（様式４）にのみ、最後の手段として使用します。
また、「最善の利益に基づく代行決定」の対象範囲は、後見人等の権限が及ぶ意思決定に限定されています（ガイドライン参照）。

Ⅰ．概要　■【様式 ４ 】と同じにつき記載省略

本　人		**記入者**		**本人との関係**	
テーマ **（課題となる意思決定）**					
過去の支援状況	□【様式１】添付　□【様式２】添付　□【様式３】添付　□【様式４】添付				
実施日	年　月　日　時　分～　時　分　場所（　　）				
検討メンバー					

Ⅱ．検討

本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件 **※すべての条件を満たしている必要があります。**	■意思決定の期限が迫っており、これ以上決定を先延ばしできない。 ⇒期限：　〇年　〇月　〇日まで ■後見人等による代行決定が及ぶ意思決定である。 ■本人の好み・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られている。 ■本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されている。
代行決定に当たっての留意事項 **※チェックできない項目がある場合には、第１～第３原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。**	■結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 ■本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 ■支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 （サービスの利用を検討している場合のみ） ■サービス利用ありきになっていない。
本人にとっての最善の利益の検討 考えうる選択肢の提示と比較検討　（本人の好み・価値観に近い順、自由の制約がより少ない選択肢から順に、本人の視点を踏まえてそれぞれの要素を検討してください。）	選択肢１：自宅近くのグループホームに入所する 選択することのメリット：自宅や庭を見に帰ることができる。近隣に住んでいる友人や民生委員、介護サービス事業者等が面会にくることができる。 選択することのデメリット：本人の厚生年金では、グループホームの利用料を支払うことができず、預金を崩しながら生活することになる。７年暮らしたところで、赤字にはならない入所施設への切り替えをしなければならない。 選択肢２：県外（姪の娘がいる地域）の特別養護老人ホームに入所する 選択することのメリット：最期まで、過ごすことができる。姪の娘がいる地域なので、姪が面会することができる。 選択することのデメリット：自宅や庭を見に帰ることができない。近隣の友人が面会に来ること

【基本原則】
第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
第７　一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第１原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

コメントの追加 [1]: まずは、代行決定に安易に進まないように、これらの前提条件を満たしているかを確認しましょう。

コメントの追加 [2]: これらの留意事項が踏まえられているかどうかについても確認しておきましょう。

コメントの追加 [3]: 「本人が選択しそうな選択肢」を複数挙げ、本人の立場に立って考えられるメリット、デメリットを可能な限り示した上で、比較検討してみましょう。
また、選択肢が両立するかどうか、本人の自由の制約が最も少ない選択肢はどれかを吟味しましょう。大切なのは、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採ることです。これは、「これが本人にとっていい選択だろう」と後見人等の価値観に基づき判断するものではありません。
なお、意思推定の場面と同様、チームによる複合的な視点で吟味しましょう。

	はむずかしく、これまでの人間関係が切れてしまう。 ※選択肢はできる限り多く検討してください。
結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由	代行決定の内容：自宅近くのグループホームに入所する。 理由：本人は、姪の娘のことを覚えておらず、姪の娘の面会があっても喜ぶことはない。これまでの本人の生活を考えても、友人が面会に来ることが出来るＧＨの利用が望ましいということになった。
モニタリング実施時期	■３か月後　□６か月後　□その他（　　）

コメントの追加 [　4]: 代行決定の後、今回の支援の結果についてモニタリングを実施する時期を決めておきましょう。具体的には、その時期に、改めて本人の状態を把握した上で、もう一度意思決定支援をし直すべきか、あるいは代行決定した選択肢と別の選択肢を用意すべきか等について検討します。
なお、代行決定はその場限りの介入であり、別の課題における意思決定の機会においては、ガイドライン第１原則（全ての人には意思決定能力があると推定されること）に立ち戻って、様式１による本人の意思決定支援を改めて展開します。

【基本原則】
第５　①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
第６　本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
第７　一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第１原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

令和４年度　成年後見制度利用促進体制整備研修

成年後見制度関係資料集(ver.6)

令和４年９月１日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ　厚生労働省ホームページ　成年後見制度利用促進　検索